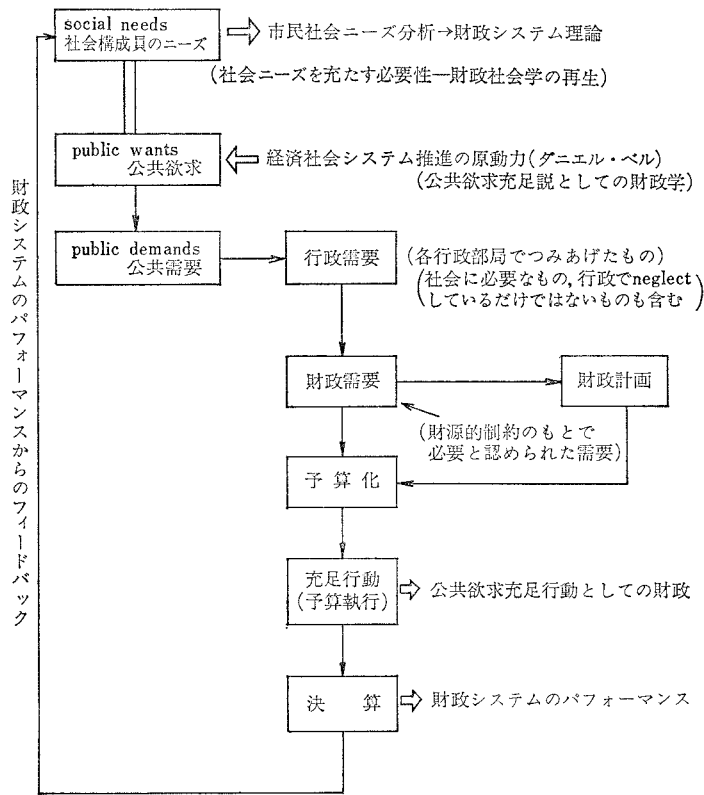


図2 市民公家政型財政的意思形成のプロセス



経済学と市民社会
 市民時代の社会科学 ← 近代経済学の危機
 ↑ 近代財政学の危機
 市民時代における財政政策とは
 システム技術段階における " " 市
 第三世代の学問としての " " 市
 市民公家政型財政的意思形成の理論である
 (図2参照)。
 (詳細については紙数の関係で「近代法学」
 第二六卷二号の拙稿「現代財政類型としての市
 民公家政の理論序説」参照。)

四 市民公家政型財政的意思形成
 において効率と公正を定着
 化させるためのシステムの
 方策(制度・組織論)

- 1 複合政策科学としてのソーシャル・ポリ
 シー・ミックス
- 2 市民公家政型財政的意思形成のシステム
 化
- 3 効率と公正への行政点検運動へのマニ
 ニアル化への提言
 (詳細は略、この部分はいずれ組織学会発表

予定)

コメント (桜美林大学 佐藤克己)

市民公家政という形容矛盾は、市民を公民の意として概念化すること
 は避けられるが、市民の概念を西洋的概念から借用しなくても江戸、難
 波、堺等における自治的行政的庶民(西洋の政治的勢力としてのブルジ
 ョアジーに対比して)の概念の方が日本土着の実体をもった概念なので、
 このような意識を育て発展させた方がコミュニティ(大平首相の「田園
 都市構想」)形成に役立つのではないか。
 殊に二一世紀の課題として世界政府―世界連邦の単位として権力闘争
 に走り易い国家(権力)よりも個人(家族)を単位とすべきであるとい
 うのが今日の世界連邦主義者の圧倒的意見であり、これとの関連に於て
 も極めて有意義な御研究として高く評価したい。

質問 (国士館大学 大庭治夫)

報告者は「今日においても、官房学者の伝統から離れる何らの理由も
 ない」とミューダールを引用しつつ言っているが、それと「市民公
 家政とは矛盾しないか。そこに「権威」の問題がありはしないか。

(紙数の関係で回答は省略させていただきましたが両氏のコメント
 及び質問は筆者の報告線にあるものであり、報告を突りあるも
 のにしていただいた点感謝申し上げます。)

日本のチューネン圈的構造と農業政策

宮坂 正治

〈信州大学〉

すべての科学、すべての哲学は、啓発された常識 (common sense) である(1)。

— もんだい

K・R・ポパー

J・H・フォン・チューネン (J. H. von Thünen) がみずからのテロー (Tellow) の農場を実験場にして『孤立国』(Der isolierte Staat) (2) を描いて農業問題および国民経済問題を種々の観点から研究したことはあまりにも有名である。この『孤立国』のなかで、周知のように、「都市の近傍においては価格に比して重量が大きく、または、かさばって都市への運送費膨大なために、遠方よりとうていこれを輸送しえざる生産物が栽培されねばならぬことは一般的に明らかである。また腐敗しやすいもの、新鮮なうちに消費せねばならないものも同じである。然るに都市から遠くなるに伴い、土地は漸次に価格に比して運送費を要すること少なき作物の生産を示す。この理由から、都市の周囲に、ある作物を主要生産物とするところの同心圏がかなり明瞭に描かれる。栽培する作物が異なるにつれ、農業の全形態が変るから、吾々は各圏において種々なる農業組織を見るであろう。」(3)と述べて、第一圏自由式農業、第二圏林業、第三圏輪栽式農業、第四圏穀草式農業、第五圏三圃式農業、第六圏畜

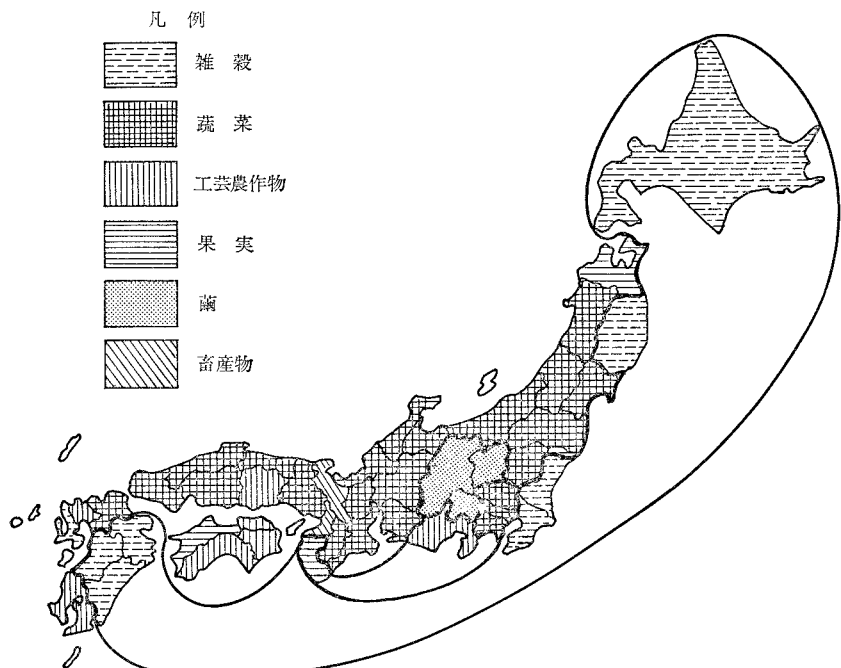
産の農業圏域を描いている。いわゆるチューネン圏 (Thunenschen Ringe) の形成である(4)。

このチューネン圏については色々批判はある。一例をあげれば、「一つは、土地の豊度を同一なりとする前提であって、このような抽象は農業の本質を没却し、実体を遠ざかること遙かなものがある。もう一つは、輸送費を極度に重要視する考え方であって、チューネンが生きていた一八世紀〜一九世紀前半の時代に則しすぎている立論といわざるをえない。すなわち交通が未発達で商業的農業がなほ低い段階にあつては、たしかに輸送費は価格形成に対して重要性をもつが、今日の段階では比重が低い。」(5)とある。紙面の都合上、これらチューネン圏形成の批判に対し論議をなす余裕はないが、本報告では、チューネン圏形成を是認し、戦前についてはすでに他の稿(6)において述べたので、このたびは戦後のわが国のチューネン圏的特質をながめ、これに対応していかなる農業政策を施すことが適切であるかの考察を「もんだい」にしたい。

二 戦後日本のチューネン圏的特質

最近の経済構造の変質変容は目まぐるしく、農業立地構造の変化もその例外ではない。農業はとくに斜陽のだけに農業立地構造は時

第1図 昭和24年府県別代表的農産物の立地 (米・麦類を除く)



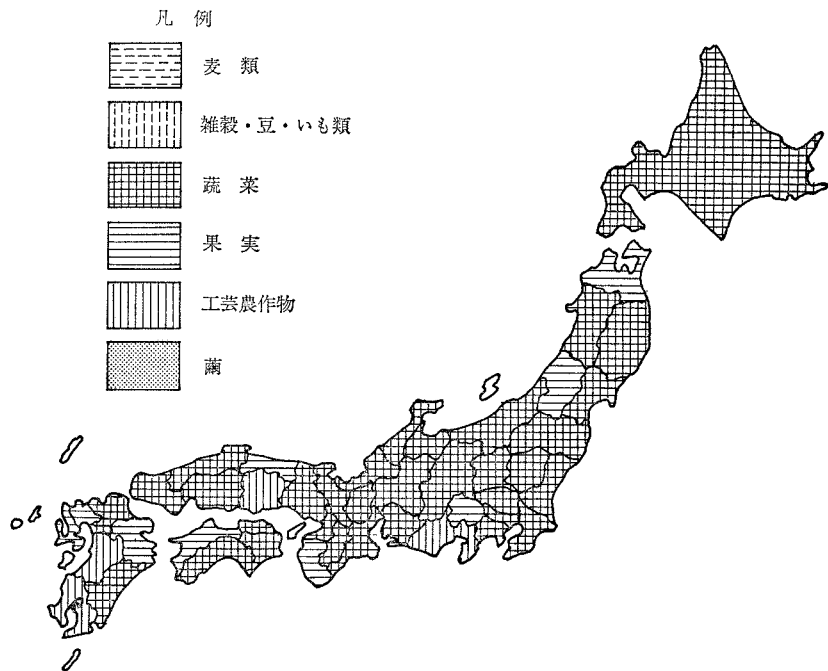
(備考) 経済審議庁企画部監修『日本地域現勢図説』河出書房、昭和27年、133〜5頁により作成。府県別農産物生産額構成比を計算して作図。

間的空間的に変化の異なること著しく、必ずしも恒常的なチューネン圏的構造の様相を示しているとはいえず、現実には「都市⇌市場」の関係からのみならず、必ずといってよいほどの産業立地や国土開発・地域開発の計画・実践ともからみ合った形で形成される場合が多い。終戦後、もはや約三五年を経過しているが、日本の経済の混乱、復興、高度成長、不安定な低成長の波を受けながら農業構造も顕著に変化してきた。そこで敗戦後から今日までの期間を四期に分けてチューネン圏的構造の特質を考察することとする。

(1) 第一期敗戦直後からの混乱期

周知のように、終戦以来数ヶ年はこの地域も主食である米・麦類が代表的な農産物で、政府の強力な作付および供出の統制がつづき、農家にとつても、これら米・麦類増産こそが農業所得あるいは農家所得獲得の安定的な方策でもあった。したがって、この終戦後間もない昭和二十四年では各地域とも圧倒的に代表的農産物は米・麦類で、これらを除くと第1図のような「農業立地圏域」を呈する。すなわち、東京や名古屋を中心としては蔬菜・雑穀・工芸農作物、

第3図 昭和45年府県別代表的農産物の立地（米・畜産物を除く）

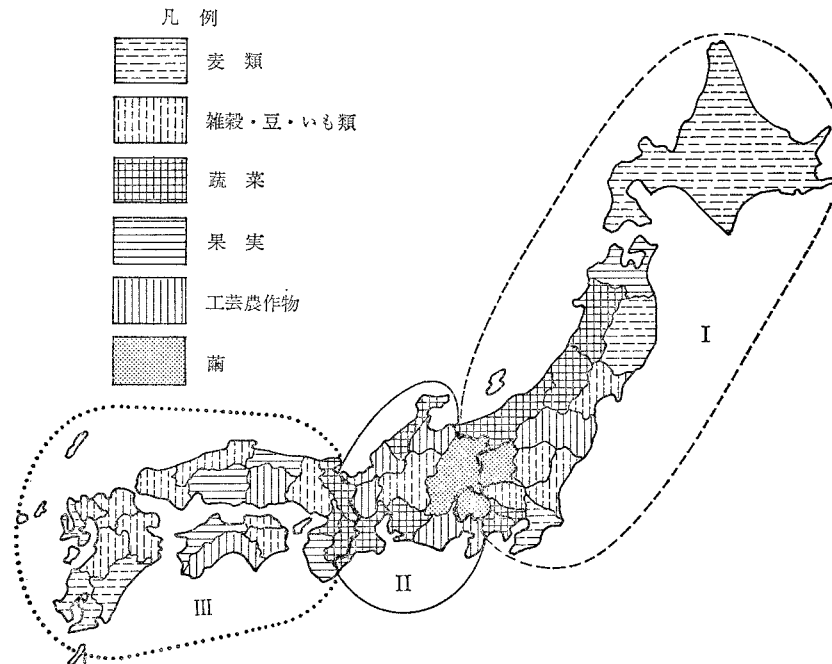


（備考） 農林省統計情報部編『第47次農林省統計表』昭和46年により作図。府県別農産物生産額構成比を計算して作図。

各地方を圏域とする農産物立地となっている。

(3) 第三期高度成長期
昭和四十年代に入り、同四十八年ごろまでは、比較的順調に経済成長の高度化が進み、いわゆる大衆消費時代が促進された。農業機械をはじめとする他金属・機械工業の発展ももたせて、農業経済上機械化・施設化の進展は目をみはるものがあった。こうした生産設備の高度化のみならず農業経営管理上の革新も目ざましく、協業の促進、多角化から専門化へ、家族経営から企業化への方向が唱えられていった。ただ、農業発展のこうした趨勢が具体的には必ずしも順調に導入されていったとはいえない。これは、国内の消費構造の高度化のほかに、もう一つには経済の自由化が行なわれ、外国農業との国際間競争に打ちかたなければならぬという宿命を負わされてきつた理由に基づくといえよう。ともあれ、この期間は第3図の米・畜産物を除いた農産物立地構造図をうかがって明らかになように、蔬菜・果実・工芸農作物のみが全国的に萬遍なく分布されて、農産物消費構造が全国的に平準化してきたことをよく示している。それだけに、この時期では、いわゆるチューネン圏的構造を明確な形で見出そうとするには困難であるといえる状況となったのである。

第2図 昭和35年府県別代表的農産物の立地（米・畜産物を除く）

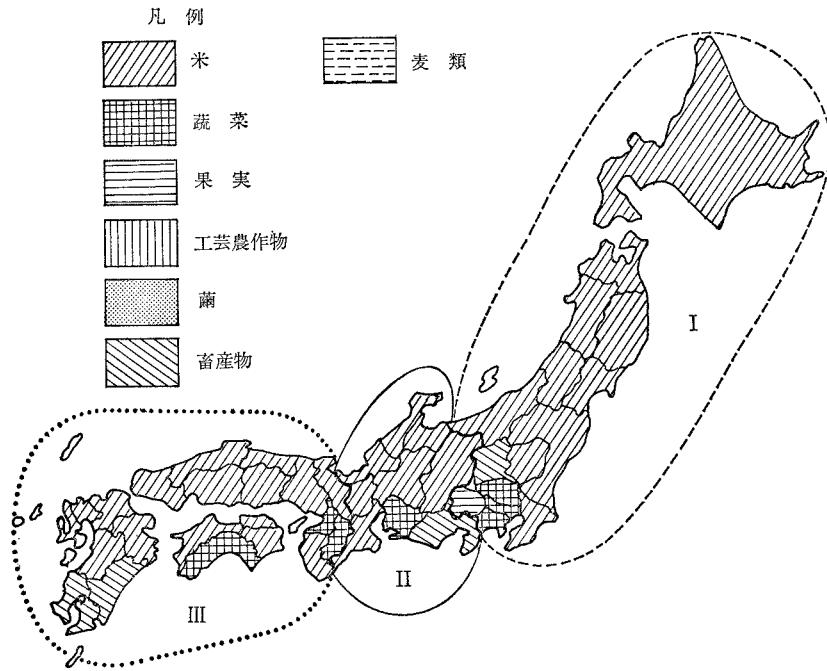


（備考） 農林省農林経済局統計調査部編『第37次農林省統計表—昭和35年—』昭和36年により作成。府県別農産物生産額構成比を計算して作図。

大阪を中心として畜産物、蔬菜、果実のような労働集約的、高収益性の農産物が生産されていることがわかる。

(2) 第二期経済復興期
現在では想像できないような経済・社会混乱期も、昭和三十年代に入ると落ちつきをみせ、いわゆる高度成長期の前哨戦の様相を呈し、農業ははじめ各種産業の活躍も目ざましいものとなってきた。大都市の急激な商工業の復興の労働投入に吸収されて、農村では労働力が急減し、このため「多労働法」から「省力化農法」へと転換を迫られた。つぎには国民所得、生活水準が向上するにつれて、畜産・果実・蔬菜などの商品生産が活発になり、しかもこれらはコストの低減、品質向上、規格統一、大量出荷が要請されるようになって、いわゆる産地の集団化、主産地形成がいそがれることになった。米・畜産物を除いた農産物の立地構造を描くと第2図のようである。かなり明確な形でチューネン圏的な姿を現わしてきている。すなわち、第Ⅰ圏——東京を中心とする東北地方・関東地方が蔬菜・工芸農作物あるいは果実・雑穀・豆・いも類あるいは繭、第Ⅱ圏——名古屋を中心とする中部圏の同様な農産物立地の同心圏、第Ⅲ圏——大阪を中心とする近畿・中国・四国・九州の

第5図 昭和50年府県別代表的農産物の立地（農業粗収益による）



（備考）農林省統計情報部編『第52次農林省統計表』昭和50～51年，247頁により作図。

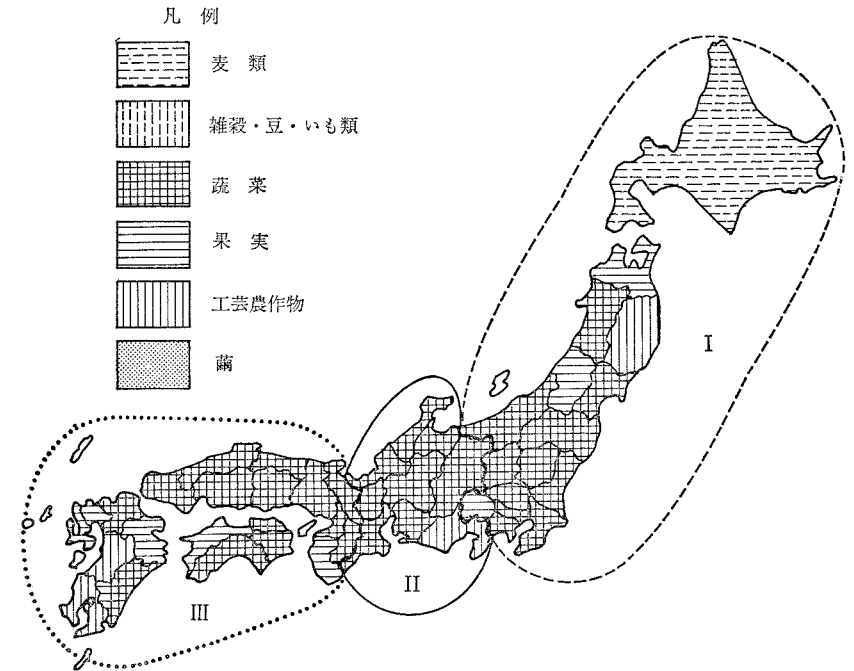
しかも、この同じ昭和五十年の農産物立地を農業粗収益によって作図すると第5図となつて、こうした圏域が明らかとなり、各三圏域とも、東京・名古屋・大阪を中心として、蔬菜・果実あるいは畜産物・米などの形となつていて、いわゆるチェーン圏的構造が明確化してきた傾向といえよう。

三 むすび——農業政策の方向——

農業は一般的に衰退しつつあるといわれる。しかし、専業農家自身が農業を通して、少ない農業従事者ながら、前掲したような『経済白書』で指摘された問題点の解決や、農民自身の危機意識の自覚からくる農業経営への真剣な取り組みが最も必要であると思われる。そこで、農業政策の今後のあり方の一端を指摘して詳細は他の機会にゆずりたい。すなわち、一つには、農業の実態を単に統計的な資料のうえのみでなく、また理論のみの解決というのではなく、農村の實際を足で歩き、しかも科学的な基礎調査と分析を行なつて真の問題点を把握すべきである。二つには、最近の高速交通体系の革命に対応していかに農業経済立地のあり方を方向づけるかを検討すべきである。果たして、今日のチェーン圏的構造のような農業立地の方向が適切かどうかを慎重な予測と計画によって、政策を考え、これの強力な実行をなすべきである。三つめには、農

第4図 昭和50年府県別代表的農産物の立地（農産物価額による）

（米・畜産物を除く）



（備考）農林省統計情報部編『第52次農林省統計表』昭和50～51年により作図。

(4) 第四期経済低成長期

誰しも知るように、昭和四十八年十月ごろからの石油ショックを契機として長期停滞への時代に入り、ここに昭和五十年には深刻な不況の波が押し寄せてきた。最近の経済白書にも農業の体質改善を進めるうえでの問題点を指摘するように指摘している。すなわち、「第一は、農業構造の改善が遅れ、経営規模が零細なままにとどまっていることである。第二は、食料消費の伸びが全般的に鈍化していることである。第三は、施設園芸、中小家畜などの施設型農業が発展しているなかで、石油を中心とするエネルギーの多量消費、環境汚染や地力の低下などの問題が生じてきていることである。第四は、農産物輸入に対する国際的要請の強まりや、国際価格との開差のなかで国内農産物の割高が認識されるようになってきていることである。」と農業改善政策の厳しさを訴えている。

このような経済の全般的衰弱のなかにあつて、各地域の農民は最も効率が高く高収益性の商品農産物の生産をめざしてきているように思われる。その成果を、米・畜産物を除いた農産物価額の農産物立地を图示すると第4図のとおりである。第三期と異なり、また第一圏——東京を中心とした圏域、第二圏——名古屋を中心とした圏域、第三圏——大阪を中心とした圏域とがほぼ明確となつてきつつある。

業機械化、集団労働組織化が果たして現在の農業構造、農村社会にマッチした形で導入されているかどうかの検討を行なってこれらを実施すべきである。最後に、外国農産物の輸入との競合関係を十分考慮して、国内の農産物立地構造、さらには地域農業との関連、地域間農業を配慮しつつ農業政策を実行すべきであると思われ、これらの政策の実施によって日本の農業の発展を期待するものである。

- (1) K. R. Popper: *Objective Knowledge: An Evolutionary Approach*. Oxford, At the Clarendon Press, 1972, p. 34.
- (2) J. H. von Thünen: *Der isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft und Nationalökonomie*. Jena, 1910.
- (3) J. H. von Thünen: a. a. O., S. 12. 近藤康男『近藤康男著作集』第一巻・チヌネン孤立国の研究『翻訳』『農山漁村文化協会』一九七四年、四〇ページ。
- (4) Th. Brinkmann: *Die Ökonomie des landwirtschaftlichen Betriebs. Grundriss der Sozialökonomie* W. Abt., Verlag v. J. C. B. Mohr, Tübingen, 1922, S. 76.
- (5) 矢島武・崎清誠治共編『農業経営学大要』養賢堂、一九七七年、一四ページ。
- (6) 宮坂正治『日本資本主義と農業立地移動—日本資本主義におけるチヌネン圏の把握—』(逆井孝仁・保志尚・関尚志・石井寛治編『日本資本主義—展開と論理—』東京大学出版会、一九七八年、三二一—三三七ページ)。
- (7) 経済企画庁編『昭和54年版・経済白書—すぐれた適応力と新たな出発—』大蔵省印刷局、一九七九年、二五六—二五七ページ。

自治体の産業政策

地方自治体の産業政策という場合、果して自治体が政策主体として独自性をもっているのか、あるいは産業政策といえるほどの政策がこれまで自治体においてなされたことがあるのか、ということが問題になる。これは、産業政策が諸産業を直接の対象とする政策であって、国民経済のなかの一行政区域にすぎない地方自治体がそれを政策対象として把えることができるものなのかという問題でもある。

二

これまで、地方自治体が産業政策とかかわる分野で、どのような役割を果たしてきたのかを二つの事例でみると、(1)社会資本政策という産業基盤政策—産業構造高度化という政府が設定した政策課題の実現に向かっての自治体の対応であるけれども、政府の補助金政策が契機であるといえ、自治体による乏しいながらも可能な政策手段を総動員しての企業誘致政策がなかったならば、政府の意図した産業基盤政策ひいては産業構造政策は成功しえなかったであろう。(2)中小企業政策—自治体は、政府の中小企業政策を地域において

質問 (青山学院大学 西岡久雄)

チヌネン圏の研究からどのような農業政策が最も重要かと思われるか。

答 交通や都市(市場)と農産物の生産立地との関係から考えられる最も効率ある全国的視野からする農業立地政策および専業農家・兼業農家とが農家所得の向上する方策を農村計画として考え、豊かな「村づくり」に力点を置くべきである。

金倉忠之

〈東京市政調査会〉

履行するための実施機関として位置づけられているけれども、政府の中小企業政策は中小企業者にとって身近な自治体の存在を抜きにしては展開しえず、政策の主導性をとりうる可能性が自治体にある。いずれにおいても、自治体の行政区域をなす「地域」という要件が、自治体が産業政策にかかわりうる根拠をなしているということが出来る。しかしながら、これらは、いわば、政府の産業政策に誘導された産業政策という性格をもつもので、到底自治体の独自の産業政策ということとはできない。

三

自治体の産業政策は、自治体が自治体なりの産業政策を展開しようとしても、政策対象、政策手段、財源の面できわめて大きな制約条件の下におかれているのが実情である。わが国の産業政策機構は、明治以来、中央集権的な性格が強く、地域の産業を基本的に規定する大企業・重化学工業の育成・振興、誘導・規制等の政策はすべて中央政府に集中している。

政策対象についていえば、政府は、国民経済全体の立場に立つということから、産業政策の中核である重化学工業あるいは大企業に対する施策を掌握している。これに対し、地方自治体は、農林漁

業・中小商工業等、その活動領域が地域に限定される産業を対象としており、地域の産業振興を直接目的としている。商工行政に限れば、地域の産業を構成しているのがほとんど中小零細業者であるため、かれらに対する施策が中心となっている。

自治体が産業経済行政を行なう手段としては、(1)国や自治体の財政資金あるいは民間資金を利用する金融政策、(2)自治体が民間の団体等に対し補助金・交付金を支出することによりなされる補助金政策、(3)地方税を減免あるいは課税強化することにより産業政策上の目的をはたそうとする租税政策、(4)経営・技術指導、業者等の経営の安定・維持をはかるために行なわれる行政指導、(5)許認可等を通ずる権力的な規制、(6)産業活動の目標等、計画を策定することにより、民間の産業活動を誘導しようとする計画行政、(7)産業基盤整備事業として行なわれる公共投資、(8)自治体のみならず産業政策として産業活動を行なう地方公社や地方公営企業活動が用いられているが、そのほとんどは、政府の産業政策を遂行するなかで許容されているもので、強い規制を受けている。

財源についても、自治体が商工行政を活発に行なえば行なうほど、一般財源からのもち出しが増えるという財政上の限界がそこにあり、経済力・財政力の乏しい自治体とくに市町村は施策らしい施策を展開しえない実情がある。

四

では、政府の産業政策と区別されるような自治体に特有な産業政策とは何か、もちろん、国民経済全体をベースにした産業政策の主

体は政府にあり、産業政策における自治体の位置は、国家レベルにおける包括的な産業政策の枠外に出るものではない。とすれば、自治体の産業政策が、政府の産業政策のなかに包摂されつつも、自治体なりの独自性を施策として展開しうるのでどうかというところが問題になる。自治体が自治体なりの独自性を産業政策に打ち出そうとするならば、それはやはり、地方自治体の自治的性格から生み出されるものでなければならぬ。

まず第一に、地域住民の生活あるいは福祉の向上という自治体行政の目標に沿った産業政策の展開が求められるということ。こういう視点からの産業政策は、単に産業の成長・発展のみを追求する産業政策とはおのずから異なる。

第二に、政策の対象となるものは、あくまでも、自治体の行政区域という地域における産業活動であるということ。これは、対象地域が制約されているという反面、地域において行なわれるすべての産業上の問題が自治体問題として対象になりうるということを意味する。

第三に、自治体レベルにおける産業政策は、とくに政府の産業政策から取り残された階層たとえば小零細企業や自営業者層を重視するものであること。これは、自治体の立場からいって、地域内の全産業・全企業を同等に扱いかい、地域住民の課題として応えるという役割を示すものである。

第四に、産業政策といえども、自治体行政の一環としてなされるものであり、他の行政分野との整合性が求められるということ、これは、各行政分野の施策相互間に対立あるいはくいちがいがあると

すれば、政策効果が期待できないばかりでなく、政策自体が矛盾したものとなることを意味する。

このような視点にたつて、地方自治体の性格を反映させた産業政策は、政府の産業政策に対し、特異な政策として現われてくる。

五

ここでは、自治体の独自の産業政策が、政府の産業政策との関連のなかでどのように現われてきたかを、東京都の中小企業政策におけるいくつかの事例によってみてみる。(1)中小企業施設改善資金貸付制度、(2)無担保無保証人融資制度、(3)個人事業税の減免措置、(4)公害防止のための中小企業対策、(5)環境整備等経営安定資金融資制度、(6)大型小売店舗等出店対策要綱。これら施策の事例を通ずる特徴をあげると、(a)国の制度化への先導的な役割を果していること、(b)政府の政策の対象とならない階層を重視していること、(c)中小零細業者の要求にもとづいてのこと、(d)経済環境の変化に対し敏感にきめこまかな施策として対応していること、(e)住民生活を擁護するための施策としての性格をもっていること。これらは、自治体の性格から生み出される産業政策に対応しているといえる。

六

このような自治体の独自の産業政策がいかなる政策手段によつてなされたのか、特徴的な政策手段について検討する。

(1) 金融政策

自治体の産業経済行政を代表する重要な施策で、沿革が長く、多くの努力が積み重ねられている。それは、とくに不況期において脆弱さを現わす中小零細業者を政策対象とするため、業者救済の緊急性により政策手段として資金融資が中心となるからである。しかも、融資事業は、行政としては、制度を設立して金融機関による資金を確保し、業者に紹介、保証・あっせんすればよく、他の商工行政とちが比較的面倒は少ないという手段としての容易さがある。だが、施策として重要性をもつのは、政府の施策に対置された自治体の独自の政策配慮にもとづいているからである。

(2) 租税政策

企業誘致条例による減免のような政府の施策に誘導された自治体の誘致奨励措置に対し、個人事業税の減免措置等の独自の施策は、制度上、法律上保証されている手段を、自治体の産業政策に積極的に利用した事例として挙げる事ができる。

(3) 許認可等を通ずる権力的な規制

法令にもとづき運用されているもので、この領域においては、自治体が独自になしうる余地は少ない。近年、自治体の権限が徐々に拡大されつつあるけれども、いまだ産業政策における自治体の権限は低い。だが、そうした状況のなかでも、たとえば、ある問題についての権限がない場合でも、ほかの権限を援用して政策効果をあげることができ。これは、権限が制約されているなかで止むをえずとった手段であるけれども、一つの独創的な政策手段であるといえ

る。

(4) 地方公社

これは、自治体が出資して、その行政機能の一部を自治体に代わって処理するために設立された法人であり、各種の制約の下におかれる一般行政とはちがって、自治体が経済活動をなす上で、比較的財源・行動の自由な形態として採用されている。それだけに、この形態において、自治体の独自の施策を展開しうる可能性が大きい。だがそれにもない、住民や議会の目が届かない等多くの重要な課題が残されている。

以上、いくつかの政策手段を検討するなかで、たとえ強い制約条件の下におかれているにしても、自治体が独自の政策を行なうための政策手段を、多様な形態でとることが可能であり、開発されてきていることがわかる。

七

最後に、自治体の産業政策の課題として、いくつかの点を指摘しておきたい。

(1) 独自の産業政策を打ち出さうる自治体はかぎられており、それは政府に対して独自のであるばかりでなく、自治体のなかでも独自のであるということ。そのため、自治体施策における地域格差となつて現われる。だが、このような施策は、きわめて波及性が強く、他の自治体や政府の政策への影響があり、その意味で、均等化する

傾向もあると思われる。

(2) これまで、地方自治体として一括してきたが、都道府県と市町村、あるいは市町村のなかでも大都市と中小都市では、その施策に大きなちがいがある。なかでも、中小都市においては、ほとんど施策らしい施策が行なわれていないのが現状であり、たとえ施策が行なわれるにしても、ほとんどが都道府県の補完的機能にとどまっているわけで、ここでの産業政策は、今後の重要な課題だといえる。

(3) 自治体の独自の産業政策として採用されているのは、ほとんど中小零細業者の保護育成という性格が強い。それは、中小零細業者のおかれている状況が、不当な抑圧や圧迫を受けている側面が強いことがあり、そのため是正として必要な施策であったといえる。だが、そうした自治体への依存にすぎることなく環境変化に対応しうる体質の強化あるいは自立性の強化等の面でお課題が残されている。

(4) 自治体が産業政策として独自の施策を打ち出すことは、政府の政策への批判としてみることもできるわけで、この意味で、政府の政策に対するチェック機能を担っているといえる。しかしながら、それには、自治体に可能な政策領域は狭く、産業政策の中枢から排除され、政策対象が限定されていることは致命的である。自治体が、地域の産業を政策対象としてとらえるうえでも、大企業による不当な圧力を規制しうることは、公正な取引環境を確保するために必要とされる。地方自治体の産業政策は、今日、地域内のすべての産業活動を自治体問題としてとらえるために、大企業対策を政策課題の大きな要素として対応することを考慮しなければならない段階にあ

ると思われる。

(付記)

加藤誠一先生(立教大学) はじめ大野秀夫先生(島根大学)、柿野欽吾先生(名古屋学院大学)、佐藤芳雄先生(慶応義塾大学)、田中充先生(関西大学) から貴重な御意見ならびに今後の研究にとつて有意義な御質問をいただき改めて感謝します。

構造的不況下における綿織物産地

森 博 男

（愛知学院大学）

綿織物産地を三河地域だけに限定し、この地域における構造改善事業の進捗状況とのかかわりあいうえで、構造的不況が三河産地にいかなる影響を与えたか、また産地はいかにそれに対応しようとしているかについて考察したい。

一 多品種生産と産元

三河産地の織布業者は約六〇〇で、織機台数一萬二、〇〇〇台を有し、従業者数三、八〇〇人によって年間二億七、〇〇〇万平方メートルの織物を生産している（昭和五三年）。一企業あたりの織機台数一九台は全国平均とほぼ同じ規模であるが、知多（七五台）、泉州（三六台）、大阪南部（四五台）等とくらべるとはるかに小規模である。これは後者三産地が、いずれも金巾、ポプリン等を中心とした組織の比較的単純な産地を大量生産する産地であるのに、三河が組織の複雑な比較的小ロットの織物産地であることによる。織物品種は生地ファンシークロス、生地細番手織物、先染インテリア織物、生地インテリア織物、広幅先染服地、加工糸織物、先染サツカー、クレープ、タオルシート、サテン、ナフキン等々きわめて多様である。その多様な織物を織る織機の種類も、箆幅では小巾織機から大巾織機まで、また回転性能では普通織機からグリッパ織機ま

で多様である。しかも織機総台数一萬二、〇〇〇台のうち、ドビー装置をもつものが六、四〇〇台、ジャカード装置をもつものが二、九〇〇台ある。

このように、多品種の織物を多様な織機と装置とによってそれぞれ専門的に個別企業が織っているため、織布業者の組織も大別して小巾、先染、装飾、生地の四部会があり、各部会がまた細分化されたグループをもっている。たとえば小巾部会の場合、ドビー、サツカー、広巾、シート、試織等のグループがある。

多品種生産を行う織物業者を総括する立場に立つものとして産地の織維品卸売商Ⅱ産元が存在する。産元には種々性格の異なるものも含まれているが、その代表的産元は商品企画、デザイン選定、原糸の供給、織物やその二次製品の販売等を営む機能を持ち、たんなる織物の流通担当者ではない。三河では産地以外の商社に織物業者が直接結びつくことは少なく、産地に卸売機能をもつ産元があり、産元が産地以外の商社ないし小売商と取引をする形態が大半を占める。こうした形態の生ずる根拠はこうである。多数の小零細な織物業者の織物の進行状況を常時個々のに掌握して、小回りのきく経営をすることは巨大な商社がよくなしうるところではない。同じ産地に所在して、たえず小規模な多数の織布業者と接触できるとこ

ろに小ロットの織物を多品種にわたって生産させることのできる条件が生れる。かくして織布業者の大部分は産元の工賃仕事をすることになる。

二 設備更新と生産性水準の高さ

綿工連の五二年度の資料によれば、三河産地の所有する織機台数の全国に占める比率は三・七パーセントであるのに、織物生産数量のそれは六・二パーセントである。つまり全国の平均織物生産性より六七パーセントほど三河の水準は高いわけである。

この織物生産性の高さは昭和四二年から四八年にいたる「特織法」にもとづく設備の更新におうところが大きい。この設備ビルド実績六〇億二、〇〇〇万円はその計画の九九パーセントにあたる。この構造改善の計画達成率を他の主要綿織物産地にみると新潟が七七パーセントで、遠州、知多、大阪はいずれも六〇パーセント台でしかない。三河での設備更新が他産地より急速に進められたことがわかる。

これを織機についてだけみれば、この構造改善の期間に現有織機五九パーセントが設置され、さらに五〇～五二年に六パーセントのビルドがみられる。綿工連全体では四二年以降のビルド化は四二パーセントにすぎず、しかも三五年以前設置の織機が三分の一を占めるのとくらべると、また三五年時点において織機の自動化率が綿工連全体では三五パーセントであるのに三河では六〇パーセントであり、とりわけ無杆織機の織機総台数に占める割合が綿工連全体では二・三パーセントであるのに、三河では八・九パーセントに達して

いることをみると、三河産地の織機の性能が全国の平均水準よりはるかに上位にあることは明らかである。

三 生産能力の「過剰」

構造改善を中心とした設備更新によって三河産地の織物生産性は高まった。構造改善開始の前年である昭和四一年には、従業者数七、九〇〇人、織機台数一萬六、五〇〇台、織物生産量二億七、〇〇〇万平方メートルであったものが、五二年には、それぞれ三、七〇〇人、一萬二、六〇〇台、二億六、〇〇〇万平方メートルとなった。ほぼこの一〇年間に従業者数が半減し、織機台数が四分の三近くにまで減ったものの、生産量は同じ水準を維持しているというところである。したがって従業者一人当り生産量は倍増し、織機一台当りでも二八パーセントほど生産量を増加させたことになる。

現実に生産された織物生産についてこのような生産性の発展がみられるのであるが、実はそれだけではない。所有されている織機がフル稼動した場合に発揮される織物生産能力そのものが、織機総台数の減少という状態のなかで、上昇しているのである。

昭和四七年には、月間二、三〇〇万平方メートルの織物を九五パーセントほどの織機稼動率でもって生産した。翌四八年には織機稼動率が九七～九八パーセントへと高まり、織物生産量も月間二、五〇〇万平方メートルに増加した。四八年の織物製品の仮需膨脹は産地の織機稼動率を高め、生産量を増加させただけでなく、織物の輸出货量を上回る輸入量を記録させたのであった。ところが同年末のオイルショックを契機として恐慌におちいった結果、四九年には三河

産地の織機稼働率は八〇パーセント近くまで下がり、生産量は一、七〇〇〜一、八〇〇万平方メートルにまで激減する。他方、在庫は従来四〇〇万平方メートル程度であったのが、一挙に一、〇〇〇平方メートルを超える激増ぶりを見せる。恐慌のすさまじさが知られるが、いま問題にしたいのはそのことではない。四九年の激しい織物生産量と稼働率のおちこみを經過した後、五〇年後半あたりから生産量は四七年ないし四八年水準に回復してきているし、在庫も四〇〇万平方メートル程度で落ち着いた動きを続けている。しかし織物稼働率は五一年前半に九二パーセントほどまでしか回復しないばかりか、五一年後半から急速に低下しはじめ、同年末には八〇パーセント台に落ち込み、以後低迷の度を強めつつある。

つまり、現在では、四七〜四八年水準の生産量は当時より一〇パーセントほど低い織機稼働率で十分維持できるということである。これは、いいかえれば、高性能織機の稼働が低性能の織機の稼働を排除しているということにはかならない。三河産地における構造的な不況はまず生産能力の「過剰」という形であらわれたのである。

四 織布業者諸階層の動向

高性能織機による低性能織機の追放ということは織布業者にとつていかなる意味をもつのだろうか。

「特織法」による構造改善ビルト参加企業を階層別にみると、織機台数一〇一台以上規模層では一〇〇パーセント、四一〜一〇〇台規模層九三パーセント、二一〜四〇台規模層五九パーセント、一一〜二〇台規模層三二パーセント、六一〜一〇台規模層一四パーセント、

くらべれば、これら転廃業者は半分以下の規模で、概して零細企業だといえるのであるが、最下層の企業だけの転廃業でないことも、また明らかである。

織機台数規模別に企業の日当りの平均操業時間数をみると、五台以下層の一二時間三九分を起点として、ほぼ経営規模が大きいはど操業時間は長くなり、五一台以上では一六時間である。長時間操業は、新鋭織機を導入した上層企業の場合、二交替、三交替の操業を行うことよって生産量を増大させ、不況時の低迷する工賃を数量でもって補填しようとするからである。他方、下層では労賃採算をとときには無視した長時間労働を家族労働力で行うことよって生業的経営を支えている。この両者の中間にある企業、すなわち雇用労働力を抱えながら設備ビルドを行うこともなく生産力格差をつけられ、織布技術の進展にも立遅れた企業は、労賃水準を超えた利潤範疇を確保しえず、転廃業せざるをえなくなる。こうした企業の存在が転廃業者の平均織機台数の規模を高めているのである。そしてまた、こうした企業は装飾、生地、小巾、先染のそれぞれの部門にわたって存在する。各部門の特殊性に応じて織機所有台数の平均規模は異なるから、織機所有規模階層からみると転廃業者はさまざまな階層からあらわれることになるのである。

しかも設備ビルドの進行が他産地より速いだけ、産地内の競争はきびしく、五二年から始まった設備共同廃棄事業は完全達成され、転廃業者はさらに増加する見込みである。

五台以下規模層三パーセントと、明らかに階層間の差がみられる。上層ほどビルド参加の比率は高い。この構造改善が実施された昭和四二〜四八年の時期の織布業者の規模別階層間の動きをみると、二台以上層の企業数は大体において減少、しかも上層ほど減少率は高い。また五台以下層も減少しているが、六一〜二〇台層だけは増加している。最零細層の上向化と上層の下向化のなかで六一〜二〇台層の肥大がみられるのであるが、上層企業の下向化は新鋭織機の導入による旧織機の上乗せ廃棄のために織機所有台数を減少させたことから生じたものである。織機所有台数の減少による経営規模の縮小が生産能力の減少とは必ずしもなっておらず、経営効率はむしろ高まっているのである。したがって、この四二〜四八年の時期には、三河産地の生産能力は全般的に増大したということができる。

ところが、四八年末に生じた恐慌とその後ひき続く不況下においては、ほとんど各階層にわたって企業数の減少をみる。そのなかで最下層の減少はきわだって多い。ストラップアンドビルドの進展により、階層間の生産性格差が拡大し、低生産性の劣弱な企業体質をもつ企業、とくに零細経営企業が脱落したのである。

脱落企業は零細経営に多いには違いないが、しかし零細経営だけが脱落するとは限らない。昭和四六年以降、種々の名目で織機の買上げによる転廃業が実施されてきた。その転廃業に応じた企業の織機の平均所有台数をみると、四六年対米自主規制九・四台（三三企業）、四七年対米政府間協定八・三台（三二企業）、四九年特例法登録一一・四台（二七企業）、五二年設備共同廃棄事業九・四台（四八企業）である。五三年の産地企業の織機の平均所有台数一九台と

五 垂直的統合と今後の方向

三河産地は昭和四九年から「新織維法」による新構造改善を開始した。この産地には織布業の他に染色整理、縫製加工業の関連諸産業が同一地域内に立地しており、織維製品を生産する分業体制が十分ではないが、存在する。そして織布、染色、縫製の三業界が提携して新構造改善にふみきったのである。いわゆる縦系列の構造改善である。

産地で織った織物を染色整理し、それを縫製加工して販売する。ごく当りまえで、容易にできそうにみえて、実はそうではないのである。もともと三河は小巾先染の綿木綿産地であった。したがって染色は無地染しかなかったし、今もそうである。プリントができないばかりか晒工程さえないのである。これが織物と染色との結合を弱めている。また縫製は寝装品が多く、複雑な組織をもつ多様な織物を加工するにはまだ不十分な体制ではない。他産地の織物を移入して縫製する場合も少なくない。

これら三者の結合関係を強め、製品の附加価値を高めると同時に、流通過程を多様化し、産元との取引を改善することによって、織布業者を始めとする織維品生産担当者の経営体質を強化することが、新構造改善の狙いである。織布業者には零細なものが多く、産元の工賃設定に際して不利な条件を押しつけられることがしばしばある。織維市況の悪化しているときにはとくにそうである。四九年の恐慌時には、四八年末の工賃の四分の一から五分の一まで切下げられ、切下げられた工賃の手形サイトも延長される状態であった。

三河産地の生産担当者である織布、染色整理、縫製加工の各業者間の結合関係の強化と、これら生産担当者と流通担当者である産元との取引改善を軸とした協調関係の確立は、内外の経済状況の転変が著しいときであるだけに、当面、産地内において緊急に解決されるべき課題であらう。

(附記)

報告に対して諸先生からコメントや御質問を頂いたが、紙数の関係でそれらはすべて本文に含めたつもりである。御礼申上げるとともに、御了承を得たい。

地場産業としての京都の映画製作事業

庄林 二三雄

〈地域経済研究所〉

なぜ地場産業なのか

京都の映画製作事業がなぜ地場産業なのか……この一見奇異に思える問題から考察をはじめてみたい。京都で西陣織といえは、地場産業の典型的なものとして万人のみとめるところである。ところが、映画製作事業を地場産業というにはなぜか疑問が残る。それは、現在の映画製作事業が中小プロダクションがあるとはいえずその主流が大手何社と呼ばれるような大会社によって営まれており、多数の中小零細企業が西陣という特定の地域に集中的に立地して産地を形成しているのとはおよそ異っているからである。だが、歴史をさかのぼれば、映画製作事業が地場産業といえる時代はあったのである。京都の映画製作事業が東京とほぼ時を同じくして明治の末期に京都で開始されて以来、大正・昭和初期の京都の映画製作事業は京都の地場産業と呼んでさしつかえないものであった。日本最初の映画製作会社である日活が大正元年に発足したとき、東京が現代劇映画の製作が中心であったのに対して京都はその風土を活かして時代劇映画の製作が中心であった。当時の映画は黒白の無声映画であり、製作に必要な資本も今日にくらべて著しく小額で中小企業的色彩が濃厚であった。やがて大正九年に演劇界の老舗である松竹が映画製作をはじめ

め、これも東京と京都で製作するのであるが、さらに大正末期に林立した多数の群小プロダクションもその時代劇製作部門を京都においたため、京都には時代劇映画を製作する事業体が集中的に立地することになり、名実共にわが国における時代劇映画製作事業の代表的産地であった。そのうえ、関東大震災によって東京の映画製作が中止されたために現代劇映画の製作部門までが京都へ移った一時期には、京都は日本における映画製作事業の最大産地になっていた。

西陣から生まれた京都の映画づくり

京都の映画製作が京都の代表的地場産業である西陣から生れたことも印象的である。日本映画の父と呼ばれる故牧野省三氏は西陣の芝居小屋の若い経営者であったが、彼は京都の興業主であった横田永之助氏に委嘱されて自分の劇場の役者たちを使って映画製作をはじめた。そのとき彼が『京都に西陣に負けない産業をおこしたい』といった言葉には、彼が京都に新しく地場産業づくりをはじめようとする心意気がうかがえる。これは現在彼の顕彰碑に刻まれている『二十世紀初頭古き京都ニ新シキ産業新シキ芸術トシテ日本映画ハ興ツタ。牧野省三先生ハ明治十一年京都ニ生レ家業タル劇場経営ノ経験ヲ提ゲテ明治四十年コノ新興ノ事業ニ投ジタ……』の文面から

もうかがえるのである。彼の映画製作は、すべて京都という土地がもつ文化的風土、革新的風土、職人的風土を最高度にかかして行われたのである。まさに彼の映画製作は京都の地場産業づくりとしてはじめられたのである。

京都の文化的風土が映画づくりを育てた

京都は人も知るところ千年の古都であり、現在でも日本文化の「ふるさと」である。江戸時代に完成された上方文化の遺産にも恵まれている。上方歌舞伎のようにわが国の歌舞伎の発祥地でもある。その歌舞伎が時代劇映画の源流であることを言えば、歌舞伎が京都における映画製作の底流を形成していたのは偶然ではない。歌舞伎役者はもとより歌舞伎にまつわる大道具・小道具の製作者をはじめ広範囲の関連従事者が多数存在していたのである。また、京都には宗教の町といわれるように、著名な神社・仏閣が多数存在しているが、これらは時代劇映画を製作する場合にそのロケ地としても恰好の場所であった。京都の文化的風土には時代劇映画を製作するための好条件がそろっていたのである。

京都の革新的風土が映画づくりを育てた

京都は古い伝統的な町といわれるが、同時に新しいものを求める革新的な町という側面をもあわせもっている。明治の初期には全国に先がけて西洋の先進的な技術や文化を導入している。小学校の開設や電車の開設などでも京都がわが国で最もはやかったのである。その後大正デモクラシー期においても、海外から最進の近代思想が

それを京都ではあくまで職人的な手づくりを中心として製作したものである。無声映画時代にこの手づくりが中心であったのは当然としても、その後発声映画時代を迎えて製作に機械設備の比重が高まってきたにもかかわらず京都では依然として手づくり的製作態度を変えなかった。そしてそのなかから数多くの名画が生れたのである。職人的手づくりこそはまさに京都映画の生命であった。

京都の映画づくりの風土は風化している

京都の映画製作事業が以上のように恵まれた京都の風土に有形・無形に支えられて、京都では或る意味で新興の地場産業の地位を占めてきたわけであるが、近年におけるその荒廃ぶりは著しい。映画産業の衰退ぶりは何も京都だけの現象ではないが、なかでも京都における衰退ぶりの著しきは甚しい。その原因はいろいろあるが、私は京都に関するかぎり先程のべた映画づくりの風土が今日風化していることが最大の原因であるように思われる。

京都の文化的風土は風化している

私は、京都の文化的風土が映画づくりを育てたといったが、現在はそのような文化的風土が風化してしまっている。上方文化の凋落ぶりには目をおおいたくなる。歌舞伎ひとつとりあげてみても、かつての上方歌舞伎の実体はほとんど存在していない。時代劇映画の源流が失われているわけである。歌舞伎役者をはじめとする広範囲の関連分野に従事していた人々もほとんど残っていない。時代劇映画づくりはその基盤を失ってしまったといっても過言ではないのである。

いちはやくはいつてきており、しかもそれが東京のように政治権力のお膝元でなくなっていたことがかえって受け容れを容易にしたのである。歌舞伎劇から発した京都の時代劇映画がこの時期には多くの進歩的な映画関係者の努力によって新鮮な内容をもつ作品に仕上げられ、当時の国民大衆を魅了したのも偶然ではない。江戸以前の物語りのなかに現在の問題を当時の秀れた時代劇映画は物語っていたが、これが京都の映画のもつ大きい魅力であった。時代劇映画の俳優のなかには歌舞伎出身者が多かったが、彼等の多くは封建的な門閥が支配する歌舞伎の世界にそむいて当時未だ社会的地位が低かった映画の世界に飛び込んだ人々であった。彼等は既存の歌舞伎界の蔑視のもとでかえって新しい映画の世界を築くために懸命であった。そこから生れる新鮮さがあったからこそ京都で製作された時代劇映画は当時の大衆の中に急速に普及していったのである。京都の時代劇映画は、単に古い京都の伝統的文化の模写ではなく、その当時の最も新しい時代精神を呼吸していたわけである。

京都の職人的風土が映画づくりを育てた

京都には多くの伝統産業があるがそこにみられる手づくり中心の職人的風土が色濃く残っている。なにも伝統産業にかぎらず近代産業も含めて京都の産業には現在においても手づくりの要素が強く、それらに従事する人々のなかには名人気質をもつ職人タイプのものが多い。京都の高級品といわれるものはこれと深い関係があるように思われる。映画製作には欧米で開発された近代的機械設備を使用する関係から、産業的には近代産業に入れられるべきであろうが、

かつて京都の神社・仏閣が時代劇映画を製作するうえで恰好のロケ地となっていたことも、今では昔話である。マイカーでひしめきあう観光地の神社・仏閣が時代劇映画を製作するためのロケ地に使用できるはずがない。そのうえ、道路などもアスファルト舗装されたために今では土砂を運んで来て撒布したうえでなければ時代劇映画のロケーションが出来なくなっており、したがってその製作費もそれだけ割高となる。道路を舗装すること自体は道路交通を改善するうえで望ましいことにはちがいないが、時代劇映画のロケ地としてみれば舗装されては不都合なのである。都市化の進展がかえって映画製作の条件を悪化させているといえよう。神社・仏閣へのマイカー観光にしてもなぜ思い切った規制が行えないのか。このような現状では京都で時代劇映画の製作を続けることはますます困難さを増しつつある。

京都の革新的風土は風化している

京都には古い伝統的な町であるにもかかわらず革新的風土があり、そのことが京都で製作される時代劇映画を新鮮で魅力あるものとしてきていたが、今ではそのような革新的風土がかなり風化してしまっている。かつて全国に先がけて京都が摂取してきた新鮮な外気が今の京都にはあまり見られない。これはわが国の思想が中央集権化していることにかかわりが深い。そして古都として古さのみ安住してしまつた結果、昔日の革新的風土を失っているともいえる。伝統は古くして新しいものであるべきなのに、単に古いだけのものになってしまったのではそこに魅力がなくなるのは当然であ

近年、映画製作に当る人々の層が拡大しており、それらの人々によって種々の意欲的な冒険的試みが現われており、或る意味では映画界は新しい発展段階にはいるようとしているにもかかわらず、京都ではそのような動きがほとんどみられない。テレビ放映用の安手作品づくりが終始している現状は京都が革新的風土を失ったことの象徴でもある。

京都の職人的風土は風化している

京都には伝統産業にみられる手づくり中心の職人的風土があると、いつてきたが、今ではその職人的風土が風化している。これは伝統産業全般についてもいえることであって、日本経済の高度成長期に長い時間をかけて職人を養成するよりも近代的量産機械を入れて増産することが利益になるとして京都の伝統産業のなかにもその方向にはいったところも少なくない。映画製作の場合も全く同様で、高度成長期には従前の映画製作方法のように時間ばかりかかる手づくり的製作方法を廃して巨大な機械・設備を駆使する科学的管理法のもとに昼夜兼行のハード・スケジュールを強行し、コンペアーベルトにのせて画一的作品を量産化して利益をあげた。そこには手づくり的職人芸の介入する余地などほとんどみられない。大同小異の作品が次から次へと量産化されていったのである。そこへ昭和三十年代にはいつてテレビジョンが急速に全国の家庭へ普及しはじめ、安手の娯楽番組を毎日のようにブラウン管から放映しはじめたのであるから、安手の時代劇映画の愛好者は急速に劇場から茶の間へ移動したのである。今でもといねいな手づくりの名作が多くの観客の足

を劇場まで運ばせていることをみれば、このことは痛いほどわかるはずである。映画は機械だけでつくられるものではない。そこに人の個性が加わってこそ立派な作品ができたのである。その人は単に機械に指示されて動かされている人ではなく、人間のすぐれた個性と技術によってつくられた映画であってこそ、観客は料金を払ってまで劇場へやって来るのである。京都に長い間存在していたこのような人々を生み出す職人的風土がほとんど風化してしまっていることも京都における映画製作事業を衰退させている大きい原因の一つといえよう。

京都の映画づくりに明日はないか

京都において映画づくりが京都の風土に支えられて発展し、そしてその風土の風化とともに衰退していることをこれまでのところのべてきた。だからといって京都の映画づくりがすべて京都の風土によって左右されるわけではないが、京都でなければできないような映画づくりはやはり京都の風土と切り離せないのはいうまでもない。ここらあたりで京都の風土と密接なかわりをもつ伝統産業や観光産業と映画づくりのシステム化に成功できれば、映画のみにとどまらず広く京都産業にとっても新しく展望が開けてこないだろうか。京都の映画づくりが京都産業の起爆剤的役割をになえるように思えてならない。目下、わが国で世界映画祭を開催することが一部有識者の懸案となっているが、私は京都こそその開催地の最たるものと思う。それは京都の文化と産業の力を結集する明日の文化産業づくりへの契機ともなるのである。

企業合併の分析——国際比較に関連して——

池田 勝彦

〈関西学院大学〉

土井 教之

〈関西学院大学〉

報告の課題は、最近までイギリスにおいて積極的に展開されてきた企業合併政策では、単に効率のみならず、雇用の維持を目的としている。この合併政策を理解しながら、他方日本の企業合併の成果分析との比較を通じて、産業組織論的接近により、イギリス及び日本の合併政策の評価を試みたい。

一 イギリスの企業合併政策

イギリスの企業合併運動は、一九六〇年代以降現在まできわめて活発化し、一九六五年から七三年までの合併件数は七八八件、取得資産額は一七八億ポンドに達している。このうち市場分前が三分の一に達する合併は全体の三〇パーセント、同じく二分の一以上を占めるものは一五パーセントを記録している。この合併運動が市場集中化に大きな影響を与えており、集中化の原因の半分はこの合併によると考えられている。

(1) イギリス企業合併の成果

企業合併成果についてのイギリスにおける実証研究のうち、Sting,

は、一九五五—六〇年の合併成果は少なくとも半数以上の事例において(合併後一年では六六パーセント、二年では五七パーセントの事例において)利潤率の低下が生じたことを見出した。つづいて Utton, M. A. は、一九六一—七〇年の間の合併企業と非合併企業グループのそれぞれの利潤率成果(合併企業の場合は合併後五年間の数字)をみると、合併企業の成果は相対的に低い。又一九六六年と六七年のそれぞれ三八及び三五の合併の利潤率が、所属する産業の利潤率の中位値以下にある割合は、両年度において全体の五八パーセントを占めている。最後に Meeks, G. は、一九六四年以降の合併事例二二三について、合併前三年平均利潤率に対して合併後の各年度の利潤率を比較したところ、合併年度にわずかな改善が見られた以外は、平均して利潤率の低下が生じ、その幅はいくつかの年度において著しかった。

このように合併後の利潤率成果の悪化は、イギリスの合併政策をたんに効率性目的からのみ評価すれば、市場支配力を高め、競争を減殺し、効率の低下、従って利潤率の低下をもたらしており、失敗であったと評価せざるを得ない。しかし、Yamey, B. S. は合併の

目的はむしろ雇用の増加、輸出の増加にあり、福祉又は公平性の観点から評価すべきであるという。事実、イギリスの合併政策の目的には効率性と並んで雇用にかなする公平性が重視されている。報告者は別個にイギリス合併の雇用成果を限られた資料に基づいて調べたが、一九六五年の二六の合併事例のうち、一六例に合併後の雇用の減少を見出した。マクロ的にみても失業率の増加は顕著であることから、余り雇用効果も期待できない。しかし、効率と並んで雇用効果を重視した点にイギリス合併政策の特徴を見出すことができよう。

A. Singh, *Take-overs*, Cambridge U. P., 1971. M. A. Utton, *On Measuring the Effects of Industrial Mergers*, *Scottish Journal of Political Economy*, Feb. 1974. G. Meeks, *Disappointing Marriages*, Cambridge U. P., 1977. B. S. Yamey, *Some Features of Competition Policy in the U. K.*, *Annual Proceedings of the Fordham Corporate Law Institute, International Antitrust*, 1975.

二 わが国の合併成果分析

(1) 合併の趨勢

本報告の分析対象期間である昭和三四～五二年(一九五九～七七年)までの合併受理件数の動きをみると、昭和三八年より五一年まで毎年八〇〇件以上を記録し、特に四三年より四八年の間には一、〇〇〇件以上を記録している。大企業間に行われる、いわゆる大型合併が多くなるのは、昭和四〇年代に入ってからであり、特に「主要な合併」は昭和四三～四七年の製造業においてみられる。この時期に

政府によって産業再編成が唱導された。しかし昭和五〇年以降では合併活動は低下している。

(2) 合併形態の特徴

以下の分析において合併企業は昭和三九年より五〇年の間に合併した四九社を選び、分析期間は合併前後三年又は五年をとったため、昭和三四年から五二年となっている。

(i) 企業集団的性格

合併形態面からみた特徴の第一は、合併の四九サンプルのうち、三三(六七パーセント)が同一資本系列に属するものであった。このうちには系列関係一六、同系同族一三、大企業傘下四が含まれる。更に戦後の集中排除法により分割された企業間合併二があり、全く異なる企業集団に属する企業間合併は一にすぎなかった。従ってこの時期の合併は同一企業集団内再編成の性格をもつ。

(ii) 生産財産集中型の合併

産業別に合併を分類すると、生産財産業四四、消費財産業五と圧倒的に生産財にかたよっている。特に輸送用機械・鉄鋼・化学・電機機械に多い。この理由としては、規模の経済性が大きく、比較的市场の不安定なことが挙げられる。

(iii) 合併形態

水平合併が八〇パーセントを占め、この点ではイギリスと同型であるが、アメリカが混合型が多いのと対照的である。

(iv) 「寡占のための合併」

市場構造改変型の合併は少ない。いわゆるステイグラの「寡占

のための合併」の性格をもつ。この点イギリスの合併とは異なる。特に各産業での下位企業間の合併が比較的多い。

(3) 合併成果分析

合併成果分析としては、(i)要因分析、(ii)回帰分析、(iii)個別分析を行なった。成果指標(自己資本利潤率、総資本利潤率、販売費・売上高比率、総資本回転率、一人当り売上高、企業成長率、研究開発支出、同売上高比率)について合併前後(三年間及び五年間)比較分析を、絶対的成果(合併企業のみ)の成果比較)及び相対的成果(合併企業の属する他企業の成果に比べての合併前後成果比較)について行なう。特に相対的成果指標は、絶対的指標に比べて合併の成果をとり出すのによりすぐれていると考えられるので、以下ではこの指標を主として用いる。

(i) 要因分析

四九サンプルについてそれぞれ相対的成果指標が合併後上昇したか、低下したかを調べる。税込総資本経常利潤率の相対的变化は合併後三年よりも五年において上昇傾向がみられた(上昇二九、低下一四)。これは合併直後にみられる企業内組織の調整費用によるものと考えられ、時間が経過するにつれて組織の改善と利潤率の上昇が生じたと見ることが出来る。特に大型合併一八例についてみると、合併後の相対的利潤率の上昇傾向はより明白となる(上昇一三、低下五)。企業成果としての利潤率は効率によるのみならず、市場支配力にも依存するから、そのいずれかを或程度確認する必要がある。販売費・売上高比率・企業成長率の相対的变化率は三年よりも五年

後に改善傾向があるが、一人当り売上高は低下傾向がみられた。一人当り売上高の動きについては垂直的合併及びすでに販売を担っていた企業との合併の場合には雇用の増加が強く影響したとみられる。

大型合併の場合の明白な利潤率の上昇傾向を説明する要因としては、同様に販売費・売上高比率と資本回転率の相対的成果の改善にみられる販売効率と資本効率の改善が挙げられるが、やはりここでも一人当り売上高の相対的变化の減少があり、効率の変化方向は明白でない。

(ii) 回帰分析

次に相対的利潤率の決定要因の回帰分析を行なった。

(a) 方法。被説明変数は上昇 1 、低下 0 のダミー変数。ダミーを用いたのは相対的利潤率が負になるケースがあるためである。

(b) 推定式

$$\begin{cases} RE \\ RA \end{cases} = \beta_0 + \beta_1 \sum_{i=1}^n X_i + \mu$$

RE自己資本利潤率、RA総資本利潤率、 β_0 定数項、 β_1 推定するパラメーター、 X_i 説明変数、 μ 擾乱項

(c) 結果。(i)総資本回転率、一人当り売上高は有意。(ii)企業成長率は一部のみ有意。(iii)合併規模、合併形態、企業規模は非有意。(iv)販売費・売上高は非有意。(v)集中度、シェア及び同変化は非有意。

回帰分析の結果、相対的利潤率の変化を説明する有意な変数は、資本回転率、一人当り売上高及び(一部)企業成長率であった。これに対して販売費・管理費の売上高比率、シェア・集中度は非有意

であった。従って利潤率の合併後の上昇は資本効率、労働生産性、企業成長率など効率の改善によるものであった。

市場シェア、集中度の利潤率成果への影響は cross section 分析では得られなかったが、この点を検討するために、水平合併、競争関係にあった企業間合併のサンプルを選出したが、ここでも相対的利潤率と市場シェアとの関係は認められなかった。なお合併企業の市場シェアの変化率を三五のサンプルについてみると、大多数は二〇パーセント未満の市場シェアの変化に止まっていることがわかる。

(iii) 個別分析

これらの分析に加えて、合併の個別的事例についての分析によって更に補完することができる。例えば新日鉄の例では、市場シェアと利潤率との関係が認められる。この場合、付加価値労働生産性の相対的成果は合併前後ほぼ不変であるにもかかわらず、利潤率の上昇がみられる。

三 結 び

イギリスの企業合併政策の評価に当ってはより大きな問題、効率か公平かの問題に議論が進展せざるを得ない。しかし効率面からは利潤率の低下(市場支配の増加にもかかわらず)によって、公平面からは雇用の減少によって、政策は成功したとはいえない。日本の場合は効率の改善がやや見受けられるが、成功であったとは断じ難い。市場支配効果はイギリスほど明白ではないが、これは個別分析によって補完されるべき問題である。今後わが国の低成長経済において予想される企業合併問題は、イギリスの経験に徴すれば、種々

な示唆に富むものと考えられる。

なお、報告のより詳細な展開は、池田・土井著『企業合併の分析—国際比較—』中央経済社、昭和五十五年五月刊、を参照されたい。

質問 一 (追手門学院大学 遠山嘉博)

(1) 報告の統計数値に国有化政策による結果が入っているか。入っていればそのような要素を含みぬ日本との比較は問題がある。入っていない場合、無視してよいかどうか。

答 報告の数字は国有化を含んでいない。私的産業組織の研究に限定しており、国有化は別個の問題である。

(2) イギリスの合併政策において雇用目的を重視しておられる。それが重要な失業救済上の短期的目的となったことは認めても、長期的には産業構造転換上の遅れをもたらしたと思うが如何。

答 御説の通り、基本的には効率を重視すべきであったと思う。

(3) 労働党と保守党の絶えざる政権交替の影響如何。

答 日本と異なり政権が何度も交替することは経営者の長期計画にとって損失である。

(4) I R C は持株会社ではないと思うが如何。

答 その通りです。レジメの表現は不完全でした。

(5) 保守党による後退はあったか。

答 七〇年に保守党(七〇—七三年)により I R C は廃止されたが、七二、七三年の合併件数は最大であったことから、合併の勢いはむしろ激しく、合併政策それ自体は両党を通じて産業政策の柱であっ

たと思われる。しかし、七九年の保守党内閣は持株政策の変更を行っている。

質問 二 (筑波大学 高柳 暁)

(1) イギリスの合併の輸出成果はどうか。

答 利用可能な資料として七五年の合併のうち二七サンプルをとり、合併前年に対する合併後三年の輸出額(A)及び売上高に占める輸出比率(B)の各絶対的変化率を調べてみた。その結果、Aが1より大なるケースは二六であり、一つを除き輸出額はほとんど増加している。Bが1より大なるケースは二三であり、輸出比率もほぼ増加傾向にあった(Times 1000)。きわめて限られたサンプルからみれば輸出成果は改善されている。ちなみに七五年のイギリスのマクロ水準での貿易収支、経常収支は赤字を記録しているが、前年よりは減少している。従って合併によって改善されたとはいえないが、合併企業の輸出成果はよい。

(2) イギリスの合併政策は成果からみて失敗であるという結論は同意できるが、たとえ合併を防止し、競争を活性化する政策をとっても効率化しない体質となっているのではないか。

答 イギリス経済の低滞の原因を非経済的要因にのみ限定することは不十分であり、投資を刺激し、効率を高め、有望産業を發展させることにより、ある程度の回復は可能であろう。競争政策だけではもちろん不十分と思います。

質問 三 (慶応義塾大学 藤枝省人)

(1) R²にマイナスがあるのは何故か。

答 R²は自由度修正決定係数であり、負になることはある。

(2) 一部を除いてt値が2より小さく、F値の説明変数に限るべきではないか。

答 方法的には御指摘のようにするのがよいかもしれないが、(i)説明変数間の多重共線関係を考慮した、(ii)有意性の得られなかったことを明示することができる、の理由から本研究の接近をとった。

(3) ダミー変数の取扱について説明されたい。

答 従属変数は相対的利潤率の変化をとっているために、一部のケースについて負の利潤率又は負の自己資本が介在し、その変化が無意味となる。したがって、本研究では符号ないしその変化から判断して、ダミーを使用した。つまり利潤率の相対的改善のあったケースを1、その相対的悪化のあったケースを0として分析した。

消費者保護政策の課題

— 消費者教育と消費者組織 —

一 消費者と消費者保護

消費財の選択購入は消費者が決定するものであり、消費者の望む商品を提供する企業が存続発展する。このような原理が貫徹している状態は消費者主権が確立しているといわれる。しかし現実には技術革新の進行、巨大企業の成立などによって企業と消費者との間に消費財についての情報保有量の格差が生れ、消費者は常に不利な立場におかれ、①安全を求める、②知らされる、③選ぶ、④意見を聞いてもらうの四つの権利が侵されている。

消費者とは生産者に対立する概念で、高度大衆消費社会では、就業者の過半は雇用者であり、所得の全てを消費してしまおうという意味で消費者であるが、家計においては消費支出を担当しているのは妻であり、夫は収入をはかる立場におかれるため消費者としての意識が少い。このため高度大衆消費社会の消費者の主体は家庭の主婦であるといってもよく、消費者運動の組織の構成員の大半は主婦である。しかし大抵の主婦は夫の職業の内容や職業人としての意識、つまり生産者である場合の夫について理解していない場合が多い。これは消費者問題の解決に重要な役割をもつ企業の生産者としての

立場や利害を理解できないことにもなり、消費者問題の解決に当って感情的な言動におち入り易い原因になっている。今後の消費者運動において生産者としての夫と消費者としての妻とが一体となった世帯を構成単位とした組織化をはかれば、発展の可能性が大きいと思われる。

二 消費者保護行政における消費者教育

前述した消費者の四つの権利を理念とする消費者保護基本法にもとづき、消費者保護関連法規は年々整備され、保護行政も年々拡充されている。しかしこれは本来消費者問題解決の主体であるべき消費者自らの運動が弱体であることの反映とも考えうる。消費者運動が弱体である理由は、①民主的な政治機構の成立が大衆の自覚による民主化運動の結果でなく敗戦によるものである、②消費者の大多数は消費者運動に投入する自由時間と費用をもたない、③少数の自覚した分子を除いて大衆に消費者主権の自覚がなく、消費者問題についての知識も少ないなどである。

消費者保護行政の拡充を国の予算の推移によって見ると(付表参照)、消費者保護のための予算(項目1~6)は過去一〇年間に激増

付表 消費者行政予算(項目別)の推移

項目	昭和43年度		昭和53年度		43~53年 年率増加率
	金額	構成比	金額	構成比	
1. 危害の防止	44	9.6	6,167	39.9	71.9
2. 計量の適正化	2	0.4	9	0.6	16.2
3. 規格の適正化	38	8.4	1,641	10.6	45.7
4. 表示の適正化	7	1.6	578	3.7	55.5
5. 公正自由な競争の確保	32	7.0	177	1.1	18.7
6. 消費者金融、不動産取引等 契約の適正化	4	0.9	114	0.7	39.8
7. 消費者啓発	128	28.1	801	5.2	20.1
8. 意見の反映	40	8.8	73	0.5	6.2
9. 試験検査施設整備等	72	15.8	177	1.1	9.4
10. 苦情処理体制整備	2	0.4	51	0.3	38.2
11. 消費者組織育成	13	2.9	135	0.9	26.4
12. その他	73	16.0	5,573	36.0	54.3
	455	100.0	15,491	100.0	42.3

(資料) 経済企画庁消費行政課編「消費者保護政策」,(資料消費者行政(1))昭和48年6月。
国民生活センター「生活行政情報」No. 167, 昭和53年3月23日号。

しているが、消費者啓発のための予算の構成比は低下している。この推移は経済の高度成長が消費者問題を一層多様化、深刻化し、行政がその対策に追われていたことを示すとともに、保護行政の重点が消費者の啓発から消費者問題の処理に移行していることを示している。しかし、今後一層強化すべき消費者保護政策は啓発教育のための施策であると思われる。欧米の先例から見ても、消費者問題は消費者自らの力で解決すべきものであり、行政は側面から援助する機能しかもたない。消費者が自己の立場を自覚し、組織を形成して社会的拮抗力とならないかぎり、強大な企業に対抗することはできない。

消費者行政における消費者の啓発教育の現状をみると、①学校教育では、高校、中学の社会、家庭、商業の各教科中に消費者教育的な内容が取入れられているが、各科別の教育内容に脈絡が少く、体系的な消費者教育となっておらず、消費者としての権利と役割を自覚させる意欲に乏しい。②社会教育は「婦人学級」「成人学級」、消費者団体、婦人団体などの消費者教育があるが、その教育内容は主婦が関心をもつ消費生活上の問題を解決するため直ちに役立つ諸知識よりも、一般教養的なテーマ、知識が主体となっている。地域的にもかたよりがあり、金と時間に余裕のある消費者のみが消費者教育をうけるということになり勝ちである。

しかしこれらよりもはるかに重大な問題は主婦の大多数が高度大衆消費社会の法制や経済機構、経済法則についての経済学、法学にもとづく知識をもっていないことである。これは高校、中学での社会科の授業内容に社会諸科学の成果が十分取入れられておらず、現

岸本和夫

(大阪女子学園短期大学)

場の教師にもそのような基礎知識を注入しようとする意欲と能力が不足しているからである。特に女子の場合は教師と学生の双方に関心が少く、両親にも娘の教育には不用であると考える者が多く、そのような傾向を助長している。この背景には女性の大半が職業をもたず、消費者として一生を過ごすという事情がある。しかし消費者問題を理解するためにはこのような知識は必須のものであり、理解しなければ消費者の権利を自覚することはなく、消費者自らの力による消費者問題の解決はあり得ないから、主婦のこのような状態を放置することはできない。中学、高校、大学の女子教育を通じて一貫したシステムの下で、社会諸科学の知識の系統的、段階的注入をはからなければならぬ。今後の消費者保護政策の最優先の課題として女子教育における社会科学の重視と社会教育における社会諸科学の普及をはからなければならぬ。

三 消費者運動と消費者組織

(1) 情報提供型消費者運動

消費者組織を通じて消費財についての情報を提供し、合理的な選択を可能にして企業に対する消費者の立場を有利にしようとする運動で、アメリカの Consumers union of U.S. (略称 CU) やイギリスの Consumers' association (CA) の成功例によって有力で有望な消費者運動と考えられている。その理由は消費者が正確な知識を持ち、消費財の購入の際適確な判別力を行使できれば、消費者主権が確立され、消費者にとって最も望ましい商品の生産販売が継続され、自由主義経済のメリットが發揮されて経済が發展して行くと考えう

るからである。

しかし、この型の消費者組織の消費者全体に対する組織化の比率は僅少で、CUでも約二五〇万人に過ぎず、また情報提供雑誌の定期購読会員である組織構成員の階層は比較的所得が高く教育程度も高い消費者が主体で、下層大衆は組織されていない。ここにこの型の消費者運動の限界が見られる。

(2) 消費生活協同組合運動

消費者が自ら生活必需品をはじめ消費財の共同購入（仕入、配給、集金）を行い、ある種消費財の生産加工を行うところに特色がある。しかしこのような活動は消費者が生協という名称の企業を設立し、資本主義経済の流通・加工部門に参入することになり、経済変動の影響を受け、同種企業とのきびしい競争にさらされる。したがって、事業が伸縮んだり、経営が赤字になる場合も多い。消費構造の高度化に対応して量販店の發展を契機とする流通革命が進行しているが、生協は従来の食品中心の生活必需品主体の商品構成から脱皮する意欲と条件に乏しく、消費者特に青年層の消費意欲を充足できず、生協法による事業活動の地域的制限や資本力の弱さのために、強力な量販店チェーンとの競争に苦しんでいる。経営が赤字になっている組合は全国で二〇パーセント以上と推定され、全小売市場に占めるシェアも三パーセントに達しない。また量販店との競争力を強化しうる経営方針や経営方法をとらうとすると、相互扶助、協同連帯によって生活を向上させるといふ生協の理念に背反するような経営行動が優勝であり、生協の理念に賛同し無償で組合活動を行って

いる熱心な組合員の反撥、意欲の低下を招く場合が多い。さらに組合と雇用関係にあつて日常業務に従事している従業員が組合との関係を労使関係と考え、労働者の立場のみを主張し、経営状態を無視した賃金その他の労働条件の改善を要求して一層経営状態を悪化させているケースも生れている。生協の理念に忠実な運営を行おうとして経済法則を無視した経営方針をとり失敗している例も多い。

しかし生協においては、情報提供型運動に比べて消費者ははるかに自主的に消費者運動に参加することになり、自ら生産者として資本主義経済の経済活動に参加し、体験によってそのメカニズムや法則を理解して行く。一方、生協の事業として商品、流通機構、政治経済の動向などについての消費者教育が積極的に行われているので、体験による知識が理論的な知識になって行く過程が進行し、消費者としての自覚が高まって行くといえる。組合員の大多数が主婦である点を見ると、活動を通じてお互いの信頼、連帯が生れ、また生産者としての意識をもつようになって行くため、生協は消費者運動として大きく發展して行く可能性をもっていると考えられる。

質問 (東海大学 佐原 洋)

- (1) 高度大衆消費社会論はロストウの理論によると思うが、消費者問題の発生は理論の破産を意味する。ロストウの概念を用いた理由。
- (2) 社会的拮抗力はガルブレイスの初期の概念で、後期に放棄している。この概念で消費者運動を理由づける理由。
- (3) 「四つの権利」論は一つの宣言にすぎないが、経済学、社会学、

法学の中にとどのような理論体系として組み入れうるか。

(4) 政府の消費者保護予算はPR文にすぎない。理論的に評価しうるか。

答 (1) ロストウが high mass-consumption を定義している諸特性が消費者問題が発生する経済発展段階を区切るのに適当と思つたので援用した。ロストウが楽観的な認識をもつたことは関係がない。

(2) ガルブレイスは countervailing power の一例として北欧の消費生活協同組合をあげている。理論が大衆のものとなった時、社会変革の巨大な力が形成されるとした先哲の思想に学び、社会的拮抗力という表現で援用した。

(3) 報告では消費者特に女子教育に社会諸科学の成果を体系的、段階的に教育内容とすることを主張したにすぎず、質問のような趣旨は述べていない。

(4) 一流会社の決算報告も経営状態の実相を伝えていない場合があるが、経営分析の資料として用いられている。消費者行政の大きな流れをつかむ資料としては用いてもよいのではないか。

公企業政策の現代的課題について

赤 沢 昭 三

（東北学院大学）

一 はじめに

公企業は、国や地方公共団体が公共的見地から必要と認めて設けるものであるから、そのかぎりにおいてもと政治（議会、政府）とは不可分な関係にある。といっても、公企業が一つの企業体として公正かつ能率的な事業運営をしていくためには、政治ないし公共的規制からの自立がある程度必要なことはいうまでもない。公企業は、いつも公共性と企業性という二つの要請の間に立たされているのである。すなわち、いったんその基本的な公共目的と原則が所定の政治的プロセスを経て決められるならば、日常的な経営や企業活動の具体的問題は、なるべく公企業経営者の裁量に委ねることがよいと考えられる。というのも、公企業活動への政治的干渉がその本来の公共的機能をむしろ歪めることもありうるし、また、とりわけ企業性や能率性を発揮するために経営の自主性は欠かせない条件であるからである。したがって公共的目的を遂行するためには経営がいくら不合理で非能率でもよいとするかは、少なくとも公企業政策の本来の趣旨に沿うものではない。例えば、その折々の政治的都合で公共的目的の内容が恣意的に解され、公企業の経営方針を不安定ならしめるようなことは、企業の効率化への意欲と努力を鈍

らせてしまふであらう。

二 公企業政策の新しい課題

ところで、近年、公企業経営の諸条件と環境の著しい変化、公共的ニーズの多様化の結果、公企業政策も新たな展開を必要とする段階にきているように思われる。第一の問題は、経営悪化に直面している公企業が増えているということである。そのため、これに対する打開策として経営の自主性の拡大と積極的な能率化を図るべきであるとする意見が有力になってきている。第二の問題は、現代の多様化した公共的ニーズの充足は、地域に密着した公企業組織の形成とその活動の拡大を必要としているということである。

第一の課題とされる経営の自主性の強化と能率化は、議会や政府による公共的規制の緩和ないしそれからの独立によって可能になるとみられている。公共的制約を大幅に減らして、企業性を更に強めるならば、公企業経営は改善されていくとする考え方である。たしかに、公共性の名目であれ、公企業に課せられている負担には企業体として過重と思われるものが少なくない。公企業の企業性を維持して、能率的に経営していくために、そのような公共的制約や負担を少なくする必要のあることは当然というべきであらう。とはい

え、現代公企業の経営に影響する要因は単純ではない。例えば、公企業は概して市場独占の地位に置かれ、財務的にも税制、補助金、公的金融など、他の一般私企業に比してかなり恵まれた条件を与えられてきた。その結果、経営効率化への意欲と努力・工夫が次第におとろえて、安易な経営になっていく傾向も否定できない。ところが、この問題を一層複雑にしているのが、近年の企業環境の変化である。特に注目されることは、公企業に対する代替的競争の影響である。このことよって市場における公的独占が事実上崩れ、需要が停滞または不安定となつて、経営悪化に拍車がかえられるという事態である。このような場合、私企業であるならば、競争的条件は内部効率改善の刺激や機会ともなりうるのであるが、公企業にはそれが期待できがたい関係になっている。

ところで代替的競争が公企業の経営改善に有効に作用しえないということは、前述のような公共的制約と負担のためばかりでなく、経営努力の成果が公企業従業者の活動に対する積極的誘因として直接リンクされていないこと、他方公共財政に容易に依存できることも深い関係がある。したがって公企業が、競争的条件下で能率化を進めていくためには、代替的競争者となる企業となるべく格差のない条件を与えられることが必要である。それは一方で公企業経営に対する政治的介入の余地を狭め、過重な負担を緩めると同時に、財・行政上の特惠的ないし保護的な慣行と制度を逐次改めていくことを意味する。一例をいえば、資本市場において民間ベースで自由に資金調達をすることができるような企業性をもつ公企業に改組することである。そのような公企業体制をとることなく、政治からの

自立だけ求めても、説得性に欠けるであらう。もし公企業が企業性を維持できる見通しが立たない場合には、民間に移管するとか官公庁業務に還元するほかならう。公企業自体の非能率経営をそのままにしておいて、代替的事業に対する法的規制の強化や特別の課税によって競争的圧力の緩和を図ろうとするだけでは、社会全体としての効率の観点からも公正の立場からも望ましい公企業政策ということではできない。そこで、競争的条件に適應できる公企業組織となると、どうしてもビジネス指向型、市場指向型の企業行動も必要になってくる。そのためには私企業の組織上の利点を積極的に導入し、また民間の経営資源や資金を活用する工夫と努力がなければならぬ。最近、各国で公私混合企業や公有民営的な公企業形態が多く見られるようになってきているのも、このような背景とニーズへの新たな対応を示すものと考えてよからう。

次に公企業活動に対する社会的ニーズ多様化の傾向であるが、従来、各国の公企業の事業分野という点、特定の基幹産業、公益事業、社会資本サービス関係、資金供給などが主であり、規模の経済のためとか全国的レベルのものが多く、ところで、一九六〇年代後半から一九七〇年代になると、地方的、地域的な公共的ニーズが強くなってきた。いわゆる地方分権とか地域主義とかの傾向である。このように地域に密着した諸種の社会的需要に対しては、従来のような公企業政策で十分に対応しえないことは明らかである。つまり公企業は、地域的条件に適合したものとして組織化される必要性が益々大きくなってきている。我が国には、従来から地方レベルの公企業形態として各種の地方公営企業が多数あるが、これはどちらからかという

官公庁サービス型公企業であり、経営の自主性や弾力的事業運営という点で多くの制約がある。したがって急増しつつある多様な地域的ニーズをすべてこの種の地方公営企業型の公企業活動で充足することは、地方公共団体の行・財政能力からみて極めて困難と思われる。こうした状況の下では、公企業サービス活動も多様な代替的形態と組織の効果的な活用によって遂行されていかなければならないのである。

三 公企業政策の新しい動向

以上のような観点から注目される動きは、アメリカのパブリック・オーソリティ (Public authority) といわれる地方公企業、イギリスにおける地方レベルの公私混合企業および我が国のいわゆる第三セクターの活動である。

アメリカのパブリック・オーソリティというのは、州、郡、市などの各地方公共団体がそれぞれの条例に基づいて単独または連合して設立するもので、一般行政活動から全く独立の企業体として公共的サービス事業の建設と管理運営に当たる独自の公共機関である。しかもその資金は民間資本市場から収益事業債発行によって調達し、通常は財政に依存しない。資本費用の回収や経常的な活動の費用は、多くの場合、受益者から徴集する料金でまかなわれている。パブリック・オーソリティの理事会の役員や経営者は各地方公共団体の首長により任命されるが、経営が政府や議会によって拘束されることはほとんどない。収益の処分も経営者の裁量に任されており、通常の場合公共的会計責任 (accountability) の義務さえ課されないのである。

般的な財政政策よりも一層効果的で効率性がよいとみられるからである。

最後に、わが国のいわゆる第三セクターであるが、これは形態的にみるとイギリスの公私混合企業に類似しており、機能的にはアメリカのパブリック・オーソリティに近い。そのかぎりにおいて両企業のそれぞれの利点を兼ねそなえる新たな公企業組織として今後一層の発展が期待される。とはいえ、一方における地域的ニーズの多様化、他方における公共的サービスの広域化、そして地方財政の実情などを考えると、現代公企業の問題は特定パターンでの公企業活動だけでは解決しがたいように思われる。

(前記のイギリスのNICFは、一九七六年に発展解消してNIDAとなった。なお、こうしたイギリスの公私混合化政策やアメリカのパブリック・オーソリティの具体的問題については、今後なお検討していくことにしたい。)

質問 (道門学院大学 遠山嘉博)

(1) 「公企業政策」の用語の意味内容は何か。ある時は公企業化を、又ある時は経済政策の手段として公企業を利用する意味で用いられるようにみうけるが、これらは公有化政策 (公有化プラス公企業) の管理運営」という用語でカバーできるのではないか。

(2) 公企業に対する公共性と企業性という二重の要請に關し、公企業の政治からの独立の必要性を公共性との関連で言及されたが、むしろ企業性の發揮との関連で問題となるのではないか。

(3) イギリスの地方レベルの混合企業やアメリカの public authority が、わが国に示唆するものが多いのではないかと御指摘であったが、わが国にはすでに、近年発展著しい第三セクターの立派な例証がある。

ある。このようにパブリック・オーソリティは、政治、行政、財政などいずれの公共的制約からも独立した自立的公企業なのである。そして一般行政サービスに比べてその運営が著しく能率的であり、合理的になっていることが評価されている。最近では、公害防止、環境保全、医療、住宅などの福祉的分野における活動が盛んである。

次にイギリスにおける地方または地域レベルの公私混合企業をみよう。この公企業政策は、低開発地域開発計画実施のために国が設立した二つの公的金融機関、すなわちHIDB (一九六五年) とNICF (一九七二年) および各地方公共団体による資本参加という形態により推進されている。その場合、公私両部門の共同出資による新企業の創設と、既存私企業への公的部門の資本参加という二つの方法がとられている。いずれにしても公私混合企業は、法的、政治的、行政的に外部から特別の規制を受けることなく、その点で一般の株式会社と何ら異なることはない。公的部門としては、株主の資格で事業活動に対する発言権と影響力をもつだけである。従来、地方レベルの公的資本参加は、不況地域における地場産業の救済、振興のための方策として用いられてきたが、近年になって土地造成、住宅・不動産業、運輸事業等の諸分野にも及び、都市計画や環境整備などの外部経済効果を十分配慮した民間企業活動の誘導を図るための計画化用具としての機能にも期待が寄せられつつある。また、財政状態が悪化している地方公共団体にとって地域開発行政の負担を軽減するという立場からもその役割が注目されている。というのも公的資本参加は、危険負担の分散機能により開発途上地域への民間資本の導入、投資活動の刺激、乱開発の制御などの効果において一

地方公有から国公有へ、そしてその反動として、地方公有の広域化要請に
応えつつローカルなニーズの充足に活躍している第三セクターは、新し
い経営形態の実験として評価されるべきであろう。

答 (1) 実際問題としていかなる政策を論じるにしても、その目的、手段、主体、客体の検討が必要である。公企業政策の場合も同様である。ところで「公有化」とか「国公有化」とかいう用語は、とりわけ所有主体の移行を強調しようとする概念であるから、公企業政策の範囲をかなり狭めてしまうのではなからうか。それ故、公企業政策という用語に固執する次第である。

(2) 公企業の公共性ということ、政治からの独立との関連で論じたのは、個々の公企業にはその折々の政治的都合に左右されてならない恒常性のある公共的機能もあると考えるからである。企業性の立場から、経営の政治からの独立が直接の要件であることは御説の通りであるが、政治的に公正な公企業活動を維持していくためにもそのことは重要な条件である。一時的な政治的事情により公企業の長期的経営方針が動揺させられることはいずれにしても望ましくない。

(3) いわゆる第三セクターに関する先生のご意見と評価については特に異議はない。わが国の地域レベルの諸分野でかなりの成果を挙げつつあることはご指摘の通りである。とはいえ、地域ニーズの多様化、地方財政の現状と見通しなどを考えると、第三セクター形態のみで対応したいと思われる。いわゆるミニ開発の誘導、制御、地場産業の発展、地方の交通問題など、多様な公企業形態を併用しつつ地域社会のニーズに応えることが適切であるとみられる。

妥協的規範にもとづく産業組織政策の検討

佐々木實雄

(玉川大学)

一 序

この報告の目的は、第一に産業組織政策の理論的基礎を再検討し、第二に市場成果の問題をとりあげ第一の帰結に照らして評価することである。

およそどのような産業組織でも、実際の市場機構がよく機能するかいなかの政策的判断は目下のところ有効競争ないし効率的競争の概念に準拠し、また準拠せざるをえないのだが、それはとりもなおさず産業組織政策の現実が多かれ少なかれ新古典派的体系のモデル・プラトニズムに背反する経済政策者の技能に依存していることを示している。したがって、ある産業組織における経済主体の行動を完全競争モデルにかわってより良く説明するようなモデルは、ただちに関係する企業ならびに政策当局にとっていっそう望ましい規範を明らかにするものと考えられる。そのような規範のひとつを以下では「妥協的規範」と呼ぶことにし、市場成果規準にかんじてその含意を吟味する。

二 理論的問題の一般的状況

産業組織政策に理論的基礎を提供する経済学の一分科が産業組織

論である。産業組織論は価格理論から派生しながらも、はじめに現実経済の個々の動向を忠実に追うことに重点をおき、価格理論とは対照的に帰納論的体系をなしている。このため少なくとも経済政策手段の決定過程では演繹論的な別の体系によって補完されなければならないが、それは現在までのところ新古典派的な一般均衡分析を背景とした市場理論であった。そこでは全経済的パレート最適のために、個別市場の水準でおおまかにいって第一に経済効率にかんじて完全競争が勧奨され、第二に民主主義的決定にかんじて自由主義思想が信奉され、政府の介入を最小化するような経済秩序が志向された。

ところでこのような議論にとつてはとくに、いわゆる「市場の失敗」は致命的である。なぜならば、もし市場の失敗のさまざまな事例を特別なことあるいは例外的なこととして経済理論の埒外に位置づけてしまふならば、それらの問題にたいする政府の役割の重要性は自由主義的市場の機能を凌駕してしまふだろうからである。市場の失敗は形式的には社会的限界費用(便益)と私的限界便益(費用)が乖離している状態として定義されうるが、ここではむしろ新古典派的経済学の理論構造上の欠陥として理解しておくことが肝要である。すなわち新古典派的経済学の体系は、(一)経済主体およびそ

の活動の大きさを無視している、(二)与件体系との相互作用たとえば生態的關係を無視している、(三)発展にかんする歴史的視角を欠いているという三点を指摘すべきであろう。これらのことは、産業組織論における実証研究にたいする期待が理論的現実的裏打と現実問題の解決の必要性とに根差していたことに内容的に符合する。後者の問題は本報告の全体を通じての主題でもあるので、つぎにまず前者の問題が概観されなければならない。

三 理論的改革の主要な展開

企業行動の研究は産業組織論の核の一部をなしているが、その本質に影響をあたえたものとして、しばしば純粹理論的動向として独占的要因の研究と経験論的動向として企業の所有者と経営者の利害関係の研究のふたつの接近方法が挙げられるようである。しかしながら新古典派的理論構造批判との関連では、その決定論的性格の基礎にある「経済人仮説」が保持されているものといえないものとを区別する必要がある。すなわち経済人の存在が合理性の実践にとって不可欠な理論系列と目的の多様性が認識され必ずしも経済人の存在を前提しない理論系列である。なお、ここで理解されている経済人とは、通常の意味で、観測あるいは想定される状況下で特定の経済的目的関数を最大化(たとえば利潤最大化)するような仮説的経済主体である。

第一の理論系列には、(a)不完全競争の理論ないし独占的競争の理論といった市場条件を変更する試みと、(b)売上高最大化、企業家ないし経営者効用関数の最大化、企業成長率最大化といった目的関数

を変更する試みが属する。他方、第二の理論系列には、(c)フルコスト原理や目標収益率の設定などの経営手続を変更する試みと、(d)組織理論ないしゲーム理論といった行動秩序を変更する試みが属する。フルコスト原理はたしかに第二系列の萌芽であったといえるが、理論的改革にたいする一般的意識の高揚は組織理論とゲーム理論の発展をまたなければならなかった。

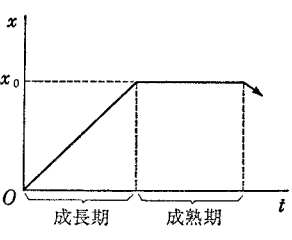
四 理論的方法の選択にともなう

格率化の弊害

組織の問題は市場機構を利用する場合の効率と内部組織化する場合の効率の比較に焦点をあわせて議論されることが多いが、組織理論の独自の根本的認識のひとつは個別経済主体の行動の責任を市場が十分につたええないということであり、したがってたとえば倫理や道徳といったものをも含めた制度が必要となることではその表現としての組織が考えられなければならないことである。このような認識のもとでは、社会の個々の成員は社会的責任のためにある程度の「妥協」を余儀なくされるということが理解される。妥協はふたつあるいはそれ以上の価値あるいは目標の対立があり、そのうち少なくともふたつの価値あるいは目標の完全な実現がはかれない状態の意思決定である。

もし市場経済の現実がともかくも妥協の産物であるならば、競争秩序にかんじて有効競争規準に期待される場所は完全競争からの乖離が望ましい場合を規定し、その場合の競争の程度ないし妥協の度合いを示すことではなければならないが、たんに完全競争のまわり

第1図



に回帰しようとするかぎり、有効競争規準は完全競争を格率として含意していると考えざるをえない。またゲーム理論にかんしてはフォン・ノイマンとモルゲンシュテルンの交渉ゲーム以後の発展が示しているように、交渉ゲームでは確定的な解をうるために意識的な協力が重要であり、経済人の否定のうえに協調的行動の規範が格率としておかれる。結局、問題はこのようにあくまでも闘争的な世界とあくまでも協調的な世界とのあいだに理論的不斉合が存在しているということである。そのかぎりにおいて産業組織政策は理論的根拠に乏しいといわざるをえない。

五 あらたな理論的構想

かつてゾムバルトは経済人は無害であるといったが、仮説的に構築される経済社会あるいは観測されたデータを解釈しようとするたんなる知的関心をこえたところでひとたび経済政策の学的基盤が問われるならば、経済人の理念型にかんするメンガー的思考すなわちふたたび現実のなかへ経済人の逆写像をつくることができるという考えから脱却しなければならぬ。

ひとつの試みとして「ホモ・ファール」としてあたらしい経済人の観念を形成しよう。ホモ・ファールの持続的な行動は確率論的に認識されるものとする。このようなあたらしい経済人がどのよ

うな目的をもつものであるとしても、古典的な経済人や経済人の否定が数学的分析の対象たりえたのとまったく同じ理由でやはり数学的に取り扱いうるということがわかる。初期状態を S 、シンメトリな取引関係を T とすれば、最終状態 S' は

$$T|S|T$$

であらわれ、この連鎖状の関係からは経済諸量を操作する主体としての人間が締め出されている。したがってあらたな格率をもとめるために必要な手続きは

$$T: S \rightarrow S'$$

をより現実的に定義すれば当面十分である。

いま、つぎのようなモデルを考えることにしよう。

$$\begin{cases} \sum w_i x_i(t) \vee k \rightarrow a(t) = 1 \\ \sum w_i x_i(t) \vee k \rightarrow a(t) = 0 \end{cases}$$

ここで $x_i(t)$ は時間 t の状態変数、 w_i はウエイト、 k はあるあたえられた実数、 a はしきい関数である。 $a(t) = 1$ ないし 0 に対応して異なる行動計画が存在するものとする。変数 x には利潤率、売上高、成長率、集中度、操業度、参入条件、需要の状態等を考えることができる。あたえられた単純なモデルからすんでいっそう複雑なモデルをつくるためには、多重しきい関数のモデルを吟味すればよい。

六 応用——市場成果の分析

ある産業にいくつかの経済的に同規模な企業が存在し、同一の製品リストをもっているものと仮定する。しかも最初リストにはただひとつの製品が記載されているものとし、リストの項目が増えるこ

とにあらたな市場が対応するものと仮定しよう。また、ここでは製品のライフ・サイクルを、単純化のために、(一)成長期と(二)成熟期とに分類する(第1図)。

成長期を通じて需要の拡大と企業の技術改良投資とはほぼ平行し、各時点て

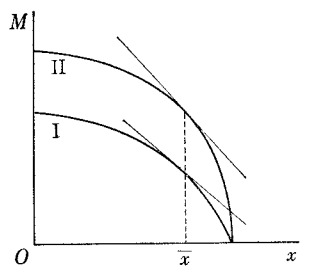
$$|e| > \frac{p}{p-c}$$

(e : 価格弾力性、 p : 価格、 c : 単位費用)が成立することが期待され、この間企業は利潤最大化を志向しているとみなされる。これにたいして成熟期には一般に

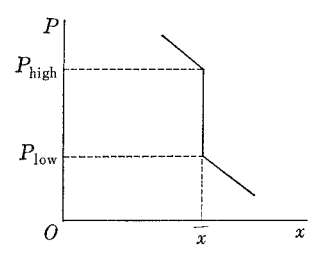
$$|e| \leq \frac{p}{p-c}$$

が成立し、企業は製品ポートフォリオおよび/あるいは生産工程ポートフォリオに直面する。すなわち各企業の成長過程は参入時期の

第2図



第3図



ずれ、消費者のブランド選好等さまざまな市場の条件におうじて異なるので、成長期が終わり市場が一応の安定状態をむかえるようになる。この時点での各企業の生産可能性はおのずから違ってくるだろう。この場合の有力な戦略としては、第一の市場に早期参入し、技術進歩の停滞と利潤率の低下にとまねない、柔軟な経営状態の相対的優位さをいかにして第二の製品市場を開拓することが考えられ、企業は第2図の可能性曲線IIに直面するだろう。このとき一定の垂直部分をもつ需要曲線が観察されるものと期待されるが(第3図)、価格を引き上げる十分な可能性にもかかわらず、相対的優位さをもつ企業はその範囲内で価格をできるだけ低く抑え、劣位企業にポートフォリオの機会をあたえないようにするのが合理的である。なぜならば二企業の成長率を

$$\frac{dx_1}{dt} = a_1 \pi_1(x_1, x_2)$$

$$\frac{dx_2}{dt} = a_2 \pi_2(x_1, x_2)$$

(x_1, x_2 : 販売量、 π_1, π_2 : 超過利潤、 a_1, a_2 : 正の定数)と定義し、
需要の確率密度関数を製品特性の二変量正規分布

$$f(y_1, y_2) = \frac{1}{2\pi\sigma_1\sigma_2} \exp\left\{-\frac{1}{2}\left[\left(\frac{y_1 - \mu_1}{\sigma_1}\right)^2 + \left(\frac{y_2 - \mu_2}{\sigma_2}\right)^2\right]\right\}$$

で示せば、競合係数はそれぞれの販売量の分布を F_1 、 F_2 として、

$$c_1 = \frac{\int_{-\infty}^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} F_1 \cdot F_2 dy_1 dy_2}{\int_{-\infty}^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} F_1^2 dy_1 dy_2}$$

$$G_2 = \int_{-\infty}^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} \frac{F_1 \cdot F_2 dy_1 dy_2}{\int_{-\infty}^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} F_2 dy_1 dy_2}$$

となり、もし各企業の製品がまったく差別されず、二企業がまったく同時に市場へ参入する場合、両係数は一となる。すなわち、もし成長期に製品差別化が確立しにくいとすれば各企業にとってありがたい市場への参入は早いほうがよいといえるからである。また劣位企業を市場から脱落させてもならないので、劣位企業にかんしてたとくは利潤のミニマックスがもとめられる。

かくして、このような状況下である企業が価格を引き上げることができぬならば、市場支配力にかんする構造的問題が存するだろうという点に、さびに各企業がいつせいに価格を引き上げることができぬならば明示的な協定が存在するだろうということが推認される。また不況下ではポーターフォリオは適切でないので共謀が生じやすい。

参考文献

- [1] Hayes, R. H. and Wheelwright, S. G., The dynamics of process-product life cycles. *Harvard Business Review*, 57/2, 1979, pp. 127-136.
- [2] Kempfski, J. von, Handlung, Maxime, und Situation. In: Albert, H., Hrsg., *Theorie und Realität*, 2. Aufl., Tübingen 1972, S. 139-152.
- [3] Lloyd, C., Rapport, D., and Turner, J. E., The market adaptation of the firm. In: Day, R. H. and Groves, T., eds., *Adaptive*

Economic Models, New York, 1975, pp. 119-135.

[4] 室賀三郎・茨木俊秀・北橋忠宏『経済学論理』産業図書、一九七六年。

[5] Shernan, R., Theory comes to industrial organization. In: Jacquemin, A. P. and Jong, H. W. de, eds., *Welfare Aspects of Industrial Markets*, Leiden, 1977, pp. 3-20.

(後註) 本稿の修正加筆に有益な御批評をいただいた赤沢昭三教授(東北学院大学)と大庭治夫助教授(国土館大学)に感謝します。

分配政策としての価格統制*

一 はじめに

市場経済体制においても、ある政策目標を達成するため、政府は市場の価格形成過程に直接・間接に介入している。この政府介入が広い意味での価格統制である。価格統制という言葉は物価統制と同義で用いられることが多いが、ここでの価格統制は物価統制だけを意味するものではない。物価統制の目的は、戦時下の軍事目的のための価格統制と、平時における物価安定とに限定されている。しかし現実には、この他の目的を達成するためにも政府が市場の価格形成過程に介入している。たとえば、独占・費用削減産業による市場の失敗を克服したり、価値欲求を充足したりする資源配分の調整目的にも価格統制という政策手段が用いられている。また、最低賃金制などのように所得分配の調整目的をもつ価格統制もあれば、低金利政策のような経済の成長達成目的をもつ価格統制もある。

いま公正な分配を達成するという政策目標が社会的意思決定で与えられたとしよう。このとき、この目的をもって実施される価格統制を分配政策としての価格統制とよぼう。先に述べた、価値要求を充足するための価格統制や所得分配の調整目的をもつ価格統制は、分配政策としての価格統制として認識することができる。では公正

な分配を達成するとき、価格統制は他の政策手段より優れているのか。すなわち分配政策としての価格統制は有効であるのか否か。この問題を説明することがここでの課題である。

二 分配政策の主要問題

分配政策における主要な問題は、次の二点に要約できよう。(1)公正な分配とは何か。(2)公正な分配を達成するときに、いかなる政策手段を用いるのが最も効率的なのか。

さらに第一の問題は次の二つの要素からなる。そのひとつは、公正な分配の意味する分配とは何に関する分配なのかという問題である。すなわち公正な分配の対象は何かという問題である。権利の分配なのか、厚生ないし効用水準の分配なのか、所得の分配なのか、あるいは富の分配なのか、それとも特定財の消費水準の分配なのか、もうひとつは、その公正な分配の対象に相応する公正な分配状態とは何かという問題である。この公正な分配状態に照らしてはじめて、その対象の現実の分配状態に対しどれほどの分配上の変化をもたらすべきかを決定できるのである。

こうして公正な分配とは何かという第一の問題は、分配政策の対象及びその分配上の変化を決定する問題である。一言でいうならば、

横山 彰

(城西大学)

これは分配政策の目標を決定する問題に他ならない。この分配政策の目標は、社会が社会的意思決定を通じて何を公正な分配の対象とするのか、またいかなる分配状態を公正とするのかにより左右されるのである。

第二の問題は、分配政策の目標を最も効率的に行う政策手段を見出すことである。たとえば、高所得者の厚生に比して低所得者の厚生を改善すべきであるという分配政策の目標が、ある公正な分配に関する価値基準によって決定されたと仮定しよう。このとき分配政策は、低所得者の一定の厚生利得のもとで高所得者の厚生損失が最小であるように、あるいは高所得者の一定の厚生損失のもとで低所得者の厚生が最大に改善されるように計画されるべきであろう。このように、第二の問題は効率的な分配政策手段の選択問題なのである。

したがって、公正な分配の対象と公正な分配状態からなる分配政策の目標が社会的意思決定により設定され、はじめて分配政策の効率性が問われるのである。だが移転の効率性に関する、現金移転か現物移転かといったこれまでの二者択一的議論は、分配政策の目標とわけ公正な分配の対象が何かを明示せずになされてきた、と批判できよう。以下において、この点をいまい少し詳しく論じよう。

三 価格補助か一括現金移転か

分配政策の手段である移転は、現物移転と現金移転に大別できる。ここでは、現物移転として価格補助を、現金移転として一括現金移転を考える。価格補助とは、特定財の市場における取引金額の

一定割合を、政府が売り手か買い手のいずれかに財政支出として補助する移転方式である。これは必ず財政措置を伴うが、最大限に市場機構を活用する価格統制なのである。また一括現金移転とは、何ら用途を指定しない現金による一括移転をいう。ここで一括移転とは移転受領者が直面する市場の相対価格を変化させない移転を意味する。(市場の相対価格を変化させないような価格補助は、経済効果において一括現金移転と同値である。)

こうした定義のもとで、分配政策手段としては、価格補助と一括現金移転のいずれの移転方式が効率的なのかを一個人の効用最大化行動に照らして検討してみよう。いまある個人が自らの所得を全額 X と Y の二財の購入にあてるとしよう。また二財とも劣等財でないとは仮定しよう。そして政府介入がないとき、個人の予算線は図1の直線 AB であるとしよう。この場合、個人の消費者均衡点は予算線 AB と無差別曲線 U_1 との接点 E_1 で、この E_1 において個人は X 財を X_1 、 Y 財を Y_1 消費している。

ここで政府が個人に対し同額の実質支出額を価格補助か一括現金かで移転したとき、この個人がどのような影響を受けるのかを考えてみよう。まず政府が個人に対し $B'F_1$ の率で X 財に価格補助を行うとしよう。すると個人の予算線は AB から $A'B'$ にシフトし、新しい均衡点は E_2 になる。次に価格補助の代りに同額の実質支出額を政府が個人に一括現金移転するとしよう。一括現金移転では二財の相対価格が不変なので、新しい予算線は AB と平行で E_1 を通る CD となる(1)。このとき新しい均衡点は E_2 である。

E_1 を通る無差別曲線 U_1 より必ず U_2 の方が高い無差別曲線である。

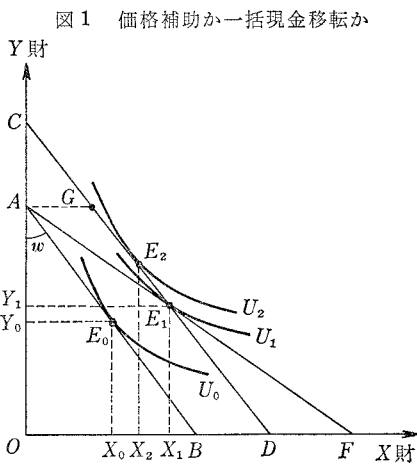


図1 価格補助か一括現金移転か

これは、個人に同額の実質支出額を移転するとき価格補助より一括現金移転で実施した方が、彼の厚生ないし効用水準を高めることを意味する。そこで一括現金移転が価格補助より効率的な移転方式であるという伝統的主張がなされたのであった。しかしこの主張は無条件には成立しない。この主張が成立するのは、公正な分配の対象が厚生ないし効用水準であるときに限られる。

では、公正な分配の対象が X 財の消費水準である場合、一括現金移転が価格補助より効率的な移転方式といえるのか。答えは否である。図1で示すように X_2 より X_1 の方が大きいので、同額の実質支出額を価格補助の方式で移転した方が個人の X 財消費水準が高まる。

そこで公正な分配の対象が X 財の消費水準であるときには、一括現金

金移転よりむしろ価格補助が効率的な移転方式となる。

以上述べたことは、賃金補助にも成立する。賃金補助と一括現金移転との効率性比較も同じ図で考察できる。いま個人の効用が余暇と所得とに依存すると仮定する。ただし余暇とは個人の利用可能な全時間から彼の労働時間を差し引いたものである。そして X 財を所得、 Y 財を余暇と読み換える。さらに図1の A は利用可能な全時間で、 $\angle OAB$ は個人の当初賃金率 w を示すとす。政府介入がないとき、個人は $A Y_0$ 時間働き、 $X_0 (= w \cdot A Y_0)$ の所得を得ることによって個人の効用を最大にしている。ここで政府が賃金率を $\angle OAF$ に引き上げるような賃金補助を行ったとする。このときの均衡点は E_1 である。これに対し、政府が賃金補助と同額の実質支出額 $B'D$ の一括現金移転を行えば、 AB は GD にシフトして均衡点は E_2 となる。したがって、もし公正な分配の対象が厚生ないし効用水準であれば一括現金移転が効率的であるが、その対象が所得という特定財の消費水準であれば賃金補助の方が効率的な移転方式となる。この場合、所得は余暇に対し特定財の意味をもっているのである。

こうした考察から、価格補助(価格統制の一種)と一括現金移転のいずれが効率的な移転方式かは、専ら公正な分配の対象が何なのかに依存することが理解できよう。結局、公正な分配の対象が特定財の消費水準であるとき、価格統制は分配政策として有効となるであろう。

四 公正な分配の対象は何か

何が公正な分配の対象かが、効率的な分配政策を決定するという

ことをみてきた。そこで、社会が社会的意思決定を通じて何を公正な分配の対象とするのかを考察しよう。公正な分配の対象は厚生ないし効用水準なのか、その定義はともかくとも所得なのか、富なのか、特定財の消費水準なのか、あるいは選挙権といった権利なのか。

厚生ないし効用水準を共通尺度で測定したり、個人間比較したりすることは現実には不可能である。したがって厚生ないし効用水準を、社会が社会的意思決定を通じて公正な分配の対象として容認すると考えることは現実的でないといえる。すなわち社会のある構成員が、自らの効用水準に比べて他の構成員のそれが低いであろうあるいは高いであろうと感じるのは、所得・富・特定財の消費水準といったある共通尺度で測定できる事象について、自らと他者を比較するからに他ならない。そこで、各構成員はこうした共通尺度で測定できる事象を、社会的意思決定を通じて公正な分配の対象として表明すると想定した方が現実的なのである。このことは、厚生ないし効用水準よりむしろ単純に所得が公正な分配の対象となりうることを示唆している。

しかし、公正な分配の対象となる事象は所得だけに限定されるわけではない。富や特定財の消費水準、さらに選挙権などの権利もまた社会的意思決定を通じて公正な分配の対象となるであろう。

今日では、ほとんどの民主主義国家において、選挙権は年齢制限があるにせよ、一人一票といった完全平等の形で公正な分配状態が実現されている。この選挙権の公正な分配状態自体、立憲的段階における何らかの社会的意思決定を通じて達成されたものであるろう。しかしここでは、こうした投票プロセスを所与とする民主主義社会で

公正な分配の対象を考察しよう。そしてダウンス流の政府・政党行動を考へる。ダウンス流の図式のもとでは、分配政策の目標を政府がいかに決定するかといった、公正な分配に関する問題は明白となる。現在政権を手にしている政党つまり政府は、得票最大化を目指して、得票チームでの限界利益と限界損失とを均衡させるように分配政策を設定するのである。そこで政府は、ある分配政策を設定・実施することでどれほど得票の得失が見込まれるかを予想して、分配政策の目標を決定する。しかもこの決定に際して、政府は多数派の見解を採用しなければならない。そうでなければ、野党が多数派の見解を反映するような分配政策を公約に掲げ、これを争点として選挙に臨み政権を奪取しようとするからである。かくして政府は、多数派の見解を反映した分配政策を設定し実施することになる。

この図式が現実世界に妥当するならば、政府が実際に行っている分配政策は、多数派の公正な分配に対する見解を反映しているといえよう。現実を目を向けると、一括現金移転と価格補助や他の現物移転とをミックスした形で移転プログラムが実施されている。さらに相続税や新しい権利・義務の創設などによる分配政策が現実には実施されていることも事実である。このことは、多数派が所得、富、特定財の消費水準、権利の各々を公正な分配の対象と考えていることを意味している。

そこで、多数決原理による社会的意思決定では、これらがそれぞれ公正な分配の対象となる。このように、公正な分配の対象があるひとつの事象だけに限定できないとき、つまり分配政策の目標がひ

とつだけでないとき、分配政策においてもポリシー・ミックスが必要となる。しかも特定財の消費水準が公正な分配の対象である以上、価格統制はこのポリシー・ミックスに含まれる必要がある。

かくして、分配政策としての価格統制の有効性は否定できないのである。だが、分配政策としての価格統制は、市場の失敗をもたらす諸要因のない完全競争市場で実施されるならば、資源配分の効率を損うのである。このことは公正と効率とのトレード・オフを示唆している。

社会が公正な分配を達成するためどこまで効率を犠牲にするかは、その社会が社会的意思決定で解決しなければならないのである。

* 神戸商科大学の阪本靖郎教授、法政大学の黒川和美教授より会場で有益なコメントを頂きました。ここに感謝の意を表します。なおこの報告は、拙稿「市場機構と価格統制」、古田精司・原豊編『公部門の経済学』第7章（千曲秀版社、一九七九）、の一部を形成している。

(一) 詳しくは、古田精司・原豊編前掲書一九四頁を参照された。

(二) A. Downs, *An Economic Theory of Democracy*, Harper & Row, 1957. (邦訳、古田精司監訳『民主主義の経済理論』成文堂、近刊) 第2章を参照された。

ヴァーヅニア学派の方法論とその今日的意味

関谷 登

(東北学院大学)

ヴァーヅニア学派の経済学は、「方法論的個人主義に基づく制度分析を中心とする非市場的意思決定過程の実証的・規範的研究」として特徴づけることができるであろう。

それは、「民主主義の経済学」あるいは「政治の経済学」と呼ばれるように、従来市場を分析の対象としていた経済学を政治過程の分析にも拡張しようとする試みである。市場に登場する主体と政治過程に登場する主体は、役割は異なるが同一の個人であるとすれば、そうした方向への拡張は、かれらにとってきわめて当然の展開なのである。

しかし、こうしたかれらの方法論は、政府の機能および役割に関して新古典派経済学の想定的大幅な修正を要求する。すなわちそれは、政府の博愛的賢者・全能の神という想定およびそれに基づく社会的極大化アプローチを放棄し、政治過程を対立する利害の調整の場として捉えることを要求する。言い換えれば、それは、非市場的意思決定(ルール、制度、公共財に関する決定)に契約論的アプローチを適用することを意味する。これは市場取引におけるパレート基準の非市場的意思決定への拡張に他ならない。

この小論の目的は、「民主主義の経済学」のこれまでの成果をもとに今日の民主主義国家の直面する一つのディレンマ的状况を明らかにし、このディレンマから逃れる一つの方法としての憲法的改革の可能性を示唆することにある。

二

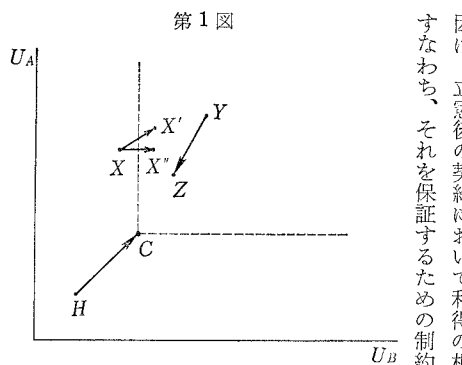
先進諸国において近年共通に見られる政治的統治能力の低下は、政府の役割あるいは合法性に対する疑問、不信に根ざしているように思われる。

民主主義国家の合法性は、社会契約という考えにその基礎を置いており、それは、契約への自発的参加および参加者全員の同意を前提とする。しかし、ブキャナン(J. M. Buchanan)に従って社会契約を立憲契約と立憲後の契約の二段階に分けるならば、全員の合意が要求されるのは立憲契約にだけであることはいうまでもない。立憲後の契約は、個々の政策決定に関わるものであり、もしそれらを支配するルールがすべて全員一致であるとすれば、おそらくほとんど何も決まらないであろう。もちろん、そのルール採否の決定は、立憲段階において全員一致を必要とするが、ルール自体は全員一致から乖離したものであるであろう。多数決ルールはそうした

たルールの一つにすぎない。

しかし、こうしたルール全員一致からの乖離が認められるためには、そうしたルールに従ってもなおかつ利得の相互性を保証するための制約が必要となる。たとえばそれは、許容可能な集会的行動の範囲あるいは供給される財の種類および課税方法についての制約という形をとるかもしれない。しかし、もちろん全員一致からの乖離は必然的に政治的外部性を生み出すので、ここでの利得の相互性は個々の決定に関してのものではなく、ある一定期間を通してのものと考えるべきである。

以上の議論から、先に述べた合法性への疑問、不信が生まれる原因は、立憲後の契約において利得の相互性が保証されていないこと、すなわち、それを保証するための制約が守られていないことにある



と考えることができるが、それには二つの可能性が考えられる。一つの可能性は、ある特定のひとびとが常に不利な立場を強いられる場合であり、他の一つは、継続的な立憲後の契約において全員が以前より不利な状況に陥るような場合である。

第1図の点Xは前者を、Y↓Zは後者の状況を表わしている。点Hから点Cへ

の移行は、ホップスのアナキー状態からの立憲契約によるパレートの改善を示し、点線内の領域は、(市場取引を含む)立憲後の契約による相互利得の可能性を示す。

もし、点Xのような状況が一定期間継続するならば、たとえそれが民主主義的手続きに従った結果だとしても、不利な立場を強いられたひとびと(B)は、ルールあるいは制度の変更を要求し、体制への反抗を試みるであろうから、そうした状況が長期にわたって存続することはないのである。(何らかの形でX'もしくはY'への移行がなされるであろう。)

わたくしがここで問題にしたいのはむしろ後者の状況、すなわちYからZへの変化の可能性である。わたくしのここでの仮説は、この変化の原因が、立憲契約に基づく制約を無視して全員一致以外のルールを無制限に適用した結果であり、今日の先進福祉国家は、点Zのような状況に近づきつつあるのではないかということである。

三

前節のYからZへの変化は、ひとびと(政治家(政党)、官僚、市民(利益集団))が自らの利己的利益を政治過程を通して実現しようとした結果、全員の厚生が低下する可能性を示しており、一種の「囚人のディレンマ的状况」といえる。それは、形式的には次のようなメカニズムによって説明できる。(Dauth & Rae [e])

二党制(C, L)、三つの政策(1, 2, 3)、四つの投票者グループ(A, B, C, D)、多数決ルールを仮定し、各投票者グループは、三つの政策に等しいウェイトを置き、多数の政策を支持する

投票者	Ia			選ばれる政党
	1	2	3	
A (20%)	C	L	L	C } 60%
B (20%)	C	L	C	
C (20%)	L	C	C	
D (40%)	L	L	L	
	60% 60% 60%			
	(各政策についてのL党の支持率)			

投票者	Ib			選ばれる政党
	1	2	3	
A (17%)	C	C	L	C } 51%
B (17%)	C	L	C	
C (17%)	L	C	C	
D (49%)	L	L	L	
	66% 66% 66%			

投票者	Ic			選ばれる政党
	1	2	3	
A (25%)	C	C	L	C } 75%
B (25%)	C	L	C	
C (25%)	L	C	C	
D (25%)	L	L	L	
	50% 50% 50%			

投票者	Id			選ばれる政党
	1	2	3	
A (33 $\frac{1}{3}$ %)	C	C	L	C } 100%
B (33 $\frac{1}{3}$ %)	C	L	C	
C (33 $\frac{1}{3}$ %)	L	C	C	
	33 $\frac{1}{3}$ % 33 $\frac{1}{3}$ % 33 $\frac{1}{3}$ %			

政党に投票するでしょう。

表Iaの状況では、C党は総投票の六〇パーセントを獲得する。しかし、個々の政策に関しては四〇パーセントの支持しかえられない。一方L党は、三つの政策の各々に六〇パーセントの支持をえていながらもかわらず、党に対する支持は四〇パーセントにすぎない。

Ibは、C党がかるうじて過半数を獲得しうる状況である。この場合には各政策に関しては、六六パーセントがL党を支持していることになる。X党が政権を取り、各政策についても多数の支持をえられるのは、Icの場合すなわち七五パーセント以上の支持を獲得しうる場合である。しかし、Idが示しているように（ここでは投票者集

団の数は三つ）、たとえ党に対する二〇パーセントの支持をえたとしても、各政策についてはなお三分の一が他の政党を支持するという状況が起こりうる。

この現象は、今日のように国家が国民生活のあらゆる問題に関わりをもつ状況においてはきわめて重要な意味をもつ。すなわち、国家が益々多くの領域に関わりをもつようになればなる程、そうしたすべての問題についてある特定の政党の政策を支持する投票者の数は次第に低下すると考えられるからである。

こうした政党に対する支持と各政策に対する支持との乖離は、投票者が、自分達ももっとも重要であると考える政策をかかげる政党

に投票するようになればさらに拡大する。

Iaはそうした状況の例であるが、この場合には、各政策についてC党を支持する投票者の比率はさらに著しく低下することがわかる。

Ibは、そのもっとも極端な場合を示している（ここでは投票者集団は一一、政策の数は一〇）。すなわち多数党であるC党の政策に

	II a			
	1	2	3	
A (17%)	C	L	L	C } 51%
B (17%)	L	C	L	
C (17%)	L	L	C	
D (49%)	L	L	L	
	83% 83% 83%			

	II b										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
A (5.1%)	C	L	L	L	L	L	L	L	L	L	C } 51%
B (5.1%)	L	C	L	L	L	L	L	L	L	L	
C (5.1%)	L	L	C	L	L	L	L	L	L	L	
D (5.1%)	L	L	L	C	L	L	L	L	L	L	
E (5.1%)	L	L	L	L	C	L	L	L	L	L	
F (5.1%)	L	L	L	L	L	C	L	L	L	L	
G (5.1%)	L	L	L	L	L	L	C	L	L	L	
H (5.1%)	L	L	L	L	L	L	L	C	L	L	
I (5.1%)	L	L	L	L	L	L	L	L	C	L	
J (5.1%)	L	L	L	L	L	L	L	L	L	C	
K (49%)	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L	
	94.9% (各政策についてのL党の支持率)										

大部分の投票者が反対するという事態が生じる。この場合、個々の政策が実行に移されれば、大多数のもしくは全ての投票者に政治的外部性を課すことになる。これはまさに「囚人のディレンマ」的状況に他ならない。この一見非現実的に見える状況は、今日の福祉国家の直面するディレンマをかなり適確に表現しているように思われる。

四

以上の状況は、すでに指摘したように、政治過程に登場する意思決定主体（政治家、官僚、市民）が、それぞれの利己的利益を追求しようとした結果であると言える。

ある特定の利害を共有する市民は、自分達の特殊利益を求めて利益集団を形成し、政府にその供給を要求する。しかもかれらは、他の利益集団が特殊利益を追求するのを妨げようとはしないと考えられる。なぜなら、公共的に供給される特殊利益の費用は、特定の集団の成員に直接賦課されるわけではなく、全体に分散されるため、ある他の集団に利益をもたらす法案の通過を阻止するため自らの政治的資源を消費することは、すべての他の集団に一般的利益を供給することに等しいからである。

また、政治家は、自らの地位を安定させるため（すなわち再選の可能性を極大化するため）に、利益集団の活動を促進する積極的役割を果すと考えられる。すなわち、かれらはある特定の利益集団への特殊利益の提供と引き換えに自らの支持を要求する。それは結果として、利益集団の側に、特殊利益に対する

一層の要求を創り出し、特殊利益の政治的供給の可能性をさらに増大させる。

官僚は、自分達のもつ専門的知識および情報上の圧倒的優位性からには多くの自由裁量の権限を利用し、政治家との掛け引きにおいて利己的利益(例えば自らが属するビュローの規模の拡大)の増大を図る。

以上の過程はすでに多くの非効率を生み出す要因を内包しているが、この非効率率は、特殊利益の提供における費用便益基準の無視によってさらに拡大する傾向をもつ。これは、各利益集団の負担する費用は、特殊利益を提供するためのほんの一部にすぎず、たとえ総費用が総便益を上まわっているとしても特殊利益の追求を控える誘因が存在しないことから生じる。

こうして、効率基準の適用されない政治過程を通して、私的財的資格をもつ特殊利益が益々提供されるようになると、社会全体としてきわめて非効率な状況に陥ることになる。

五

以上の状況は、すでに述べたように今日の政治過程が立憲契約において取り決められた制約から大きく乖離し、合意の基礎である利得の相互性を保証しえなくなっていることを示している。そこで、もしわれわれが囚人のディレンマの状況から逃れ、社会的非効率率を減少させようとするならば、そうした制約をもう一度見直し、その制約が守られるようにルールもしくは制度を変更しなければならぬ。しかし、そうした変更もしくは改革は、それ自体が公共財的性質

格をもっているために既存の民主主義的意思決定過程を通しては実現の可能性が少ない。それゆえ立憲段階での何らかの再交渉が必要となる。今日、経済学者に課されたもっとも重要な役割は、再交渉による相互利得の可能性(Z-Yの可能性)を明らかにし、新しい立憲契約実現の可能性を高めることにあると考えられる。

主要な参考文献

- [1] Aranson, P. H. & P. C. Ordeshook, "A Prolegomenon to a Theory of the Failure of Representative Democracy," in R. Austier & B. Sears (eds.), *American Re-evolution: Papers and Proceedings*, 1977.
- [2] Buchanan, J. M., *Freedom in Constitutional Contract*, 1977.
- [3] Daudt, H. & D. W. Rae, "Social Contract and the Limits of Majority Rule," in P. Birnbaum, J. Lively & G. Parry (eds.), *Democracy, Consensus & Social Contract*, 1978.
- [4] Ostrom, V., *Public Choice Theory: A New Approach to Institutional Economics*, *Amer. J. Agr. Econ.*, Dec. 1975.

(付記)

本報告について、加藤寛(座長、慶応大学)、丸尾直美(中央大学)、永山泰彦(東海大学)、阪本靖郎(神戸商科大学)、林直嗣(法政大学)の諸先生より、有益なコメントおよびアドバイスをいただいた。深く感謝いたします。

* なおこの報告は表題についての研究の一部を構成するものである。

財・サービス供給システムとしての政治システムの特異性

川野 辺 裕 幸

〈東海大学〉

一 はじめに

経済政策の立案―実施は政治システムを通じて行なわれる。従来の経済政策理論では、主に、いかなる政策目的が掲げられるべきか、あるいはこれにいかなる政策手段・用具が適用されるべきかという点に中心が集中してきた。ここでは、政治システムは、与えられた政策目的を達成するために政策主体が政策手段・用具を用いる「場」、すなわち公共目的(「公益」)を達成するための「装置」とみなされてきた。その裏には、政治システムが種々の政策に対して中立的であるという暗黙の前提が存在しているように思える。しかし、代議制民主主義のもとでの政治システムは、市民の選好が選挙を通じて集計され、公共的決定がなされるシステムである。そして実際には、政党、官僚、企業等がこの過程に介入して大きな影響を与える。ここで市民とは、市場システムにおける消費者にまぎれもなく、他の主体もそれぞれ独自の利益をもっている。代議制民主主義のもとでの政治システムにおいては、これらの主体に共通した「公益」の概念が存在するのではなく、むしろ個々の主体が政治システム内においてセルフ・インタレストに基づいて行動し、その利害が調整されて、結果として「公益」が成立するものと考えられ

る。

以上のような観点から政治システムを捉える場合、それは従来の経済政策理論の多くが暗黙のうちに前提としているように、種々の政策目的に対して中立的とみなすことは妥当であるのか。これを検討することが、ここでの第一の目的である。

第二の目的は、政治システムを財・サービスの供給システムとみなした上で市場システムを比較し、その特異性を検討することにある。市民の側からみた場合、市場システムを通じた供給ができない財・サービス、あるいは市民にとって市場システムを通じた供給が不都合であるような財・サービスは政治システムを通じて供給される。このようにみれば、政治システムも市場システムと同様に、個人の選択を基礎として財・サービスが供給されるシステムと解することができる。このような観点から政治システムを市場システムと比較する。

二 政治システムと市場システムの

一般的な差異

政治システムを単純化して捉え、市場システムとの類似性を指摘すれば次の通りである。市民ないし投票者は、選挙に際して、自ら

がもつとも選好する財・サービスの組み合わせの供給を公約する政党ないし候補者に投票する点で、市場システムにおける消費者の行動に類似している。また政党（政府）および議員（候補者）は、政権ないし議席の獲得・維持のために選挙での得票を最大化することを目標とする。したがって市民に対し、支持と引き替えに希望する財・サービスの組み合わせ（政策）の供給を決定ないし公約する点から、市場システムにおける企業家と類似した行動をとる。また官僚組織は、財・サービスを実際に供給する生産組織として、生産条件を規定するものとみなすことができる。

これに対して、政治システムに固有の性質は次の通りである。第一に、政治システムで選択されるべき財・サービスは予算の形で一括され、その代替案も限定的である。しかも市民にとって、それらを適確に把握するための情報コストはきわめて高価である。これに対して市場システムでの選択対象たる財・サービスは、その種類・組み合わせともに多数であり、消費者にとっての情報費用は、通常低い。第二に、選択の主体である各市民は、一人一票という投票権によって選好を表現する。投票権は平等であるが選好の強弱の表現ができず、またその行使も数年に一度でしかない。第三に、市場システムでは、消費者が選択の主体であると同時に、購入決定の主体である。しかも売買取引が成立するということは当事者間での全員一致が成立したことになる。これに対し、政治システムでは市民は選択の主体であっても、決定の主体ではなく、多数決によって選出された議員のさらに過半数によってのみ決定が行なわれ、その施行は強制的である(1)。ここに政治的外部性の問題が生じる。第四に、

供給側の生産条件を規定する官僚組織は、いわば独占的な生産組織である。一国の政府を考えれば、官僚組織にとって競争的な供給主体は存在しないし、議会による官僚行動のチェックも存在しないこととはないが、公共財の生産に関する情報の取集・蓄積の点では官僚にはるかに及ばないといえるため、独占的な生産組織に対する本質的な制約要因とはなりえない。第五に、官僚には固有の目的があり、これが予算の拡大、官僚人員の増大をめざす官僚の行動を導く。さらに企業は、単独、ないし産業単位などでグループ化し、特定産業の保護などの市場システムに対する介入や、特定産業の利益となるような公共プロジェクトの推進など、自企業の利益となる政策が実施されるように政府、官僚、政党に圧力をかける。以上のような政治システムの一般的な特性をふまえて、各主体間の相互作用を次に検討する。

三 各主体の行動特性

ここでは市民、企業、政府、政党、官僚の四主体からなる政治システムを考える。

市民対政府・政党

ダウンズによって紹介された政党間競争モデルによれば、二つの政党が公共財の供給量をめぐって競争をもつとも単純な場合、選挙の結果、公共財の供給量は中位の市民・投票者をもつとも選好する点にきまると(図1の X^*)。しかし、このモデルに表わされるような選挙を通じた政治システムでの意思決定には、すでに示したよ

うに、選択の対象、手段、および決定のルールに関して特異性が存在し、各市民にとって投票参加から得られる便益は必ずしも高くはない。したがって、投票参加の費用と便益を考慮する場合、各市民がとりうる道は、棄権、非経済的動機からの投票、および投票の組織化・グループ化である。このうち第三の道は市民がグループ化することによって、組織的な投票と引き替えにグループにとって特別の利益が得られる政策を要求するものである。租税体系が完全に受益者負担型でないかぎり、各グループは、他の市民の負担のもとで、より多くの特別利益を得ようとする。このような圧力集団の特徴は、特別利益をもたらす政策の実施にのみ関心が集中し、予算全体の規模や他の圧力集団の行動には無関心であることである。投票の組織化と圧力集団化が進行すれば、政治システムを通じて供給される

財・サービスは私的財的性質が強まり、さらに予算規模は(受益者負担型の租税体系の場合に比較して)過大となる傾向がある。

企業対政府・政党

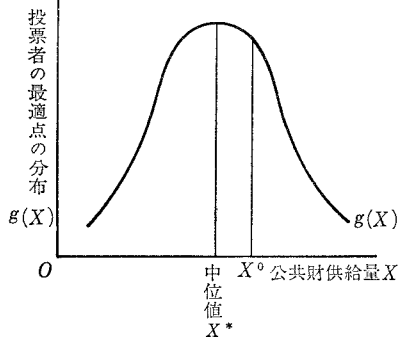
企業の政治システムへのかかわり方は多方面にわたる。特別の利益が得られるような政策を促進するためには圧力をかける点では他の

圧力集団と等しいが、企業の特徴は、政府の施策の受注者として、公共財原材料の納入者の地位にあることである。ここから、企業は公共財の供給量、ないし公共財供給のための支出額に関心を示す。また圧力の手段として、投票の組織化だけでなく、政党、議員への政治資金供給を行なう点にも企業の特徴がある。こうして企業の典型的な政治活動は政治資金供給と引き替えに公共財供給量(額)の拡大を政府・政党に働きかけることにある(2)。一方、政府・政党も政治資金を受容し、選挙運動資金とし、その結果、支持率を高めることができるため、政策の選択にあたっては、中位値を超える公共財供給量(額)を決定する傾向にある。この結果、企業による政党への圧力行動は少なくとも過半数の市民の最適点から遠ざかり、過大な公共財供給量(額)を結果する。(図1の X^*)

官僚

公共財の独占的な生産主体である官僚組織は、公共財の生産条件を左右する力をもっている。すでに述べたとおり、その傾向は予算の拡大と官僚人員の増加である。官僚の一般的な動機には、権力、金銭の収入、威信、安全、卓越した仕事に対する誇り、公益に奉仕したいという希望、官僚組織運営上の便宜、官僚組織への個人的忠誠などが挙げられるが(3)、これらの動機は、ほぼ、前記の二つの傾向に集約することが可能であろう(4)。このうち、予算の拡大についていえば、官僚は従来より各省庁・各部署に割り当てられていた予算を維持・拡大しようとする。しかもこの行動は増分主義による予算決定によって制度的にも保障されている。このため、政府・

図1 ダウンズ型の政党間競争モデル



政党による政策的な予算縮小に対する対抗力を形成する。官僚人員を増加させる傾向は公共財の生産方法にかかわる。人員の増加を官僚行動の目標とした場合には、官僚は一定量の公共財を供給するために、たえず人員をより多く使用するような生産方法を選択する。したがって官僚によって選択された生産方法は、最小費用での生産方法よりもたえず高いコストを必要とするものとなり、非効率である。

四 むすび

以上のように政治システムにおける各主体の行動を検討すれば、政治システムはいかなる政策に対しても中立的である、とはいいがたい。市民は投票から得られる便益をより高く、また確実にするためにグループ化し、他の市民の負担において特別の利益を得ようとする。また企業は公共財の原材料供給者として、公共財供給量(額)を増大させるような方向で政府に政党に圧力をかける。そして政府に政党は政権の獲得と維持のために、このような市民・企業の要求に応じる傾向をもつ。また、官僚は予算の拡大、既定支出額の維持を図る。こうして各主体の行動は、過大な公共財供給量(額)、したがって過大な財政規模、およびその水準の維持をもたらす傾向がある。また、市民のグループ化による特別利益の追及は、政府が供給する財のうち私的財の性格が強い財の割合を増加させることになる。このような財は本来、私的に供給される方がより効率的であるにもかかわらず、各グループは供給費用の分担を軽減するために、あえて非効率的な政治システムでの供給を求めたのである。また官僚が

もつ人員拡大の傾向は政府による公共財供給自体を非効率にするものである。このように政治システムは、財・サービスの供給システムとして、この二つの意味から非効率的であるといえよう。ここで分析からも明らかのように、政治システムのパフォーマンスは、従来の多くの経済政策理論が暗黙に前提としていたものとは異なっている。このような政策主体の分析は、いままでは比較的に等閑視されてきたが、いっそう検討を深めることによって、経済政策理論に対し、実効性のある政策提言を行なわしめる基礎を与えることができる。

参考文献

- (1) Buchanan, James M., "Individual choice in voting and the market," *The Journal of Political Economy*, Vol. 52 No. 2, August 1954.
- (2) Ben-Zion, Uri and Zeev Eytan, "On money, votes, and policy in a democratic society," *Public Choice*, Vol. 17, Spring 1974.
- (3) Downs, Anthony, *Inside Bureaucracy*, (Boston: Little, Brown and Co.), 1967.
- (4) Niskanen, William A. Jr., *Bureaucracy and Representative Government*, (Chicago: Aldine), 1971.

〈学界展望〉

効率と公正に関する論議

黒川 和 美

〈法政大学〉

効用の可測性を論じた時代、社会的厚生関数を論じた時代、社会的厚生関数を多数選択の概念に置き換えて論じている現代、それぞれの論点の主要な部分は、効率と公正に関する抛り所を求めようとするものであったことは周知のとおりである。とくに、基数的関数を序数的関数に置き換える際に、経済学的と称される範疇は、物理的にも質的にも拡大したことは多くの論者が指摘するところである。経済学は、この発想の転換を契機に、他隣接科学分野への帝国主義的侵略を開始した。かつて、非経済的要因という概念で一まとめにされ、外的条件として処理され、経済学としては議論の深化から解放されていた部分が、今日、続々、経済学のパラダイムの仲間入りをしている。序数的選好関数は、個人が意識する与否にかかわらず、彼の選択の全てをその守備範囲にしている。かくて、その集積たる序数的社会的厚生関数なる概念は、その気になれば神がかり的な社会体制論まで一般論として論じうる可能性を秘めているかに見える。

かくて、概念の一般化は、理論と政策というテリトリーの違いの間で新たな論争を呼び、多くの場合、アプリカビリティという経済

学自体の市場性のふるいにかけられて、政策寄り理論、あるいは、科学的政策という概念間の往復運動を続け、進歩・発展の道をたどると考えられてきた。そして、効率と公正という、あたかも二者択一に見なされがちな概念の再検討は、経済学が生来もち併せた性格から、それが必要とされるかぎり続けられなければならないように思われる。

かつて、ケインズがビグーを批判した内容は、やはり、一般化と検証可能性に関する理論のアプリカビリティについてのものではあったが、実際には、これほど、誰もが認めざるを得なかった厳しい批判がありながら、しかし、誰もが意識をしつつ無視してきた批判も珍らしいのである。これまで、厚生経済学が、空虚な効用理論を、あたかも実証済みの議論であるかのように論じたケースがどれほどあったろうか。また逆に、効用理論はどれほど多くの天真爛漫な仮説を創り出してくれただろうか。いずれにせよ短所はそれなりに長所であったりするのである。最近のアメリカのミクロ理論家等が、少し沈滞気味のケインズアンとは対照的に、興味深々たる仮説を次に提示し、若い研究者たちをとりこにし、また、彼らが興味深い

仮説を提示している。しかも、それらの幾つかは着々と実証されてゆく。効用理論をベースとする経済学的思考方法が人間行動の分析にあまり多くの要因を同時に考慮して、適切なパラダイムの構成を可能にさせてくれるからに他ならない。経済学は、効用という尺度を手を変え品を変えながら人間行動の動機の原因に置くことをしなればならない。それ自体の和差算の可能性を、個人の中に認めるか、インターパースナルに認めるかの違いは、ある面で重要であるが、効用という尺度を原点において座標を求める仕方は、カージナルであれオーディナルであれ、変わっていないという点が更に重要だと思われるのである。

序数・オーディナルの概念は、理論家に新たな研究空間を提供したが、同時に政策論には、それより遙かに多くの研究課題を提供してくれたいと考えることは、まず多数の同意を得られるところと思う。よくいわれるように経済学の危機は、市場欠落論という新しい研究分野を創り出した。気の早い、結論を急ぎがちな論者の多くは、政治と経済・市場と計画という補完論を打ち出した。しかし、市場も失敗するけれども、当然のこととして計画も失敗するのである。経済も失敗するけれども、政治も失敗するのである。市場理論とは、元来、市場がいかにうまく機能するかについて丁寧な説明を加えるのに有能であった。しかし、実際に市場がうまく機能しない場合には、市場理論が役立つたないのは当然である。市場と計画の最適組合せ論についても、うまくゆく場合だけを論じ始めるや全く同じ過ちに陥ることになるのである。

もし仮りに、市場を自発的、という行為動機で表現するや、大規模

化・独占、拮抗力の形成など、すべて自発的行為とみなすことができる。この自発的行為を抑えることができる力を強制的、という行為動機で表現するやそこに、独禁法など、いわゆる計画という概念が示されるのである。しかしこの計画も、誰からも自発的に合意されるのであれば、市場的でありうるのである。まさに、J・S・ミルの自由論はこの考え方であった。又、ブキャナンの『自由の限界』もこの点への論及に他ならない。自発性と強制の考え方のうえに、倫理と情報の完全性の考え方が加味され、加えて、組織の大規模化が恒常的に不可避に発生させるコストをも考慮するとき、現在必要とされている主たる要件が考慮に入れられたことになるのではなからうか。これに初期の能力、権利部分の状況(allocation of property rights)が決められるや、モデルは生きてくるのである。

一 昭和五十四年度三六回政策学会の共通論題は、「効率と公正の経済政策」であった。敢えてこの本質的な論題が選ばれた理由は、現代社会がまさに経済学がこのテーマに対する或る種の解答を要求しているからである。とくに効率と公正に関わる議論がどのような社会的背景から発生してきているのかについては、後に少し触れるとして、効率と公正に関する議論のサーベイをしておく必要がある。その点では、五三年度政策学会関東部会での五井報告は、きわめて要を得たものであったので、ここでその一部を少し引用させて頂こう。そこでは、「効率は生産の増大に関する判定規準であり、公正は分配の改善に関する判定規準である」とされている。そして、市場セクターと公的セクターに分け、市場セクターにおける効率基

準・市場セクターへの政府の介入政策・公的セクターにおける効率基準を、それぞれ効率性の基準として、配分効率・技術効率をミクロ・マクロ・静態・動態の局面で検討している。一方、公正問題は、市場セクターにおける所得分配基準・公的セクターにおける所得再分配基準として、貢献原則、所得移転の基準の考え方、とくに所得移転基準の推移として、社会的厚生関数の極大化、平等主義の所得再分配基準、格差原理(ロールズ基準)、ニーズ基準とそのパリエーションが論じられている。そして、これら再分配の公正と効率性の概念には、いわゆるトレード・オフの議論を要するとしている。又、とくに、公正については、事前的公正と事後的公正を区別して論じることが議論を明解にしてくれることが示唆されている。五井報告にあるように、市場部門と非市場部門を補充させ、それぞれの場場合に、市場の失敗を補充させ、それぞれの場合に、市場の失敗(欠落・政治の失敗を克服する手段の模索のプロセスとして、効率と公正を論じるのが、今日の正論をなしている。そして、この種の議論にも多くの変形がある。三六回大会共通論題の塩野谷報告「政策基準としての効率と公正」は、その一つである。政治プロセスと市場プロセスの補完論が、体制論にまで言及する種類の問題を含んでいるが、基本的には、効率基準から規範的な基準へのウェイトの転換を市場と政治の補完論の中で説いている。そこで指摘されている重要なことは、公正の議論が二つのルートで追求されているという指摘である。第一は、素朴な「科学的客観性」の呪縛から離れ、メタ規範分析を通じて価値理念の構造を明らかにすること、第二は、自分の効用の最大化のみを追求する「経済人」の想定から離

れ、道徳感情をもった個々人の誘因ないし動機分析を通じて集団志(向制度・ルール・拘束)の形成を明らかにすることと指摘している点である。前者は、効率性という基準が、「或る種の科学的客観性」をもつと考える人が主流でなくなりつつあることの指摘であり、後者は、利己主義的経済人モデルから人間的な経済人の模索を要請しているということである。この二つの指摘の背後にある気持ちは察するに十分であるが、論理的には、新しい、これまでの手法の代替物を見つけ出し、考察する必要はないという議論も、この二点についてあてはまっており、こうした指摘への有力な反論を形成するに至っている。言葉を換えていえば次のようになる。効率性の概念は、価値の一つ一つにそれぞれ固有に存在するものであって、分けて考えられるものではないということである。具体例でいえば、高度成長期の価値が偶然、或る種の効率性であったために、私たちが、価値(公正)と効率性がまるで相反するものであるかのように勘違いしている部分があるのではなからうかということである。鉄の生産・小麦の生産等の効率性と同様に、社会福祉の生産・法律の生産等の効率性が論じられる必要がある筈であるのに、多くの論者は、社会福祉の生産には、分配政策が含まれるために効率基準にもとづいてはならないなどと訳の判らないことを論じたりするのである。もっとも効率的な社会福祉の生産には当然のこととして、公正の議論が組み込まれていなければならないものであることは、いままら筆者が指摘するまでもないことである。さらにいえば、道徳的感情をもった個々の人の分析についても、新しい手法を開発する必要がありというよりは、少し手法の利用に際し、利用者側の発想

の転換があれば事足りる性質の問題であるかもしれない。チャリティから得る効用とエゴイスティックな効用とを区別することは重要であるが、個人にとってそのチャリティがもつ効用は、高いからこそ選択されているのであって、私達が選択対象の財テーパー（代替的行動選択肢）の中に入れて忘れていただけであることに注意しておかなければならないのである。塩野谷報告はこれまでの諸議論を分類して効率と正義の関係を次のように類型化して論じている。(A) 効率を最大にする「制度」または「状態」が正義である。(規則功利主義および行為功利主義) (B) 効率を最大にする一組の「状態」の中で、正義の「状態」(社会的厚生関数を最大にするもの)という無内容な規定による)が選ばれる。(通俗的新厚生経済学) (C) 効率と正義とはトレード・オフの関係にあり適当な妥協をはからねばならない。(常識的見解、オーカンの水漏れバケツ論) (D) 正義の制度を優先的に定め、そのもとで効率的な「制度」および「状態」を達成する。(ロールズの正義の理論) そして、(A)を正義に関する目的論、(D)を正義に対する義務論とし、又、(B)(C)を基準を説明しない直覚主義であると分類し、(B)を効率と正義を分割可能とする議論、(C)を不分離とする議論とし、とくに、(C)は理論考察を断念するものとしている。こうした塩野谷報告の主張は要点を突いており興味深い。問題点もかかえていそうである。ここでは筆者が気にかかる点だけを述べておこう。それは、正義を目的論にそって把えようが、義務論にそって把えようが、それぞれに効率の問題が発生しているということである。もちろん重視すべきか否かは別の問題ではある。偶然、目的論にそった場合には、合理性が前面に現われやす

いのであり、義務論にそった場合にも不可避免的に効率論と公正(正義)論が発生しているのである。公正の問題が分配問題と切り離されずに考えられている点に問題の根があるのではないかと考えられる。公正、あるいは正義というものが、或る種の超歴史的な内容を付加して論じることが難しい場合、価値の問題は、それを決定するプロセスに置き換えられ、又、そのプロセスの正義は、時の人々の好みに委ねられることになる。現実には私的・公的所得分配の問題が国内問題としては深刻度を減しながら、豊かな社会と密接な関係をもつチャリティの局面と重なり合い始めている現在、声の大きさは別に実質的な義務論の役割も確実に小さくなりつつあるのではなからうか。多分に、制度が複雑化・多様化すればするほど機能論の役割が重くなりつつあり、結局効率と公正は不可分な概念として扱わなければならない意味をなさなくなるのではなからうか。公正という制度としての公共財が、我々の生活のすみずみにまで浸透し、その財の効率的供給を要請している事態に對し、どのように対応すべきかが現代の主たる問題と考えられる。この点については塩野谷報告の(A)と(D)の全てに面関わっているように思われるのである。

又、一方でこのように論ずると従来型の効率と公正に関するそれぞれの効果分析による明確な効果分離の議論の論者からの批判を受けるかもしれない。従来、厚生経済学においては、パレート基準とその適用をめぐる有意義な議論を行ってきた。とくに、補償原理の論争の過程で、カルドア、ヒックス、リトル、シトフスキー、ミシヤン、あるいは、グラーフ、ブラウ、ライベンシュタイン等の多くの公正判断に関する貢献が生まれ、神がかりのサミュエルソン・バ

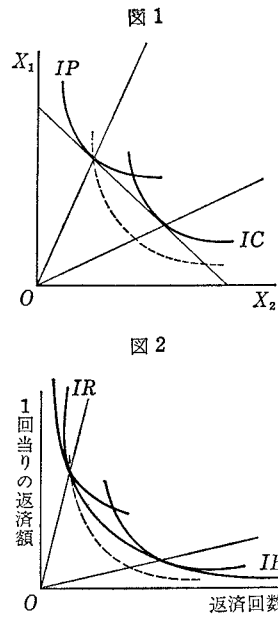
ーグソン型社会的厚生関数にゆきつく議論は、モデルの構成あるいは適用の範囲に関して、解釈する側の能力が問われる多くの問題を生み出してきた。アロー、セン等がリードしている社会選択理論に関する政策論からの評価が、いつも、彼らが論じる社会的厚生関数、あるいは選択理論が人間行動のどの分野について適合しているのかという点にかかっているように、サミュエルソン・バーグソン型社会的厚生関数もこうしたアプリカビリティが問われることが必要であった。そこでの議論は、適用範囲がいわゆる財(鉄・小麦など、あるいは、せいぜい公共財・収穫逓増と定義されるもの)に限定されていたのである。財の生産とその生産から生じる所得の所在、つまり、五井報告より既に引用した「効率は生産増大に関する判定基準であり、公正は分配の改善に関する判定基準である」という定義の生産対象及び分配対象がもつとも狭義に解釈された場合に他ならなかったのである。このことは、サミュエルソン自身が公共財の定義に際し、数多くの批判と論争に巻き込まれたことから判るように、ここ数十年の間で、財というものの定義の実質的内容の拡大がいかに大きかったかを知らされるのである。従来型の議論は、制度・ルール・既得権配分、あるいは財産権配分(allocation of property rights)、知識・能力、制度の硬直化、などが生み出す経済的効果を全く考慮しなかったし、制度・ルール、権利配分とそれが生み出す(塩野谷報告に従えば)状況(多分これは典型的な公共財である)を、財とみなすことはしなかったのである。もし、これらを財とみなすや、この財は、公正の内容を規定する財という新しい概念となる。この内容を問おうとすれば規範論となり、同時に効率性も問わ

れる性質のものである。そして、まさに、政策論にとってもっとも重要な問題領域となるに違いないのである。又、たとえ、公正の内容を問わない議論を行えば、プロセス・制度の在り方を、貨幣を媒介しない選択の理論として問うけれども、背後に必ず効率性の眼が光ることになるのである。従来型の議論でも効率と公正を二段構えに、分割して考慮し、元来、同時に考慮すべきものとする考え方も展開されていたが、こうした考え方が、財の拡大解釈と共に発展させてゆかれなければならないであろう。財の概念のこのような膨張化現象は、経済学自体に多くの問題を抱えさせることになったのである。

- 。 人的サービス生産のシェアの拡大
 - 。 公的サービス生産のシェアの拡大
 - 。 情報という見えない財の生産
 - 。 情報を理解する能力の格差
 - 。 組織の多様性と選好の拡大
 - 。 価値の多様化と選好の拡大
 - 。 プロセス選好か最終財選好か
 - 。 プロセス選好か最終財選好か
 - 。 制度の複雑化から生じるイリュージョン
- 等々、数え上げてゆけばきりがないのであろう。中でも、中間財としての公共財である制度、ないし、状況をいかに把握するかは、塩野谷報告が指摘するように決定的に重要な意味を有しているのである。

二 公正の問題は、様々な局面でなされている。弱者救済手段の選択(老人、ハンディキャパー、第三世界、貧者等)、イギリス病的

症状の治療の問題として（重税の回避、インフレ被害者の救済、各種権利の複雑化）、利益集団間の受益の格差、生活水準の地域間格差、公共部門の膨張、等々である。そして、公正の問題は、経済事象にのみあてはまるわけでは決してない。ロールズの Theory of Justice は、基本財として、自由¹という状態を定義し、それを犯し難いものとする規範論を試みている。これは、前節でも述べたように、自由たる状態を中間財たる公共財として、何人にも優先して備えられ、犯し難いものという経済事象にしているわけである。元来、経済財とみなされなかつた概念を経済事象とみなす行為を行なっているわけである。こうした「状態」を論じる経済学は、ノジックによっても高められ、きわめて高い評価を得るところまで進展している。又、こうした議論は、テイポールの移動モデル、オーツの最適政府規模論、ブキャナンのクラブ財の理論、オールソン・シュナイナー等の集合的行動の理論としても、正論として展開されているのである。これに対し、ライベンシュタインの X エフィシエンスの議論は、ミクロ理論を再考する過程で、制度に依る人間の反応をより本物らしくすることに飛躍的な貢献をしている。理論と現実との差異を組織と人間との間で把え直しているアローの貢献も同様である。法律に対する人間の反応をみるランデス、ボズナー、クレンボリック等の貢献もめざましいものがある。教育を投資とみて、人間生活との関わりを徹底的に追ってゆくベッカーの議論も説得力に富んでいる。更に、倫理と経済学との関わりを問題としているマックレイの議論も必読に値する。官僚の行動を追うタロックの議論、意思決定プロセスの議論をより現実的かつ緻密に論じているブキャ



の双曲線が予算線と同様の役割を果たしている。IRを貸し手の無差別曲線、IBを借り手のそれとすれば、借り手は、その返済の方法について何らの制約を受けることなく、自分で決定できるのがよく、又、図1の場合の二財 X_1 、 X_2 と同様に、一回の返済額、回数といったルール（制度的とりきめ）についても、限界効用は逓減し、ルール自体を財とみなしうるのである。それゆえ、一組のルール自体かくも経済事象として分析の中に十分取り込んでゆくことは可能なのである。使途無指定の借金（貸与）は、メリットの価値が不必要な場合に認められるのである。

ii 平等化（所得・機会・権利）の促進は人々の努力水準を引き下げるという命題

この命題は高福祉の弊害を説く主たる論拠となる周知の議論である。オーカン²は、水漏れバケツの理論を用いて、平等化は非効率と主張した。が、ライベンシュタイン³は、努力を構成する活動の選択A、単位時間当りの活動遂行ペースP、各活動の質Q、活動に関する

ナン・タロックの公共選択論の考え方、彼らをリーダーとする財政支出と負担の公正を論じる一連の議論など、今日、我々の回りには、建設的にかつ新しい試みが氾濫しているのである。そして、とくに公共性、あるいは他者との関わりという局面で展開されているのが著しく目につくのである。こうした数多くの議論の中で、幾つかの最近とくにとりあげられているものも基本的な公正に関する諸命題について紹介して今後の発展の可能性を考えてみよう。

i 白紙委任選好の原理 (The Carte-Blanche Preference Principle or Blank-Check Preference Principle)。

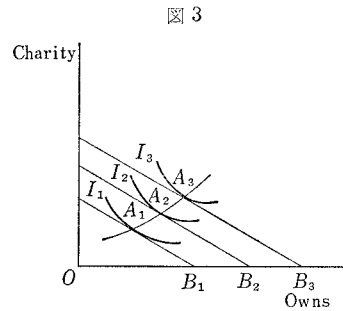
この原理は、所得再分配政策における自由主義者の側の理論的依り拠となっているものである。ライベンシュタインは、彼の著作 Beyond Economic Man の中で、幾つかの事例を用いて説明している。つまり、他人が選好したものよりも、自分自身が選好したものが効用水準が高いという考え方で、この考え方は、負の所得税を支持する人の有力な支持理由になっているのである。図1は、父親が子供にプレゼントをするケースである。図1は、父親が子供に選好と異なり、子供へのプレゼントは、現金で行なうのが望ましいことを示している。しかし、敢えて、父親が自分の選好を子供に押しつけても良い場合もあるかもしれない。いわゆるメリットウォンツが存在する場合である。父と子の間で認められるメリットウォンツ、政府が国民に対して認められるメリットウォンツ、親会社の子会社に対して認められるメリットウォンツ等々、新たに議論は展開されてゆくのである。更に、図2は、借金返済のケースである。借金の総額が、一回の返済額と返済回数との乗算で示され、こ

る時間の長さ、使い方の、四要素（変数）を通じて、人々の努力水準 (efforts level) は上昇するという仮説を提案している。ある程度の平等化は初期の段階で効率性を充足し、一定水準を超えると非効率率になるといわれるが、これらの要因は、明らかに、心理学の分析領域に含まれるものといえよう。更に、ライベンシュタインは人々が制度の変更、あるいは外的制約の変化に対して、全く反応を示さない領域がある (inert area) と指摘し、その考え方を分析に取り入れるの試みが続いているのである。こうした例を我々は、現実社会で数多く知っている。農産物価格補助金が引き上げられても、農家は直ちに高価格作物の作付に移ることはできない。地方・経験・労働力・機械など、保有する資源に左右されるからである。農業に簡単なLPモデルが働きにくいのはそうした理由からである。企業の行動は、いままじ敏感である。法人税率が引き上げられるとき、ベッカーが論ずるように、先ず、社長秘書が美人になり、本社ビルが改装され、従業員の福利厚生も少しは改善されると。かつての西独の企業や現在のアメリカの企業のように、会社の社会的評価を高めるために、敢えて儲からない分野（社会奉仕等）に投資することになるかもしれない。この種のミクロ理論の興味深い展開は数えられない程多く現われている。JPEやJLE等の雑誌には、毎号こうした議論が聞かされているのである。経済政策の効果は、その対策が実施される場合のタイミング、人々の認識度合、倫理感、所得水準等々、多くの要因とりわけ非経済的要因としてこれまで片付けられてきた要因に左右されるのである。政策の適用方法については、これまで、経済学者はあまりにも無頓着であったのではなからうか。

対策論の重要な部分を適用論が担う時代こそ、効率と公正のテーマを正面から取り組むことができる時代なのである。

iii 所得再分配財の登場

所得再分配を一つの財と規定し、人々が一定の再分配制度を承認して受け入れることを、小麦や衣服を消費する場合と同じように考えるならば、再分配の増加は、一つの財の消費の増加にすぎず、ふつうの財の効率性基準を十分充足することになるのであり、けっきょく、再分配の増加は効率を低下させるという議論とは矛盾することになる。しかし、この議論は、選択したものは常に合理的であるという近代経済学の基本前提をそのまま踏襲しており、一種のトリロジーである場合があることに気をつける必要がある。この種の議論は、一方でチャリティの経済学として発展しており、又、一方では、パレート最適所得再分配の理論として展開されている。図3は、



チャリティと自己消費の配分を定めるよく知られた図である。この図が、その社会の全ての成員にあてはまり、受け取り者もそれによって効用フロンティアに達すれば、パレート最適所得再分配が成立することになる筈である。この考え方が重視されるのは、チャリティという消費が、他人の状態が自分の選択に影響を及ぼす行為としてみら

れているからである。この種の行為を、社会正義ないし社会主義の立場から特別扱いする議論も当然のこととして発生するであろう。チャリティについては、フェルプス、あるいはホックマン等の議論が更に発展させられてゆくことが期待される。しかし、チャリティの場合には、再分配額を決定するのが、贈与者の側の決定事項になってしまうことは、多くの批判を逃れられまい。あるいは、かつて社会政策論で主として論じられた、資本の側のアメとしての再分配……総資本の論理を典型的な財とみなすことなど、ナイーブな正義論と衝突することは確実に余地は多いのである。

iv 所得の平等化は社会的インテグレーションを高める。

所得の平等化は、価格の排除機能を復権させ社会的インテグレーションを高め、効率性をも高めるとかねてから主張しているのは、ティンバーゲンである。又、『福祉国家は破滅するか』の丸尾論文もこの点を鋭く指摘しており興味深い。全般的に所得水準が向上する中で人々の所得が均一化すれば、ねたみ、しつとの類いが減少し、あらゆる経済財の価格が人々に対しても排除性が平等に課されて、社会としての統一性は高まるのである。しばしば指摘されるように、わが国は西欧・先進国の中では所得の平等度が高く、九割が中産階級を自認し、結果として、社会的インテグレーションは高いのである。このことが、犯罪発生率の低さ、ストの少なさなどの結果を生み出しているといわれるのである。所得が平等化すれば、ある財への価格支払いに各自が抱く限界犠牲は等しくなる傾向があることになる。この点から、国内の統一にしばしば、差別価格による所得再分配政策が実施される。この点を別の観点からみることができ

る。この差別価格は、規模の経済性と密接な関係を有しているのである。国鉄の地方赤字線が、元来、利用者支払額の十倍ものサービス生産コストを要しており、又、首都圏の通勤線が黒字になるのは、国鉄が利用者均等に価格でサービスし、運賃による所得再分配を行なっていることはよく知られたことである。首都圏の利用者は、黒字分の運賃引下げを要求する一方、地方の住民は、同じ料金を支払いながら、列車の本数が少なく都会より不便であると、赤字線へのサービス向上を要求するのである。こうした議論は、規模の経済性が働くあらゆる分野で発生する効率と公正に関する議論である。そして、経済学者が費用論から赤字線の廃止を主張するとき、庶民感覚の公正論、つまり便利な東京の電車は高く不便なローカル線の運賃は安くすべきであるとする議論が正面からなされ、経済学者はそれに対応するすべを持たず、考え込んでしまうことになる。地方税制も多分にこの種の問題をもっており、政府は、首都(都市)再開発に支出すべきか、地方の開発に支出すべきかという今日の問題を事実、絶えず抱えることになるのである。過密と過疎と規模の経済は、地域開発に関する効率と公正の問題となる。

v 政治的外部不経済

社会的厚生関数を政治的意思決定プロセスの議論に代替させる考へ方は、投票行動・政治家行動・官僚行動など、これまで他学問分野の問題としていた部分で数多くの業績を生み出している。政策学会三六回大会の関谷報告「ヴァージニア学派の方法論とその今日の意味」、川野辺報告「財・サービス供給システムとしての政治システムの特異性」も、公共選択理論の立場からの適切なサーベイと問

題提起を行なっているのである。とくに、関谷報告において、多数決定と政党政治が発生させる政治的外部不経済(Political Dis-economies)がどれほど大きいものか、また、その外部不経済が発生させる不公正、及び外部不経済の慢性化現象、公共部門の非効率の指摘がなされ、大衆的フリーライダー現象、大衆的集団的囚人のディレンマの危機を説いている。

政治的外部不経済とは、多数者決定に従う少数者の不満を表わしている。これは票と効用の関係を示す有力な概念として重視されるようになってきた。川野辺報告にあるように市場取引と異なり、投票は、経済学の限界概念が及ばないデッドスペースを生み出してしまうのである。このデッドスペースは、チリも積もれば山になるのたとえに似て、運悪くすると、タロツクの『ソーシャルディレンマ』で示されているように、革命、クーデターを呼ぶことになるかもしれない。まして、慢性少数者の忿懣は積もるにつれて乗数的に高まり、猛烈なエネルギーになるかもしれない。この種の不満は、毎夜ジャイアンツの中継を見せられるスワローズファンに蓄積されるものと同種のものである。ある社会の多数者意見の側についていると、いろいろと利点があることは、周知のとおりであり、政治的外部不経済の議論は、投票結果の公正にのみ発生するものではなく、社会生活の慣習、物の考え方、趣味など多くの局面で、知らず知らずのうちに有利・不利の公正問題を発生させているのである。自動車に乗る人・乗らない人、都会の人・地方の人、パン食の人・米食の人それぞれに、多数・少数の有利・不利が発生している。とくに人種問題をかかえる多くの西欧諸国、宗教派閥をかかえる中東

諸国では、国の運命を決する程の重要な問題になっていることも、又、周知のとおりである。

vi 倫理・道徳水準と社会的費用

倫理・道徳の水準が低下すれば、社会的費用は高まり、結果として、政府支出が増加するという主張は各方面で主張される。又、倫理・道徳の水準が高ければ、社会的インテグレーションが高まることもよく知られた議論である。さらに、一般に所得水準が低いと、平均して、道徳水準、倫理感も低下すると考えられる。これらの命題は、福祉水準の高まりと共に、個人の責任感が低下し他人依存的になりやすいという仮説と相まって、公正の問題としてしばしば論議の対象となる。たとえば稀少なエネルギーを節約して消費している人は、平気で浪費する人のお陰で料金値上げを被むることになってしまう。街でゴミを投げ捨てる人が多くなれば、明らかに清掃費はかさむのである。その場合、清掃夫の増加を求める方式は、国民所得の増加につながるけれども、この論理は、万引きする子供たちが「どうせ企業は損をしない。その分だけどの店も高く売っているし、第一、ガードマンの就職口を作ってやるのだ」という罪の意識のない論理と似ているのである。それゆえ、市民社会の形成には、フリーライダーの意識を抑制し、自己負担とサービス享受がより直接的になり、市民各自が利害のイリュージョンを抱くことが少ない各自に合理的な選択を行なわせやすい制度（税制、公共料金体系等）を形成すべきであるという議論は、ヴァージニア学派（公共選択理論）によって、しばしば指摘されているのである。フリーライダー行動が合理的とみなされる財を公共財と定義するやり方は、暗

に公共財の増加が他人を出し抜き負担を避ける、倫理水準の低下を予期しなければならぬことを告げている。個人の理性に頼れる社会、企業が社会的責任を自から果たそうとする社会、国が国際社会で果たすべき責任を自から果たそうとする社会は、どのように形成すべきかといったごくありふれた身の回りの問題から天下国家を論ずる問題に至るまで、事態は明らかに、この倫理の問題と係わっているのである。近代経済学では、経済主体は性善説にもとづいて、*enlightened people* 啓蒙された人間であると考えられてきたが、悲しいかな、この仮定はあまりにも現実離れしていたのである。この分野での議論は、隣接の多くの学問分野と協力が必要とする、きわめて重大な課題を内包しているのである。

vii 大量生産は平等化機能を果たす。

量産が平等化機能を果たすと指摘したのは、マルクスの『共産党宣言』であったことは周知のとおりであるが、最近の著作としては、シトフスキーの *Joyless Economy* である。たとえば、少量生産の高級品を消費する人は、量産される機能的で安価な大衆品を消費する人ほど、量産による規模の経済の恩恵を手にするとはできないのである。その代わりに、高級品を所有し消費する人は、保有の誇り (*Pride of ownership*) を手に行うことができる。誇りという眼に見えない財を与える代わりに、量産品所有者は安価を手にするのである。この論理は、集合的行動の理論 (*Theory of collective actions*) によって、いつも論議される規模の経済の獲得理論となっている。これを筆者風に定義すれば、一、意識的集合的行動による規模の利益の追求、二、無意識的集合的行動による規模の利益の追求

の二様の概念として考えることができるのである。規模の利益の追求、あるいは価値同質的な仲間社会の形成による政治的外部不経済の回避など、各主体が意識的に組織化による利益の追求を行なう場合と、いつの間にか多数側についていたり少数側に陥っていたりする状況から生み出される無意識の組織化から生じる利得とが、我々の社会にはしばしば発生している。その好い一例は、アメリカのスラム化する都市の場合である。サロウの *Generating Inequality* をはじめこうした問題は多くの都市問題を扱う書物などできまっとように提示されるのである。所得の高い白人たちは都市郊外の良好な住宅環境を享受している。これに対し、少数民族はスラム化する都市部の老朽化したアパートに住んでいる。前者は、良質の商品を多く大量に販売する郊外の大規模スーパーマーケットで安価かつ良質な品物を買物できるのに対して、犯罪の発生しやすい、又、低所得者を相手にする儲からない弱小売店は、先ず高いリスクを考慮しなければならず、大量に支入れることができず、粗悪な品を高価に販売しなければならなくなるのである。これと同じ論理で、少数民族の子供が通う学校は、少数民族の先生が教える少数民族の生徒ばかりの学校であり、結局、日本の大学生と同様に、長年学校に通っても、正統な英語を話すことができず、ましてや書けなかつたりする子供を作り出してしまふのである。これらの例の様に、意識しよ

うがしまいが変更したり、思い通りに作り出すことのできない環境をどのように改善するかという問題は、多くのまじめな専門の実務家が主張するように、決定的な公正の条件の問題として再考の要がある。しかし、この公正の条件が、効率性の枠で制約されないかぎり、又、公正の条件自体も広く承認されにくいという性質を有しているのである。こうした深刻な例に限らず、身近な問題もある。テニスをする人口が増加するほど、テニスコートは整備され、数も多くなり、より安価にかつより身近かなスポーツとなって、ますますテニス人口が増加し、終局的には混雑が発生し不快感が或る程度増すまでこの運動は拡大してゆくのである。誰かがテニスを誘うとき、彼は意識的集合的行動に目指して規模の利益を追求しているのかも知れない。

viii 無智のペールという脅怖

意識的集合的行動による規模の利益の追求は、クラブ財の理論、ティボーポデルといった形をとって論じられているが、元来、我々にとって極めて身近な課題なのである。政府が、この意識的部分を代行するとき、公共財供給の議論になることはいうまでもないのである。これに対し、我々が無意識に不公平と感じる場合には、いつの間にか、或る種の少数者に陥っていることが実に多いのである。

viii 無智のペールという脅怖

意識的集合的行動の中でも、人々が誰も協力を惜しまなくなる場合が存在する。老齢化、疾病、事故、災害、先天的ハンディキャップなど、われわれは人生上の多くの危険と共に生活し、この危険から免れることがわれわれの生活にある緊迫感をどれほど軽減してくれるかについて異論を唱える人はいまい。人々には、そのために保険財という協力を購入するのである。この財は、「危険な事態に陥る確率は極めて小さいが、一度陥ると多大な被害を被むり、次世代を含めて人生において致命的な打撃を受けてしまう」のである。

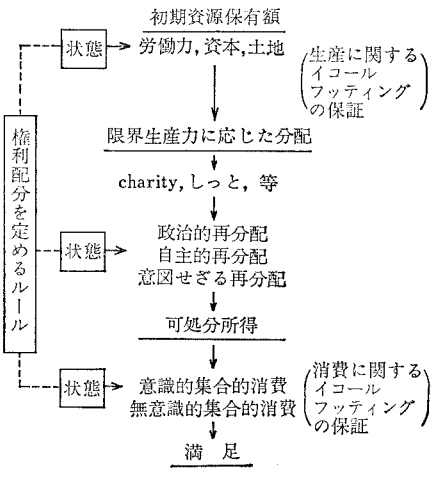
ゲームの理論では、次表が示すように、チキンゲームと囚人のデ

インゲンゲームの格差として、この無智のベールをとり扱うことができるのである。協力と非協力という二つの選択肢の中から選択する結果のベイ・オフが最悪の事態の中では、もっとも良い結果を選ぶ行動（マキシミン原理）を行なうとすれば、チキンゲームでは協力に、囚人のディレンマゲームでは非協力に向かうことになる。非協力の結果をかなり深刻に予測するチキンの場合には協力が容易に行なわれるのである。それゆえ歴史的事実が示すように、戦争の事態に際し、政府が国民をチキンに陥れ、統一を図るのは合理的な戦略なのである。こうした危険を私的協力によって克服するのが保険会社の役割であるが、これは、民間企業・私的集合財（クラブ財）でも十分に需要を充足できる。但し、保険がかかると人々は自分から進んで危険を抑制する行為をとりにくくなることはしばしば指摘される。又、このような危険を公共的に克服すること、つまり、公的な保険制度が設定される条件をもちうるのは、当該の問題がすべての人々（あるいは多くの人々）に共通のリスクである場合である。自分の子供がサリドマイド禍に類する事故、あるいは犯罪に遇する可能性について、すべての個人は、ロールズのいう無智のベールの中にいる。われわれの回りには危険が多い。

	協力	非協力
チキンゲーム	協力 3 / 3	非協力 5 / 0
	非協力 0 / 5	非協力 -3 / -3
囚人のディレンマゲーム	協力 3 / 3	非協力 0 / 5
	非協力 0 / 5	非協力 1 / 1

三 ビューグー以来の厚生経済学の伝統的な公正に関する命題は、効用の観点を発展させて様々な概念を発展させて論議されている。とくに、新しい概念の追求は、哲学者、政治学者、法学者、社会学者などの協力を得ている部分が多くなく、又、その担い手は、ミクロ理論のパラダイムで論じていることが多い。諸外国でのこのような業績の多くは、最近、我が国でも、翻訳されたり、又、我が国独自の業績も少しずつあがっているようにみえる。

因作で収入がゼロになり、借金だけが残る確率を農家は一樣に有しているし、子供達は父親を突然の事故や犯罪などで失ない、交通事故遺児などとなる可能性を一樣に有している。新薬や新技術が、われわれの能力を超えたところで、われわれに新たな災害をもたらす機会を狙っているかもしれない。こうした数多くの危険は、われわれのまじめな努力を踏みにじって、すべての人々に、同様の確率をもつ危険として迫ってくるのである。この無智のベールという不確実性は、人々をチキンに仕立てあげ、確実にマキシミン原理で行動させ協力へと導いてくれるのである。しかし、たとえ保険ができたとしても、決して不幸がなくなるわけではなく、不幸を小さくするための協力体制が作りあげられるにすぎないのである。



それぞれ人々の財産権を規定するルールが存在し、状態を作っている。この図が示しているように、公正は「権利」の問題と密接に結びついている点を指摘しておきたいのである。わが国では学際的研究が未だ少ないが、今後はますますそうした研究が重視されるのは、いままさら指摘するまでもないところである。

びと経済的価値』Joyless Economy あるいは既に訳されて久しいが、ベッカーの『経済理論』『人的資本の経済学』なども、こうした傾向を学ぶことができる好著である。『現代経済の制度的機構』宮沢健一、『民主主義の経済学』加藤・丸尾編、『福祉と環境の経済学』五井・丸尾・熊谷編、『福祉の経済政策』丸尾直美、『現代経済政策体系全3巻』勁草書房なども好著である。『損害賠償の経済分析』、浜田宏一も今後多くの追従者を呼ぶことにならう。

最後に、公正問題を取りあつかう領域を一つの簡単な図で示しておこう。現行税制等を含む垂直的再分配の構造の図式については、五四年度・財政学会での横山報告が秀れているので、それを参考にしていく。富のストック、新たな生産・消費の三つの段階で、

D. W. ピアース編

『社会的費用の評価』

駒井正晶
 <野村総合研究所>

David W. Pearce (ed.), *The Valuation of Social Cost*, George Allen & Unwin, London, 1978.

本書はこれらの業績を主に貨幣的評価という視点から検討し、現時点における評価を試みたものである。

本書は基本的に独立した八つの章から成り、騒音公害 (D. W. Pearce)、大気汚染 (同)、レクリエーション (J. Givson)、水質汚濁 (R. K. Turner)、生命とその他の人的被害 (G. Moony)、社会的分断—Social Severance—(J. K. Stanley and A. Rattray) の六つの個別トピックスの他に、社会的費用の計測理論 (C. Nash) 及び社会的費用と国民経済計算 (R. Leombar) に関する章を含んでいゝ。個別のトピックスを扱う各章では、まず最初に当該分野における社会的費用計測の原理が述べられ、主要な実証研究についての議論が行なわれた後、研究の現状を評価することが試みられている。ただし、厳密にはこれらのすべてが社会的費用そのものの計測を扱っている訳ではない。第四章ではレクリエーションの便益の測定が、第五章では生命の貨幣的評価が論じられている。

二

第一章では、社会的費用の意義、計測の必要性及び計測方法の満たすべき条件等について議論されている。社会的費用という概念の重要性については改めて述べるまでもないが、それを計測する必要があるか、また計測は貨幣表示で行なわれなくてはならないかについては議論の余地がある。ここでは、ビッグの課税及び貨幣による補償を行なおうとする場合には貨幣的表示による計測が必要であり、費用・便益分析を行なおうとする場合には貨幣表示による評価は必須ではないが、極めて有益な情報を提供すると述べている。

一九七〇年代の初頭に、公害問題に対する関心の高まりと共に、社会的費用に関する議論が多くの経済学者の間で交わされたことは未だ記憶に新しい。ここ数年、この問題は経済学の主要課題ではなくなつたかの感がある。その理由は様々であろうが、少なくともこの概念の適用範囲であると考えられる現実問題の社会的重要性が著しく減じたためであると思えない。

社会的費用の理論はビッグ以来六〇年の歴史を持つているが、その計測が経済学者の主要な関心事の一つとなつたのは一〇年前のことに過ぎない。本書の各章末の参考文献を一見しても判るよう、この短期間に実に数多くの理論的、実証的研究が行なわれてきた。

第二章及び第三章では、騒音公害と大気汚染の問題が扱われている。騒音は一般に認識可能であり、それに対する人々の反応を評価することが比較的容易であるため、社会的費用計測の理論と実証が最も進歩した分野であるとされている。この分野には三つの主要な計測方法の流れがある。最も頻繁に用いられ、多くの実証分析を生み出してきたのは「不動産価格アプローチ」と呼ばれるものであり、人々は騒音のない地域に立地することによって、平穏と静けさを「購入する」という仮説に基づいていゝ。平穏と静けさは住宅サービスと結合的に供給されると考えられるから、騒音以外の他の条件の等しい住宅の価格差を騒音の社会的費用と考え、これを統計的手法(主に重回帰分析)によって計測することに努力が払われる。このアプローチの変形として、住宅価格の低下の他、消費者余剰の減少、移転費用、騒音の受忍費用等を個別に計測する方法がある(ロンドン第三空港に関する研究が著名)。著者は第一の方法による多くの実証分析を検討した結果、社会的費用のガイドとしては信頼が置けなごとしていゝ。この結論は A. A. Walters (*Noise and Prices*, Oxford University Press, 1975) が同じ材料に基づきながら、各計測結果の相違は少ないと結論しているのと比べると極めて興味深い。

第二の方法は「防除費用によるアプローチ」であり、騒音を防除するために必要な費用をもって騒音の社会的費用の最低額と見なすものである。この方法は影響を受ける人々が移転しないという前提に立っているため、騒音のために転居する人々が多い場合には、平均的な推計値が得られない。また、防除施設設置後に残る騒音の費

用が無視されるという限界を持つている。第三の方法は「実験的アプローチ」であり、人々に仮想的な予算を提示して、自然環境、レクリエーション施設、騒音、交通の利便性等々の中から選択を行なわせる、いわば市場シミュレーションを行なうというものである。この方法にはこの種の実験に共通する様々な問題点が存在するが、著者は今後の発展が期待される方法であるとしている。

既に述べたように、この分野は社会的費用の理論と計測が最も進んだ分野であるにもかかわらず、著者の総合的評価は、今までの研究の成果は未だ信頼に足るものではなく、政策的現実性を全く持たないという厳しいものである。

大気汚染の社会的費用の計測にも、騒音について開発された不動産価格によるアプローチが多く用いられているが、大気汚染に対する人々の反応には騒音の場合以上に不確かな点が多く、「政策決定者は、大気汚染防止対策に関する費用・便益分析によって得られたパラメーターの推定値を利用しようとはしないであろう」というのが現状である。

第四章ではレクリエーションの便益の評価に関する問題がとりあげられている。これは、公共財として無料又は形式的な価格で供給されるレクリエーション施設に対する需要関数の計測という形をとることが多い。レクリエーションの便益には、施設の利用者に直接帰属する第一次便益の他に、所得の創出効果、地価の上昇、オプション・ディマンドの充足といった、直接的利用者以外の人々に帰属する第二次の便益がある。更に、混雑や環境破壊などのマイナスの効果も第三者に及ぼすこともある。第一次の便益については近年大

大きな進歩が見られたが、第二次的な効果の計測についての進歩は殆んどなく、また、他の効果と分離することの困難性、直接に観察可能なデータが得られない等、研究の障害となる点が多い。現在までに進歩が見られた研究は、国立公園等の非都市的な地域の施設に関するものが多く、緊急度の高い都市のレクリエーション施設の評価は、二次的効果の計測困難性のため余り進んでいない。

水質汚濁(第五章)の社会的費用の計測は、水質汚濁物質の種類が多いこと、水の使用形態が多様であること等のために、騒音や大気汚染の場合より更に困難な点が多い。様々な水の利用形態のうち、水質汚濁によって最も大きな影響を受けるのはレクリエーション的利用であることが現在までの研究で明らかになっており、最近の研究はこの方面に集中されている。著者は今後この分野の研究が進展していくために解決されるべき三つの課題を挙げていますが、その大部分は経済学以前のものであり、技術者によってまず解決されるべき問題であろう。

第六章では、「生命の値段」を貨幣タームで推計することに重点が置かれ、疾病や負傷に伴う費用には直接触れていない。生命の価値の計測には、(一)生涯所得の推計を中心とした人的資本アプローチ、(二)公的部門における死亡又は死亡確率減少のための活動を研究することによって、そこに含まれている評価を研究する方法、(三)消費者選好を重視し、死亡確率の低下に対して人々がとる行動を研究する方法、の三つの流れがある。著者はそれぞれの方法の長所、短所を検討した後、どの方法を採用するかは社会的厚生関数の背後にある価値判断に依存するものとして、明確な解答を与えていない。この

いくつかについては、本書の各章よりも抱括的なサーベイが既に存在している。それにもかかわらず、本書を通読することによって得られるものは少なくないと思われる。

本書では、個別のトピックスについては各著者によって現在の研究水準の評価がなされているが、全体としての社会的費用計測の可能性については読者の判断に委ねられている。研究の現状は政策的応用には程遠く、極めて悲観的なものであると言わざるを得ない。このような現状を踏まえて、この研究の将来の可能性を展望する場合、二つの見方があり得よう。一つは、この研究は既に対象とすべき問題に固有の困難性に突き当っており、政策的応用が可能となるまで発展させることは望めないという見方である。一方、楽観的な見方としては、本研究は未だ幼児期にあり、現在の研究を更に進めることによって、政策的意義のある結果を得る余地は充分にあるとする立場がある。

この問題について最もはっきりとした立場を示しているのは第七章の著者達であり、少なくとも社会的分断という問題については、社会的費用の貨幣タームによる計測という本書のテーマに対して完全に否定的である。他の著者達の態度はそれほど明確ではないが、彼等が各分野の専門家であるにもかかわらず(あるいは、その故に)、手放しの楽観性はどこにも見られない。確かに、本書の随所において、将来有望あるいは今後発展させるべき方向が示唆されている。しかし、それらの大部分は従来より研究が行なわれていない分野であり、逆に今まで多くの努力が払われてきた研究方向に対しては、否定的な評価が下されている場合が多い。

分野でも、実証分析の結果のばらつきは極めて大きいことが指摘されている。

第七章で扱われている社会的分断(Social Severance)とは、「大規模な公共事業やそれに伴う住民の移転によって、人々の間、人々とコミュニティとの間の関係が断ち切られることを指している。著者達は、多くの人々が社会的分断を他の財・サービスと取引可能なものとは考えていないという理由によって、社会的分断を貨幣タームで表現することは不可能かつ不適當であるとし、代替的な研究方法——経済的評価(economic evaluation)に対応するものとしての社会的評価(social evaluation)——を探索すべきであると主張している。

最終章では、経済的厚生(の計測)に関する基礎的な理論を説明した後、NordhausとTobinの「経済的厚生(の尺度) (Measure of economic welfare—MEW)」について議論している。MEWは、家庭内労働、余暇、環境の質等の要素を考慮に入れてGNP概念を拡張しようという試みであり、わが国でも一時大きな話題となったNNWと類似のものである。著者はこのような拡張されたGNP概念を従来のGNP概念と比較した後、そもそもこれらの新しい概念がどのような目的のために用いられるのか明確でない以上、その計測のために必要な費用は余りにも大き過ぎると結論している。

三

以上に紹介したように、本書には新しい理論的展開や実証分析の結果は全く含まれていない。また、ここで扱われている個別分野の

評者にはこの問題について判定を下す能力はないが、社会的費用の計測のために多くの人々の努力が費やされてきたことを考えると、現在の時点でこの問いを発することは決して時機尚早ではないと思われる。本書も又、やや技術的な色彩のテキストという外見にもかかわらず、実際にこの研究に携わる専門家の立場からのこの問題についての問いかけという色彩を強く持っている。

もちろん本書は、社会的費用の計測の現状を一般的に知っておきたいという目的にとっても適切な文献である。特に、「社会的便益と社会的費用を限界的に一致させるように、課税あるいは補助金を用いる」といった命題が論じられる場合には、その現実的可能性について認識しておくことが不可欠であると思われる。また、市場では解決できない諸問題の検討のために、費用・便益分析の採用を説く場合も同様である。評者の日常的体験によれば、経済学のバックグラウンドの乏しい実務家の中には、社会的費用や便益の計測及びその政策的適用について、過大な(と評者には思われる)期待を抱いている人々が意外に多い。その意味で、本書の編者が序論において、「社会的費用計測の最も強力な擁護者は、しばしば実際の計測の試みに従事したことのない者である。」と述べているのは誠に興味深い。

ディーター・
シュミットヘン著

『競争政策——その目的』

井上孝
〈玉川大学〉

Prof. Dr. Dieter Schmidtchen, *Wettbewerbspolitik als Aufgabe*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 1978, 206 S.

オイケン、エアハルトなどのフラインブルク学派を中心とする、「新自由主義」のメンバーが、連合国占領下の時期から構想していた反独占政策は、一九五七年の「競争制限禁止法」(GWB)の成立となって現われた。その成立から、その後のいく度かの改正まで、この法律の基礎にあるのは、ドイツの競争政策であり、競争理論である。本書も、ドイツの競争理論の多数の研究書のうちの一つである。

本書は、著者の *Habilitationschrift* であり、競争理論や競争政策について多くの論著をもつホップマン (E. Hopmann)、「メストメッカー (E.-J. Mesumäcker) 教授等の編集する『経済法と競争政策』

である。この場合、競争は、市場形態の一つである。

経済政策的にも、目指される目標となった完全競争が実践的目標の座を、すぐれて政策的概念たる有効競争にゆずるようになった。完全競争の理想状態、つまり多数の市場参加者、小さな市場シェア、高度の市場完全性からの乖離に、有効競争はいわば下限を設けたと考えられる。つまり、市場参加者もこの数までならば、シェアもこの大きさまでならばというようである。この場合にも、理想は完全競争であり、理想からの乖離はただ一方向のみであった。これに対して、競争最適を別のところに、かりに供給者数の数直線上で表わせば、最も多数より下の目盛り理想の位置を定める考え方が生じた。有効競争論における競争有効の最低線(下限)ばかりでなく、ポジティブな競争作用が終了する、いわば上限をも定める。これによって、競争が有効な一定の領域が生まれ、理想からの乖離は二方向に可能となる。本書で扱われるのは、この系列の理論である。

さて、本書の意図は、競争政策の新しい方向づけのための、方法的基礎およびシステム理論的基礎を示すことである。著者によれば、近年の経済学は方法論を迫害しており、W・オイケンのごとき第一級の方法論的著作(『国民経済学の基礎』)を著わす人でさえ、「この本は、方法論の本ではない」と述べるほどである。そこで、本書は、経験科学に妥当する方法論的原理を、競争の科学にも適用せんとする試みであるとする。

本書は、詳細な目次を掲げているが、序論と方法論上の出発点の

シリーズの No. 53 である。

西ドイツでの競争政策の基礎となる競争理論にかんして、とりわけ競争の自由と経済的進歩との、いわゆる「ディレンマ・テーゼ」と「競争の有効性」をめぐる、上述のホップマン対カンツェンバッハ (E. Kantzenbach) を中心とする論争があった。それに関わるものの中で、トルクスドルフ (M. Tolksdorf) はホップマンの新古典的競争理論の体系は、根本的に類語反復にすぎないと批判した。これに対する反批判としての著者シュミットヘンの論文がある。その論文で、かれは方法論の光にあてて反批判を試みている。本書も、その延長線上にあると思われる。

二

有効競争の定義についての、E・S・メイソンの名句と同様、「競争」概念にも満場一致の見解はないといわれる。競争は論者により、市場形態、行動様式、努力、敵対性、価格形成形態、市場過程、等々である。

A・スミス以来、古典学派における競争の概念は、本来、市場の同じ側のライヴァルを凌ぐ行動であった。この場合の競争は自由競争とよばれ、いわば行動様式の一つと考えられる。クルノーの明確な定式化によって、企業者間の競争のいきつく先が示されたことで、競争概念は、もはや過程ではなく、その過程の最終状態と同一視される道が拓かれた。競争の結果の最適の経済的成果が考えられる条件が、その後、完全競争とよばれるようになった。市場の両側で、小規模多数の市場参加者、市場の完全性、等々が存在する状態

章を除けば、大きくは二つに分かれており、一は実践的競争政策と学問的競争政策の中心概念である競争について、他は複雑なシステムの理論の実践的重要性についてである。

まず出発点として、競争政策がその目標と手段を直接関わらせる対象がもとめられねばならない。それは、市場経済秩序であり、しかもその構成要素たる市場である。いかなる経済政策の成果の見通しも、したがって競争政策の成果の見通しも、目標に向けられた組織の形態が市場組織の機能特性と両立するか否かに依存する。それゆえ、複雑な経済システムである市場の性格を無視してはならない。この市場という経済システムに関わる競争政策をシステム理論的に考えようとするのである。

三

一九六〇年代末から七〇年代初めにかけて、西ドイツでの競争政策の変化の中心は、従来の秩序政策重点から、市場過程重視への移行であった。これは、経済成長と技術進歩を促進する動態的な競争機能の重視である。カンツェンバッハの競争理論も同一の思想であった。カンツェンバッハによれば、競争の有効性は、その全経済的機能に依存する。競争機能として、次の五つがえられる。

- 1 生産要素市場では、競争が市場効率にしたがった機能的な所得分配を制御する……
- 2 競争過程を通じて、買手選好にしたがった、商品及び用役給付にかんする継続的な供給の構成が制御される……
- 3 競争は生産諸要素を、そのもっとも生産的な投入可能性という

形で制御する……

4 競争過程は経済外的与件にかんする、とりわけ不断に変化する需要構造及び生産技術にかんする生産能力の継続的な弾力的調節を可能にする……

5 競争は、生産物及び生産方法における技術進歩の達成を促進する……

初めの三つの機能は静態的機能とよばれ、あとの二つは動態的機能とよばれる。まともると、次表のようになる。カンツェンバッハによれば、完全競争の状態は、静態的な三つの機能を果たしうるだけである。しかし、発展する経済にあって重要なのは、二つの動態的機能であり、これらをも含めて、五つの機能が十分に果たされる競争の強さが求められる。アルント(H. Arndt)の競争理論にもとづいて、カンツェンバッハは競争の強度を、技術進歩の企業にもたらされる先発利潤が模倣的競争によって食い尽されてしまう速さにもとめた。そして、その強さ(速さ)の程度は、寡占的相互依存及び競争による企業の存在危険に依存する。それは、次のような方程式体系で表わされる。

$$(1) W_i = f(E_i)$$

$$(2) E_i = f(i)$$

$$(3) i = f(F_1, F_2, F_3)$$

ここで、 W_i は競争強度、 E_i は企業
の存在危険、 i は寡占的相互依存、
 F_1 は需要移動性、 F_2 は供給者数、
 F_3 は企業の生産能力である。

競争機能	
1 所得分配機能	静・動態
2 供給構成機能	静態的
3 生産調整機能	静態的
4 調節の融通機能	動態的
5 技術進歩機能	動態的

で、原因が見過ごされる危険がある。

競争政策にかんしていえば、一方で市場構造は経済主体の、過ぎ去った行為の結果であり、他方で将来の行為を決定する量である。作用の手直しと原因にまでの適及の例は、反独占政策における濫用防止と原則禁止であろう。

現今の競争政策の特徴は、部分市場概念にもとづいており、それゆえ関連市場(relevant market)を規定する問題を避けられない。このことは、二重の意味で競争政策を弱める。第一に、関連市場を規定する周知の困難である。第二は、部分市場(関連市場)は当然複雑な全体市場に比して単純なシステムであるから、そこからえられる結論は、複雑なシステムには移行しえないことである。かくて、政策は部分市場概念でなく、全体市場概念にもとづいて考慮されねばならない。国民経済は、巨大な異質的多占と考えられるこの観点から見ると、例えば価格理論的な独占も、別の形で現われる。独占の作用の部分分析的推論は、特定の観察方法の結果であり、全体分析によれば、システム法則の見えざる手を免れえないのである。

五

以上が、本書の概要である。著者がいく度か述べているように、ここでは新しい「競争の概念」の提案は試みられない。政策の基礎にすべき競争理論は、カンツェンバッハの最適競争強度の考え方である。それが全経済的機能に立脚するということが、全体市場あるいは複雑な経済システムを問題にする著者の意図に合致しているこ

かくて、カンツェンバッハによれば、最適の競争強度は、異質的多占における低い強度と、同質的寡占における潜在的に高い強度を両端として、その中間にあるという。つまり、「適度な生産差別化をとまなう、ゆるやかな寡占の領域」である。著者が、カンツェンバッハの有効競争理論に立脚するのは、次の三つの理由からである。第一に、合理的競争政策に対して、実現可能なアプローチの競争理論であり、第二に、いわゆる有効競争の諸理論の、よく練られた代表的構想と思われること、そして最後に、この思想は西ドイツの実践的競争政策に将来まで影響を及ぼしうるはずだ、ということである。

かくて、新しい競争理論はなによりも、競争を動態的機能を満たす市場過程とみる。ただし、この機能を満たす有効競争概念の実践的利用可能性は、複雑な市場システム要素によって影響される。効果的に利用しうるには、競争の実際の作用を機能と解し、経験的に吟味することである。

四

ついで、競争政策をシステム理論的に考察する。経済システムの構造の構築と変化は、相互依存的な作用・反作用の環とみなされるシステム要素の相互作用によって達成される。このフィード・バックの環について特徴的なのは、現在の行動が将来の行動を共同決定するということである。この場合、要素は原因であり、同時に結果である。複雑なシステムでは、原因と結果(作用)は空間的及び時間的に十分離れていることが少なくないので、作用の手直しだけ

ともあるだろう。ただ、少し気になるのは、カンツェンバッハの場合の競争は、上述した式からも明らかのように、やはり市場形態の関数となってしまう。その場合、当然、市場区分(関連市場の規定)は避けられない。また、動態的機能を重視するが、カンツェンバッハの理論の場合、新競争者の参入があまり考慮されていないようである。さらに、この競争過程が、そもそもイノヴェイションの先発利潤が模倣者によって消滅させられる過程であれば、市場の発展局面の考慮も必要ではないだろうか。最後に、競争としてなにか規定さるべきかよりも、複雑なシステムの理論の定式化の必要を説くが、本書は、システム理論を扱う部分でも、図や数式は皆無で、専ら記述的に論じられている。それらの助けがあれば、より理解しやすいと思われた。

チャールズ・E・
リンドブロム著
『政治と市場——世界の
政治経済諸システム』
郡 崑 孝
〈同志社大学〉

Charles E. LINDBLOM, *POLITICS AND MARKETS: The World's Political-Economic Systems*, Basic Books, New York, 1977, pp. XI+403.

ムを問題にしたばあい、いかなる政治・経済メカニズムがこれらの問題を解決することができるであろうか。確かに「現在および将来において人類に対して開かれていいる基本的な政治・経済メカニズムの選択肢はごくわずかなものであるにすぎない。ひとつは、政府の権威 (authority) による社会組織である。いまひとつは、交換 (exchange) と市場による社会組織である。さびに、説得 (persuasion) による社会組織をあげることができよう。このほかにもいくつかのものがあるが、人類が数多くの仕方でも組み合わせることによって、特定の形態 (specific form) を与えることができるのは、これらのごくわずかなものであるにすぎない」(p. 4) ならば、これらの選択肢のなかから問題解決への可能性をもとめて特定の政治・経済メカニズム (社会的技術) を選択しなければならない。このために、選択肢の比較が必要となる。

以上が、本書が書かれた壮大な意図である。著者チャールズ・E・リンドブロムは、ニール大学政治学部教授であり、経済学および政治学の両分野において著名な学者である。同僚の教授で政治学者のロバート・A・ダールとの共著 *POLITICS, ECONOMICS, AND WELFARE—Planning and Politico-Economic Systems resolved into Basic Social Processes* (磯部浩一訳『政治・経済・厚生』東洋経済新報社) によってわが国でもよく知られている。

本書における目的意識ははやくも『政治・経済・厚生』においてあらわれており、この意味では本書は前著の改訂・増補版といってもよい比較経済体制論ないし比較政治体制論の内容をもつものである。著者によれば、前著が規範分析的であったのに対して本書はよ

地球上に存在して以来、人類はさまざまな問題を克服してきたが、今日なお解決できない問題やその時代に特有の新たな問題をかかえている。環境問題、資源 (エネルギー・食糧) 問題、および人口問題といった現代世界がかかえている深刻な問題を人類は解決できずに破局へとむかうのであろうか。解決できるとすれば、いかなるメカニズムによって解決が可能となるのであろうか。これらの問題は、単なる経済問題として片付けることができない社会の諸相——政治、文化、その他——とも深く関わりあっている問題である。したがって、問題によっては、モラルの向上や科学技術の発達によって解決の糸口がえられるかもしれないが、政治システムおよび経済システ

り実証分析的であることを意図しているという (p. IX)。さらに、前者における民主主義理論についても若干の修正が行なわれ、特に国家と大企業との関係の分析、および前著においては並列的に分析比較された価格制度 (price system)・階序制 (hierarchy)・多頭制 (polyarchy)——リンドブロムは民主主義という概念はあいまいであり、また特定の価値判断が付与されていると考え、多頭制という概念を用いる。多頭制とは「多数による権威のコントロール」システムないし「権威の多極化」によるシステムと考えることができる。)、および交渉制 (bargaining) を一方的なコントロールシステムとみているが、本書では相互調整なシステムとみることにし、これらのシステムの再検討を試みることを行なっている (p. X)。

アメリカにおいて本書が刊行されて以来、本書における議論をめぐって賛否両論がおこった。ほんらい、リンドブロムの立場はリベラルと目されるところから、その異論が保守派からだされるのは予想できるであろう (p. 1)。

二

本書は七部からなり、構成はつきのとおりである。

1 システムの比較

第一部 システムの關係素

2 権威と国家

3 交換と市場

4 説得と教訓システム

第二部 権威システムおよび市場システムの無能性

5 権威システム——その無能性

6 市場の能力の限界

第三部 多様な市場システム

7 市場システムの選択肢

8 市場志向型私企業体制

第四部 政治・経済システムの (民主的) コントロール

9 政治——権威に対する闘争

10 多頭制

11 多頭制コントロールと市場コントロール

第五部 私企業体制と民主主義との緊密なしかし不安定な関係

12 市場と民主主義

13 企業の特権的地位

14 多頭制の帰結

15 多頭制における循環性

16 市場システムにおける循環性

17 社会経済階級

第六部 コミュニズムの比較

18 コミュニストシステム

19 二つのモデル

20 民主主義、自由および平等

21 教化的「教育」とモラルインセンティブ

22 企業の政治学

第七部 その他の代替選択肢

23 意思決定と計画

ところで、社会システムはシステムが果たすべき社会機能のそれぞれの役割を下位のサブシステム——文化・政治・経済——に与えている。このサブシステムをいろいろに組み合わせることにより、社会システムは「何を社会の目的とするか」——目的の選好・決定——と「どのようにして解くか」——手段の選択——とを解いている。このような社会的意思決定メカニズムについては、伝統的には「市場と計画」、「市場と投票（政治）」あるいは「退出と告発」といった二分法がとられていたが、今日では「伝統、市場、指令」（グロスマン）、「互酬、交換、再分配」（ポラニー）、「贈与、交換、束縛」（ヘル）あるいは「統合、交換、脅迫」（ポールディング）といった三分法がとられるようになってきた。もちろんいうまでもなく、これらのメカニズムはそれ自体不完全でありどのメカニズムが特定の問題を解くためにもっとも適しているかを何らかの基準によって評価し、ばあいによってはこれらを組み合わせることが考えられよう。

目的を所与として「多くの個人が社会システムを用いて自己の目標を最大限にまで成就することができるのはどのような条件のもとにおいてであろうか」（『政治・経済・厚生』邦訳序文一ページ）というのが、リンドプロムの前書における問題意識であり、このためにいろいろな政治経済過程——価格制度、階序制、多頭制および交渉制——が分析された。ここにおいては、経済システムと経済的利用化のための政治システムが社会的意思決定メカニズムとして並列的に

比較分析されていた。

これに対して、本書では、政治・経済メカニズムは、「政府の権威を通じた社会組織」、「交換と市場を通じた社会組織」と「説得を通じた社会組織」を組み合わせることによって特定の形態をとる、という。彼によれば、「政府の権威」による政治システムは多頭制と専制（独裁）に、「交換」による経済システムは市場制と計画経済制（集権的権威および教訓による制度）に区分される。したがって、政治・経済メカニズムとしては、基本的にはこれらを組み合わせることによってえられる四つの形態（市場と多頭制、市場と専制、計画経済制と多頭制および計画経済制と専制）が考えられる（p. 161）。西欧先進国は「市場と多頭制」の政治経済システムとしてとらえられる。このシステムは市場の競争の論理の帰結として寡占独占化し、また企業の広告と国家とのゆ着による大規模な、中央において管理された、すべてに浸透していく政治的教化（industrialization）による社会的コントロールにより、民主主義の危機をもたらす。企業専制主義体制（corporatist authoritarianism）の成立である。ここに現在の先進資本主義諸国が直面している深刻な問題がある。これを回避するために、他の組み合わせによるメカニズム——「多頭制と計画経済制」の組み合わせは考えられていない——、すなわち「専制と市場」（ニューゴスラヴィアや発展途上国）や「専制と計画経済制」（コミュニズム諸国）は参考になるであろうか。少なくとも、「市場と多頭制」による政治経済システムに代わるべき民主的システムとして、専制主導的なコミュニズム（ソヴェエト）も教訓システム主導的なコミュニズム（中国やキューバ）も、詳細な

比較検討の結果、将来追求すべきシステムとして有効ではない、と彼は一応結論する。したがって、問題は一巡する。「市場と多頭制」（古典的資本主義）から変ほうした現システム（現代資本主義あるいは新しい産業国家）では、大企業による教化システムを通じての政治および経済のコントロールがみられるのであり、問題はこの大企業のコントロールである。そこでニューゴスラヴィアの労働者の自主管理についての考察がなされる。ここにおいてはひとつの将来の選択肢としての方向が示される。しかし、これが現システムにとって代わるものとは考えられない。かくて、彼は権威——特に教訓システムと結びついた——ないしエリートが必要を説くことになる。

三

リンドプロムの結論はあまりにも悲観的である。彼の四百ページにも及ぶ大著を紙数の限られた中で要約するとその結論はむなしくなる。これがブキャナンをして駄作といわせた原因であろう。しかし、本書は彼の長年のテーマであり、彼の博識によって裏付けられた論理展開は、このテーマについて考えるうえでのひとつの素材として、また問題の所在を探るための整理として有益であり、読んでみる価値はある。特に「権威、交換、教訓」という社会的意思決定メカニズムの三分法は、すでにシステム分析のフレームワークとして新しい試みへと刺激を与えている(2)。

問題は教訓システムとその取り扱いである。教訓システムとは「理想的な形態においては、一言でいえば、……少数の啓発された政府のエリートが大衆を教育するというような大規模かつ高度に一

方的な説得のこと」(p. 51)であり、「それは中央によっていだかられている大衆へ向かっていくシステム」(p. 53-56)である。ここでは権威からの一方的なコントロールがなされるシステムとして意味をもつ。この教訓システムとして、彼は中国の文化大革命やキューバの試みを将来の選択肢として考慮すべきものとする。しかし、教訓システムは権威からの一方的な下向的コントロール（教化）だけとは限らない。多頭制からの上向的コントロール、とくに「脱出と告発」における学習プロセスに注目すべき必要がある。もしそうであるならば、教訓システムは文化システムとして、下向的コントロールと上向的コントロールとに区分して、いまひとつの軸にとり、政治、経済、文化の三つのサブシステムの組み合わせを考察することができよう。

いずれにしても、オルテガ・イ・ガセットの『大衆の反逆』あるいはハロッドのいうケインズの「ハーヴェイ・ハロッドのプレザンション」はいまなお生きているのであろうか。そのために、何らかの教訓システムによる教化が将来においてもとめられねばならないのであろうか。

(一) 評者の目にふれた本書に対する書評は『Journal of Economic

Literature, vol. XVI No. 3 (September 1978), pp. 1027-1028 誌上

のヘドワード・エイムズ 著『Journal of Economic Issues (本

誌は『わゆる制度学派の学術刊行誌』(2) vol. XII No. 1 (March

1979), pp. 207-217 誌上のロバート・ソロン・ダニエル・R・ファス

フェルトおよびジュームス・M・ブキャナンがある。ファスフェルト

下はよび、The New York Review of Books が本書を賞賛したのに対して、ジェームス・Q・ウィルソンやトビダニエル・ベルは批判したという。また、The New York Times は本書の主題にかんしてリンドブロムに一文を寄せたという。

(2) たとえば阪本祐郎「政治・経済システムの構造——社会システム論序説——」(『経済学とシステム理論』(大阪市立大学経済学会研究叢書)昭和五四年)をあげることができる。

ブルノ・S・フレイ著
『現代政治経済学』

長屋 泰 昭
〈尾道短期大学〉

Bruno S. Frey, *Modern Political Economy*, Martin Robertson & Company Ltd., Oxford, 1978, p. 166.

政府の経済政策的活動の増加とそれによる経済と政治の相互依存の増大を背景として、一九六〇年前後から、これまで支配的であった《純粹》経済学の枠を越えて政治的諸局面をも顧慮しようとする種々の新しい試みが英語圏を中心に現われてきた。著者——現在スイスのチューリヒ大学で経済学の教授の職にある——はこうした一連の動きに早くから注目し、そうした新しい動きを「政治経済学の再興」(Die Renaissance der Politischen Ökonomie)として捉え、自らも独自の政治経済学の体系を確立すべく、この方面で野心的な研究活動を続け、これまでにいろいろな専門雑誌に数多くの論文を發表してきている。本書はそうした著者の研究諸成果を一つの統一

テーマのもとに集大成したもので、一九七七年の同名のドイツ語の書物 (*Moderne Politische Ökonomie*, München und Zürich) に続く私の知るかぎりでは、著者にとっては第二番目の書物である。

本文一六二頁は次の五部十二章から構成される。第一部「政治経済学はなぜ必要か」——第一章「新しいアプローチの必要性」、第二章「社会的意志形成」、第三章「インフレーションと所得分配」。第二部「政治経済学はなにを成し遂げたか」——第四章「政治経済学の変種」、第五章「非正統派経済学」、第六章「公共選択の理論」、第七章「現代制度理論」。第三部「進化的発展はいかに生じうるか」——第八章「経済成長における変動」、第九章「公共財の需要と供給における循環」。第四部「政治経済的相互依存は経験的にいかに測定されうるか」——第十章「経済と政治の相互関係」、第十一章「経済と政治の全体的な相互作用の量的分析」。第五部「政治経済学からなにが学ばれうるか」——第十二章「新しい政治経済学」。

さて、本書の主題は、その内容からみて、大きく分けて政治経済学の必要性(第一部)、政治経済学の変種(第二部)、著者の提唱する「新しい政治経済学」(第三、四、五部)の三つから成る。そこでそれらの三つの点に焦点をあわせて本書の概要をみてみよう。

二

最初に、政治経済学の必要性について。著者は序文で政治経済学を、一国または諸国の経済と政治の相互依存を研究する学問として捉えた上で、そうした政治経済学の必要な理由を第一部で三章にわたって説明する。先ず第一章では、かかる政治経済学の必要な理由

が一般的に論じられる。結局、次の点にその理由が求められる。① 一国の経済は政治と不可分に連結されて相互に依存し、しかもそうした相互依存は政府の経済政策的活動の増大とともに近年より一層強まっている。②ところが伝統的な経済学は次の点でそのような現実を十分に説明できないし、また有効な政策提案をなしえない。第一に、それはほとんど専ら価格システムを研究対象として、経済活動の諸条件の変化に対する個人や諸集団の種々の政治的反作用を考慮しない。第二に、規範的な分析が企てられるときには、政治的局面は顧慮されるが、しかし権威主義的政治秩序、つまり慈悲深い専制君主とかエリートが前提とされ、個人が政治に参加して彼の願望を表明する民主的プロセスとか提案された諸政策によって不利益を受ける個人や諸集団の種々の政治的反作用とかは考慮されない。こうして伝統的な経済学によっては経済的現実が適切に捉えられず、また有効な政策提案はなされえないとして、新しい学問、即ち政治経済学の必要性が主張される。そして第二章で種々の社会的意志形成メカニズムが検討されて、伝統的な経済学が主として対象とする価格システムは多くの社会的意志形成メカニズムのうちただ一つの形態にすぎないことが強調されたのちに、第三章でインフレーションと所得分配の問題が取り上げられて、政治経済学の思考方法とその有用性が例示される。ここでは、インフレと所得分配がいかに経済的諸力と政治的諸力の相互作用によって影響されるかということ、それ故に上述のような性格をもった伝統的な経済学ではそれらの問題は十分に説明されず、またそれに基づく政策提案は実効性の乏しいものになっていることが具体的に示される。ここで

の分析で特に注目すべきことは、関係するすべてのものが、従って政府や中央銀行までもが利己心の公準のもとで統一的に考察されていることである。この点は、実は、経済と政治の相互作用を分析する際の著者の一つの基本的なアプローチの仕方であらわしている。

次に、政治経済学の変種について。第二部では、一九六〇年前後から抬頭してきた前述の新しい動き、即ち伝統的な経済学の枠を越えて政治的諸局面をも顧慮しようとする一連の新しい試みが政治経済学という角度から取り上げられて検討される。ここでは次の九つのもので取り上げられる——実は、これらが政治経済学の「変種」(variant)とよばれるものである。ケンブリッジ資本理論、ラディカル経済学、社会科学システム理論、システム動学、システム分析、政策科学、応用経済政策学、非正統派経済学、公共選択の理論。最初の七つは第四章で、残りの二つはそれぞれ第五章と第六、七章で取り上げられて、各々の特徴と問題点が分かりやすく説明される。章の割り当て方からも知られるように、著者が最も重視するのは非正統派経済学と公共選択の理論である。ここで非正統派 (Unorthodox) といわれるのは、新古典派経済理論を批判して、それにかわる独自の理論を独創的なアイディアのもとに諸々の新しいアプローチをもつて確立しようとする一群の経済学者で、アメリカの制度学派とその後継者——J・K・ガルブレイス、A・O・ハーシュマン、K・E・ポールディングがあげられる——、それにG・ミュルダール、F・ペルー、J・コルナイ、N・カルドフ、E・ザリンがそれに含まれる。第五章の大半はこれらの人々の学説の個別的検討にあてられる。ここでは上述の制度学派の後継者とミュルダールの学

思考の点で優れているが、過度の形式化とそれ故に不毛な議論に陥りやすいからである。ここで一方の短所はかなりの程度まで他方の長所となっている。そこで著者は二つの変種を統合することによって双方の長所を生かすと同時に双方の短所を克服しようとする。こうして両者が統合されたものが、実は、著者の提唱する「新しい政治経済学」(new political economy)である。第三部と第四部、章にして第八章から第十一章までの四章ではこの新しい政治経済学の観点から経済成長と公共財の問題の検討と、経済と政治の相互作用の経験的、数量的分析が試みられ、そして最後の第五部第十二章でそうした新しい政治経済学の性格や意義、それに今後の展開方向などを中心に本書のまとめがなされる。ここでは、これらの議論を通じて知られる「新しい政治経済学」の特徴の若干をあげるにとどめたい。①諸政党間の競争よりも、投票者の選挙行動を考慮した政府の行動が政治の中心におかれ、権力の座に留まろうとする政府の努力が政治経済システム (politic-economic system) の基礎的な特徴の一つとみなされる。②経済的諸条件が明示的に導入され、投票者は経済的諸条件に応じて政府のパフォーマンスを評価し、政府は種々の制約のもとに経済政策的諸用具を通じて投票または効用を極大にしようとする。そしてこうして仮定のもとに、経済的諸条件が投票者の嗜好と選挙行動にどんな影響を及ぼし、それに対応して政府が経済的諸条件にどのような仕方でも影響を及ぼすかが分析される。その際、③均衡分析よりも経過分析 (sequence analysis) が重視される。経済的諸条件をめぐる投票者と政府の相互作用の結果、経済は時間の経過とともに循環的ないしは進化的に

説が特に重視される。他方、公共選択の理論 (public choice) とは、また政治の経済理論 (economic theory of politics) とよばれ、政治的プロセスへ現代経済学 (特に新古典派経済理論) の方法を適用し、経済学と政治学とを結びつけようとする比較的新しい研究領域で、その本格的な発展は選好集計に関するK・J・アロー、単純多数決ルールの特性に関するD・ブラック、政党競争に関するA・ダウンス、憲法レベルの諸ルールの選択に関するJ・M・ブキャナンとG・タロック、それに集団に関するM・オルソンの研究に始まるといわれる。先ず第六章で、アロー、ブラック、ブキャナン、タロックの研究を中心に選好集計の問題、投票ルールの選択の問題などをめぐる議論が考察され、次いで第七章で、現代制度理論 (Modern Theory of Institution) というタイトルのもので、ダウンスやオルソンなどの研究を中心に、政党、政府、利益集団、官僚——これらが「institution」とよばれる——の順に、それらの行動に関する議論が検討される。いずれの議論に関しても解説的な部分が多いが、ここで著者の関心は後者の議論により多く向けられているといえよう。いずれにしても、新しい動向に関してこれだけ包括的に考察している書物は他に例をみない。この点で、本書は一つの大きな意義をもっているといえよう。

最後に、「新しい政治経済学」について。ところで著者は、すでに述べたように、政治経済学の変種のうちで非正統派経済学と公共選択の理論を最も高く評価する、がしかしどちらにも満足しない。非正統派経済学は独創的なアイディアと現実指向の点で優れているが、しばしば体系性に欠け、他方、公共選択の理論は厳密な理論的

(evolutionally) 発展する——このような経済変動は政治的に誘発されると、うごくと政治的景気循環 (political business cycle) ともいわれる——とみなされているからである (特に第三部を参照)。

④経済と政治の相互作用の経験的、数量的分析が意図される。この方面の分析は非正統派経済学と公共選択の理論を含めて、政治経済学のひとつすべての変種において軽視されているが故に特別に重視される (第四部を参照)。これが「新しい政治経済学」の特徴であり、本書の最も大きな特色は、まさに、かかる特徴をもった独自の政治経済学の確立をめざして、それを試みている点にある。

三

以上が本書の概要と特色である。最後に、本書の問題点について若干の考察を加えたい。

先ず第一に、本書の中心テーマからして当然であるが、本書の到處で経済と政治の相互作用が強調され、それを研究することの意義が高らかに唱えられているが、しかしその割には経済と政治の意味がいま一つはつきりしない。もし仮に、第四部から推察されるように、物価、実質国民所得、失業といった諸量だけの世界が経済として捉えられ、政治が選挙を通じての政府の選出に限定して捉えられているとしたならば、それはいささか現実を単純化して捉えているといわざるをえない。

第二に、経済と政治の機能論的分析が中心となり、その基礎となるべき経済と政治の組織論的・体制論的分析とそうした角度からの経済と政治の相互関係の分析、それに今日では重要な組織諸集団相

互の関係とかそれらの相互作用についての分析が十分とはいえない。

第三に、著者は非正統派経済学（特にアメリカ制度学派の後継者とミューダールの学説）と公共選択の理論（特に現代制度理論とよばれる理論）とを統合して、独自の「新しい政治経済学」を確立しようとして試みているが、第三部以下の議論からも明らかのように、統合といっても、それは、いわゆる現代制度理論を基礎として、若干の新しい視点——「新しい政治経済学」の特徴として述べたもの——のもとに、より現実的な仮定を導入するといったもので、強いて非正統派経済学の要素を求めれば、それは経過分析的手法に重きを置いておこなうことであろうか。参考までに、著者の以前のいくつかの論文では「新しい政治経済学」という言葉は主として、本書で現代制度理論といわれているものに対して用いられていた⁽²⁾。

第四に、本書の一番最後のところで、「新しい政治経済学」の上に打ち立てられた経済政策は、諸々の経済的および政治的意志形成主体 (decision-makers) に反してではなく、それらのために作用するから、その規範的諸命題をより首尾よく適用できると述べられているが、そのような政策とはいかなるものであるか。詳細な説明がないのが残念である。

以上、思いつままに本書の問題点を述べてみたが、これらの問題点にもかかわらず、本書は、すでにみたように、いくつかの特色をもったユニークな書物であると同時に、新しい動向に関する一つの格好の解説書とも入門書ともいえるものであり、この方面の研究者の必読書の一つとなることは間違いないであろう。

(1) Bruno S. Frey, Die Renaissance der Politischen Ökonomie, in: Schweizerische Zeitschrift für Volkswirtschaft und Statistik, 110. Jg., Heft 3, 1974.

(2) Bruno S. Frey, Die Ökonomische Theorie der Politik oder die neue Politische Ökonomie, in: Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, Bd. 126, 1970; Ders., Die Renaissance der Politischen Ökonomie, in: Schweizerische Zeitschrift für Volkswirtschaft und Statistik, 110. Jg., Heft 3, 1974.

D. F. ドード著
『ねじれた夢——1776年
以後のアメリカの資本
主義発展——』

齋藤 事
〈大分大学〉

Douglas F. Dowd, "The Twisted Dream,
Capitalist development in the United
States since 1776," Winthrop Publishers
Inc., Cambridge, Massachusetts, 1977.

一

- 本書の構成は
- 一 経済学と経済、過去と現在
 - 二 資本主義
 - 三 権力体制としての企業
 - 四 成長と発展、繁栄と不況
 - 五 所得、財産、権力
 - 六 自然と養成
 - 七 帝国主義、アメリカ型
 - 八 国家
 - 九 エピローグ、前方に拡がる未来

となっている。

第一章は、古典派・新古典派の有用性とその限界の指摘であり、格別の新味はない。しかし、代替的な経済学方法論として、マルクス・ヴィブレン・ケインズの理論の結合が云われ、これによる動態的経済学の形成が述べられるとき、われわれにとって新鮮なものに映る。しかし、ドードにとって、なによりもアメリカ経済の特有の質の把握が重要なのであって、この結合はそのための手段にすぎない。

二

本書の背景には、アメリカの深い危機意識（経済的なものに限らない）がある。この問題提起のもとでアメリカ資本主義の史的回顧が試みられる。

反植民地帝国主義という名称のもとでの複雑な新植民地的関係の網を現在のアメリカに見るのであり、多層的な政治的複雑化も思想的混乱もこのことをぬきにしては語れない。

ところでアメリカでは企業は権力の一つの代名詞であり、上昇（生産）と外延（市場）という二つの方向をもってアメリカの経済発展の主役となった。最終的に、上昇は多国籍企業へ、外延は世界市場へと発展する。しかし、後者は一九世紀の国内西部への延長線上にあり、レーニンの帝国主義とは趣を異にする。

反植民地帝国主義といわれる理由はここにある。この発展の過程で、アメリカは二元的経済に変化するが、この構造に結びつくA・ハンセンの長期的停滞の理論が不当に軽視されてきたことについて、

近年のアメリカのスタグフレーションの分析の困難がこの軽視に起因しているを見る。

この二元的経済は、アメリカ型の帝国主義の内的構造とも重なるのであるが、この構造の起源を中世の商業都市における資本主義と国家主義との結合に求める。

三

著者は、アメリカ型帝国主義に触れているが、それは、歴史的に、一、ハミルトンの工業報告書に象徴される初期の重商主義、二、レッセ・フェール中心の期間における択一的重商主義(M・トウインのギルド時代)、三、ユルコのいう政治的資本主義の時代に分けられる。

第一期では、自由貿易論者D・ウェブスターの保護主義者への転換によるH・クレイとの同盟、ウィッグ党内部における北部と南部の利害の対立と共和党の勃興、南部のイギリスへの期待とイギリスの南部・北部への二元外交が概述されている。

第二期では、アメリカの受動的な位置から能動的な位置への転換、すなわち、成熟した債務国から非成熟な債権国への転換が、第三期では、一九世紀のイギリスの自由貿易の国際ルールに背反するアメリカの対外的経済政策が述べられている。このルール違反は、アメリカの責任ではなく、客観的情勢によっている。

すなわち、イギリスが国際政治を作り出した一九世紀の世界は平和的であったが、アメリカは、世界戦争の只中の闘争的・不安定な状況のもとでその優位を占めなければならなかったのである。ここ

ついで、この強大な国家体制を直視する今日の数名のアメリカの学者の見解が示される。

その一人ミルズは、アメリカにおけるイデオロギーの終焉と産業革命にある根本的な政治問題の解決を公言するリベラル派に対し、アメリカ国家体制にある軍事的因子を重視するのであり、またコロンビア大学のメルマン(S. Melman)は、アメリカが永久的軍事経済を去る手段として政府支出の転換を主張する。

メルマンの見るアメリカ企業は、利潤形成という伝統的な経営目的の重要性を部分的に失ない、代わってその管理機能が軍事経済にインパクトを与える形で前面に現われ、利潤形成を偶発的なものにしていった。しかし、事実としてアメリカ企業は、第二次大戦後記録的な利潤を得ていったのである。

またオコンナー(J. O'Connor)は、アメリカ経済を独占部門、競争部門、政府部門の三つに区別し、戦闘的福祉国家と呼ばれるところのアメリカ経済の質が独占部門によって与えられるとしている。

以上のようなリベラル派やラジカル派の人々に対して著者は、アメリカの軍事的支出の増加に比べて非軍事的支出が増加しなかったというかれらの主張は正しくないこと、今日、リベラリズムへ向かう圧力が企業の中に認められると反論する。たとえば、チェースマンハッタン銀行のD・ロックフェラーは、新たな社会契約を唱え、現在の闘争的福祉国家を越えるために社会的支出の社会資本への転換、産軍複合体に代わるところの社会―産軍複合体の形成を試みようとしていると云う。

ふたたびオコンナーによれば、アメリカの福祉的体制とは、過剰

で著者はリカードに触れ、事実は、リカードが一つの時代と一つの場所に関心を寄せたにすぎないのであって、かれは、常に対外的な競争を意識していた、ところが、経済学者があたかもその理論を永遠の真理であるかのように解釈したのであるという。著者は、ハミルトンからニクソン政権下のコナリー財務長官に至るまで、アメリカの内的・外的経済政策が、特殊な質を持つ仮定の上で形成され、特殊な権限を与えられたこと、自国の国家的利益が他国のそれと直結すると理解されてきたこと、幼稚産業の保護が独占的産業の保護へ発展したことを指摘し、第一次大戦後の世界的風潮にアメリカも同調したとしている。

さらに、近年の国際収支の悪化の原因を、対外投資ではなく、防衛費と多国籍企業に求めている。前者については、対外投資はアメリカのコストを支払うために必要であるが、このコストは、投資利益を保護するための軍事的支出によって決定される。ここに悪循環があると見るのである。

四

著者は、アメリカを特殊な型を持つ帝国主義と規定しながら、その内的構造・機能の核としての国家(the state)について述べている。基本的にアメリカの国家体制は、州以下の地域レベルの権力構造と機能の混乱を含んだ再生産に依っているが、今世紀になって連邦政府の権力が急速に肥大したことが指摘され、その背景として一九世紀における銀行戦争、市民戦争、ポピュリスト運動が概述されている。

人口、需要・国内市場の拡大という問題の解決をはかることであり、闘争的体制とは、世界革命の進展を抑制するとともに国内の経済的停滞を回避することである。しかし著者ドードは、今日のアメリカの危機を、この二つの体制の結合による福祉の拡大を伴わずに、革命的・反革命的気運がこの国をおおっているところに見るのである。

五

こうしたことはアメリカの未来についてもいえることである。エピローグでは、アメリカ型ファシズムと社会主義の方向が予測される。前者については、せいぜい政治的クーデターが必要とされるだけで基本的な経済体制にそれほどの変化はないとされる。

問題は後者にある。一九六〇年代のアメリカ国内の政治的闘争が偶発的・一過性なものとして現われた背景にはグラムシ(A. Gramsci)がヘゲモニーと呼ぶところのアメリカ固有の強固な資本主義体制がある。元来、かれのヘゲモニーとは社会的指導性と結合するものであり、この意味でアメリカの社会主義勢力がはたして既存の勢力に代替することができかが問われる。

道は迂回的である。かつてトニーの、大衆とくに労働者大衆は、かりに非民主主義的社会主義と資本主義的民主主義との選択をせまられれば、常に後者を選択するであろうということはがそのまま現在のアメリカに通用する。あるいは、トニーの地方の衣装をまとった社会主義的戦略こそアメリカ社会主義の未来にとって必要である。

そして、今日のアメリカ社会主義の発展のためには、抽象的な社

会主義の原理を本来的なアメリカ人の生活の原理、すなわち低水準の抽象化へ移動しなければならないといわれる。そして、ありうべき構造としては、連統的、動学的な相互作用のもとにあるところの生産と雇用、消費と所得、資産と権力の各構造のもとで、生産手段の私的所有から社会的所有へ、利潤目的の生産から使用目的の生産へ移行しなければならないとする。

ここで社会的所有とは経済的決定形成が社会的であることを意味し、使用目的の生産とは計画経済を意味する。

また著者は、技術の規模を基準に産業を大、中、小の三つに分け、この構造の実現のために大、小については問題はないが、たとえばビールのような中規模な技術をもつ産業については政治的討議と時系列的な実験が重要であるとする。また趣向の面から、たとえば家具やパンのような小企業については、最初の段階に及ぼす社会主義原理の影響力の深さ、計画実現までの過程の長さが問われるという。

さらに著者は、第一に短期・長期の経済的目標の政治的過程による決定、すなわち、二部門内・二部門間の投資配分の決定、労働・レジャー・教育に対して支出される時間の配分の決定、第二にアメリカ社会主義経済における分権的機能と中央計画との結合、が企図されなければならないとする。

著者は、前者については中国をモデルにすべきこと、後者については見通しほどには実践が困難ではないことをそれぞれ指摘している。

六

以上が本書の概要であるが、各章の内容が部分的に重複しており、編成上十分に整理されていない感じがする。また取り上げられている個々の内容の多くはポピュラーなものであり、事実に新鮮味がない。

しかし、W・A・ウィリアムスが本書を評して「反動主義的・保守的・自由主義的・急進的である。」と述べているように、複雑な魅力を放っている。多分にアメリカの経済的現実とは、伝統的な方論では把握できない何物かであるのかもしれない。

そうであればこそ著者は、象徴的・断片的な叙述をふんだんに取り入れ、スピーディにアメリカ経済の史的断面の連続を我々に示しているのかも知れない。

W. W. ロストウ著 『二十一世紀への出発 ——ケインズ経済学 を超えて』

足立文彦
〈南山大学〉

W. W. Rostow, *Getting from Here to There: A Policy for Post-Keynesian Age*, London and Basingstoke: The Macmillan Press Ltd., 1978.

本書はロストウにとって、産業革命の起源に関する研究 (*How It All Began*, 1975)、産業革命の世界的な波及を中心とする近代経済成長の研究 (*The World Economy: History and Prospect*, 1978) と並び三部作の最後の一冊であり、歴史的な分析に立脚した世界経済の現状認識と将来展望の書物、そして何よりも政策提言の書物である。

はじめに本書の構成を示す。

第1章 来るべき四半世紀の重要性

第2章 来るべき四半世紀、コンドラチエフの波の第五の上昇期

第3章 新ケインズ派経済学の破産

第4章 人口と食糧——やはりマルサスは正しかったのだろうか
第5章 エネルギー——民主主義の試練
第6章 原材料——安いか高いか
第7章 環境——費用・便益とトレードオフ
第8章 生産性——低下か転機か
第9章 科学、発明、イノベーション——人類の創造力は衰退しているのか
第10章 地域の変貌——対立か和解か
第11章 インフレーション——原因と対策
第12章 民主主義社会における部門別計画の考察
第13章 世界の中のアメリカ
第14章 終章——民主主義は生き残れるか

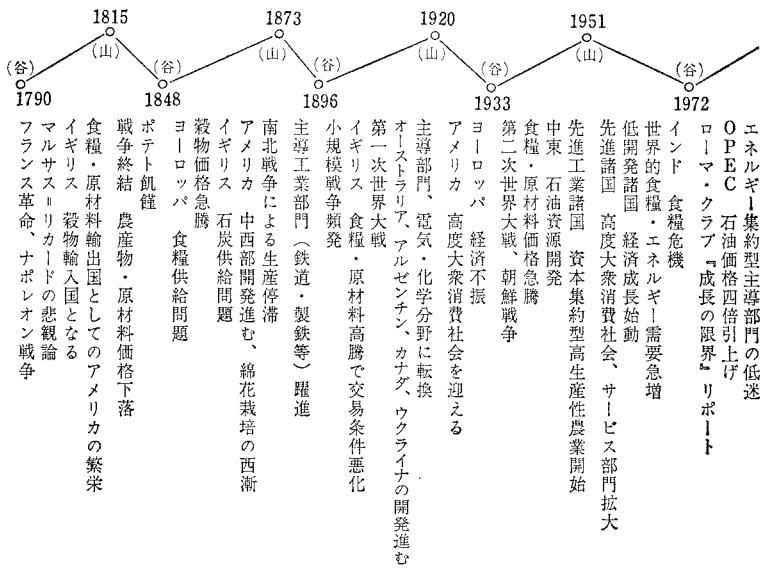
これからわかるように、本書は大別して次の三つの部分よりなる。
一 世界経済の諸問題を解決するためのケインズ派経済学に代わる新しい分析枠組の提示 (1章—3章)。

二 世界経済を高度安定成長路線に復帰させるための部門別戦略 (4章—9章)。

三 アメリカ経済が当面する主要問題 (10章—14章)。

全体として一九七〇年代以降の新しい世界経済情勢の下で、アメリカ経済を念頭に置き、ケインズ派の政策に代わる新しい経済政策の在り方を論ずるとい形をとっている。しかし、著者自身が日本版への序章で述べているように、ここでの議論は今日のOECD諸国に共通するテーマである。以下では著者の主張の真骨頂と思われる部分を紹介し検討することにした。

1790年から1977年にかけてのコンドラチエフの波



二

ロストウによれば、食糧およびエネルギー価格の急騰によって特徴づけられる一九七二年以降の世界経済の諸問題に対して、一貫した見通しを与える思考の枠組は、「コンドラチエフ循環」の概念を措いて他にはない。コンドラチエフは一九二〇年代の著作の中で、十八世紀以来、賃金、物価、利子率には、四十年から五十年を周期とする二回半の循環があったことを見出した。ロストウは、この事実をもとにして、コンドラチエフ循環のうち食糧および原材料と工業製品の相対価格の動きに焦点を絞り、世界経済がほぼ二十年から二五年ごとに食糧および原材料の相対価格の上昇、下降という五十年周期の長期循環を繰り返してきたことを指摘し、一九七二年以降の世界経済が循環の第五上昇期に入ったと主張する。いまロストウの説明に従って一九七〇年から一九七七年にかけてのコンドラチエフ循環を年表風に整理すると上表の通りである。この表は世界経済の現状と対策について次の三点を示唆している。

第一に、『成長の限界』論に典型的に見られる悲観論は、食糧や原材料といった基礎的商品の価格が比較的高いか、あるいは上昇しつつある時期には反復して登場したコンドラチエフの波の上昇期の共通問題であった。

第二に、このような相対価格の上昇に対する有効な対策は、世界経済の需給バランスを回復させるための投資方向の変更であり、それが比較的完全雇用に近い状態を維持する基盤でもあった。

第三に、これまでは基礎的商品の需給は、競争的な価格機構に対

する民間資本の反応によって自動的に調節されるものと考えることができたが、現在、価格高騰が問題になっているエネルギー、農産物、原材料といった分野は、既に政治と密接不可分の領域になっており、そのため、今後は政府の役割の増大が予想される。

三

市場経済における政府の経済政策の役割を認め、恐慌と失業に対する経済学の勝利を高らかに謳いあげたのはケインズ経済学であった。しかし、ロストウによれば、ケインズの経済学を理論と実践の両面で精緻化した新ケインズ派の経済学は、コンドラチエフの波の第五上昇期を迎えた今日の世界的経済問題に対処するには全く無力である。新ケインズ派の経済学は、基本的には短期の需要に関する集計的な経済の運営の問題にし、需要誘因に対する民間企業の投資活動を前提にすることができたのに対し、今日の状況は、中・長期の食糧、エネルギー、原材料等の供給に対する部門別の対策を必要とし、政府による計画を要請するからである。

これはケインズ経済学誕生の歴史的背景と不可分である。ケインズ経済学が生まれた一九二〇年代から三〇年代にかけての西欧経済は、自動車および耐久消費財の普及と郊外生活への動きが、急速な経済成長と完全雇用の基盤になるような発展段階に達しており、それを支える広汎な金属、機械、化学、電気産業の発展が見られた。加うるに当時はコンドラチエフの波の第三下降期に当たっており、食糧、原材料価格が相対的に安く、高度成長を保証するような食糧、原材料の供給の問題を無視して雇用の創出という問題に集中

することができた。つまり、雇用水準は財政・金融政策によって操作されうる有効需要水準の関数と考えられる条件が整っていたのである。また一九五一年から七二年にかけての、コンドラチエフの波の第四下降期におけるOECD諸国の空前のブームも、新ケインズ派の考え方を立証するような状況の下で発生した。これに対し現状は、一九六〇年代末から自動車・耐久消費財革命の速度が減速し、教育・保健等の公共サービスに対する支出にも納税者の反抗を契機とする限界が見えはじめたところへ、七二年の穀物価格高騰、七三年の石油価格四倍引上げが起こり、実質所得が減少して耐久消費財やサービスに対する支出が激減し、それが投資活動の低下を招くと同時に、他方で原材料プッシュと並んで、実質所得水準維持の動きが賃金プッシュ・インフレを生んでスタグフレーションに陥っているのである。

四

有効需要の増大が消費支出の伸びに支えられた産業分野への投資を促すという過去のメカニズムによっては、もはや世界経済を高度安定成長路線に復帰させることができないとすれば、現在の混迷から動態的均衡へと導くような戦略は、食糧、エネルギー、原材料といった基礎資源の中・長期的な増産および節約のための投資によって直接有効需要を拡大させる以外にはない。

基礎資源の開発についてのロストウの見方は条件付きではあるが楽観的である。まず人口と食糧の関係については、世界人口の増加率は既に上限に達し、今後は世界の人口転換の増加率低下局面に入

ると見る。食糧増産の見通しも明るく、世界的な規模での緩衝在庫、食糧援助政策も軌道に乗るとつけ加えている。エネルギーについては、OPECへの依存を高める他ない短期の問題と、石油・ガスを中心に、これを石炭・原子力で補完する中期の供給、そして、炭化水素エネルギー時代の終焉に伴う、無限でしかも環境を汚染しないエネルギー源の開発という長期の課題を区別し、それぞれについて投資と生産の時間の遅れが、深刻な危機を生む恐れがあると警告する。原材料についても、一部で叫ばれているような物理的枯渇の心配は無く、むしろ獲得のための投資および費用の高騰の問題と考えている。

このような楽観論が現実のものとなるためには、かつての自動車・同関連部門およびエネルギー集約型耐久消費財部門の衰退と、経済が急激に移行しつつあるサービス部門の生産性の低さを相殺するに足るだけの生産性の引上げが必要であり、そのためには既述の分野への投資の大幅な拡大だけでなく、より根本的には、科学（基礎知識の追求）、発明（生産性を引上げるような新技術の開発）、イノベーション（経済計算に立脚した新技術の導入）を振興する必要がある。

最後に、ロストウは、公企業体制よりも私的に競争的な自由企業体制の方が本質的に優れていると信じてはおりながらも、なおかつ計画を支持せざるを得ない現実的な理由として、コンドラチエフの波の第五上昇期の諸問題（人口、食糧、エネルギー、原材料、水、輸送、汚染、研究開発）を市場によって解決することは不可能であると結論づけている。それだけに、ケインズ革命の結果、高度に集

計的となった資料や分析手法を、特定産業部門ないし特定地域に関する知識を体系的に取り入れたものに改変してゆく必要があり、その結果策定される対策が早ければ早いほど、政府による民主的自由の制限が少なくてすむと考えている。

五

本書の内容には大きく分けて三つの批判がある。

第一は、ロストウが再定義したコンドラチエフ循環そのものについてであり、戦争や技術革新を単なる擾乱要因とみなして、基礎的商品の相対価格の変化が、投資とタイム・ラグを伴う生産をもたらすとする主張は、数量経済史的な検定に耐えうるかどうかを詳しく検討する必要がある。

第二に、国際金融、多国籍企業といった現代の世界経済に強い影響を及ぼす要因をまったく無視しており、それだけ政策提言の現実性を減殺している。

第三に、旧著以来一貫して世界経済の未来像を西欧型大量消費社会の波及過程として把握しており、多元的な価値を反映した現代低開発諸国の実像を十分に理解していない。

しかし、本書を通じて流れるロストウの立場は、「現代の経済学者が一九三〇年代のケインズ革命の子であるのに対し、私は二〇〇〇年にわたる経済史の子である」という強烈な自己主張であり、経済史家の博識を現実問題に対する睿智にまで高めようとする不屈の努力であり、この点は高く評価しうる。

学会記事

第三六回大会について

日本経済政策学会第三六回大会は、中央大学が主催校（準備委員長、五井一雄会員）となつて五月二六日（土）、二七日（日）の二日にわたって開催された。

それに先立って五月二五日午後五時から山中篤太郎代表理事が議長となり、四〇人の出席をえて常務理事・幹事会が開かれ、本部ならびに各部会の報告と新入会員（四二人）承認、予算、決算、年報編集などについての協議が行われた。

大会は三〇〇人を越える会員が出席し、山中代表理事の辞と五井準備委員長の挨拶の後、プログラムにしたがって報告と討論を進めていった。プログラムは左記の通りである。

第一日（共通論題）〈多摩校舎九号館〉

〈午前の部〉

共通論題「効率と公正の経済政策」

座長 新野幸次郎（神戸大学）

柏崎利之輔（早稲田大学）

(1) 政策基準としての効率と公正

報告者 塩野谷祐一（一橋大学）

(2) 政策勧告における効率と公正

報告者 夏目 隆（神戸大学）

(3) 産業政策における効率と公正——とくに流通機構を中心にして——

報告者 鶴田俊正（専修大学）

〈午後の部〉

(4) 共通論題討論

討論参加者 飯田経夫（名古屋大学）

丸尾直美（中央大学）

越後和典（滋賀大学）

(5) 一般討論

共通論題の研究報告（各四〇分）、予定討論（各三〇分）および一般討論は午前、午後を

通して終始熱心に進められ、午後五時三〇分

まで続いた。なおこの間十二時から一時まで

の昼食時に理事会が一号館においてもたれ、

さらに一時すぎから会員総会が板垣与一常務

理事（亜細亜大学）を議長にして大会会場で

開かれ、次回大会は名古屋学院大学で開催さ

れることになった。

翌二七日、自由論題研究報告が一号館にお

いて午前十時からプログラムにしたがって四

つの分科会に分れて行われ、午後五時まで続

けられた。自由論題研究報告のプログラムは

左記の通りである。

第二日（自由論題）〈多摩校舎一号館〉

〈午前の部〉

第一分科会 座長 田村泰夫（広島大学）

(1) 日本経済の成長のソース分析

報告者 森崎初男（白鷺女子短大）

(2) 混合経済と成長政策——二部門モデル分

析——

報告者 吉村二郎（中央大学）

第二分科会 座長 藤井 隆（名古屋大学）

(1) 日本鉄鋼業の再編成問題に関する一考察

報告者 山村 学（法政大学）

(2) 資源貿易と経済協力——鉄鉱石を中心とし

て——

報告者 山沢逸平（一橋大学）

国本和孝（明治学院大学）

第三分科会 座長 水野 武（神戸大学）

(1) わが国労働市場の構造と雇用政策——失業

の構造分析を中心に——

報告者 水野朝夫（中央大学）

吉田良生 (中央大学)

(2) スウェーデンの労働市場政策—社会的・経済的効果—
報告者 永山泰彦 (東海大学)

第四分科会 座長 松尾 弘 (創価大学)

(1) 西独における経済政策の理論と実践

報告者 大庭治夫 (国士館大学)

(2) 開発途上国の発展と政策類型

報告者 今川 健 (中央大学)

〔午後の部〕

第一分科会 (準共通論題) 座長 尾上久雄 (京都大学)

(1) わが国における福祉政策の再検討—公平と効率を求めて—

報告者 鈴木 守 (東海大学)

(2) 組織主体における資源配分と産業政策の効率性

報告者 渡辺佛爾 (中京大学)

(3) 財政政策的意思形成における効率と公正に関する一考察—市民公家型財政政策の理論—
報告者 小沢善雄 (近畿大学)

第二分科会 座長 伊藤善市 (東京女子大学)

加藤誠一 (立教大学)

(1) 日本のチェーン圏的構造と農業政策
報告者 宮坂正治 (信州大学)

(2) 自治体の産業政策

報告者 金倉忠之 (東京市政調査会)

(3) 構造的不況下における綿織物産地

報告者 森 博男 (愛知学院大学)

(4) 地場産業としての京都の映画製作事業

報告者 庄林二三雄 (地域経済研究所)

第三分科会 座長 小西唯雄 (関西学院大学)

野尻武敏 (神戸大学)

(1) 企業合併の分析—国際比較に関連して—

報告者 池田勝彦 (関西学院大学)

土井教之 (関西学院大学)

(2) 消費者教育と消費者組織—消費者保護政策の課題—

報告者 岸本和夫 (大阪女子学園短大)

(3) 公企業政策の現代的課題について

報告者 赤沢昭三 (東北学院大学)

(4) 妥協的規範の市場成果—新しい経済人の行動原理と産業組織政策—

報告者 佐々木実雄 (玉川大学)
加藤 寛 (慶応義塾大)

学)

(1) 分配政策としての価格統制

報告者 横山 彰 (慶応義塾大学)

(2) ヴァーシニア学派の方法論とその今日的意味
報告者 関谷 登 (東北学院大学)

(3) 財・サービス供給システムとしての政治システムの特殊性
報告者 川野辺裕幸 (東海大学)

共通論題は、これまでの共通論題の実績を参考として関東部会幹事会で協議し、また関西、中部、西日本の各部会とも連絡をとり、決めさせて頂いた。共通論題の論点の設定、報告者および討論参加者の人選などについても最終的な決定は主催者の責任で行ったが、そのプロセスで各部会の幹事各位に御協力を頂いたことはいうまでもない。共通論題報告者各位のすぐれた報告と討論参加者各位の有益なコメントおよび両者の間に活発な討論や発言が繰り広げられたことよって主催校としてはその責任をほぼ果たしたのではないかと感じている。

自由論題はその大部分が報告希望にしたがったものであるが、予想外に多数の報告申し

込みを受けた。そのため四つの分科会に分けて整理したが、それでも各分科会における報告者数のバランスを計ることは不可能であり、時間配分に苦慮した。また自由論題報告申し込みのうち共通論題に近いテーマの報告については準共通論題として第一分科会へ午後の部で発表してもらうことにした。また時間配分の関係から今回も前回同様に予定討論者を省かせて頂いたが、その点については各分科会の座長の先生方に適切な措置をお願いすることにし、報告者の気持ちに背くことのないように配慮した積りである。ともあれ自由論題について多数の報告申し込みのため時間配分に苦慮したことは大会主催校として嬉しい悲鳴であった。

最後に、準備委員長として私の不手際があったにもかかわらず、本大会が二日間におわたって盛会裡に無事終了したことについては多くのひとびとに謝意を表したい。まずすぐれた報告と討論によって本大会を意義あるものにして頂いた報告者と討論者に対し心からお礼を申し上げたい。また付近に適切な宿泊施設が少ないため必ずしも交通至便といえない多摩校舎会場での報告と討論に熱心に参加

された会員各位ならびに座長の労を惜しまれなかつた各位に対しても謝意を表したい。さらに大会運営の裏方にあつて終始円滑かつ機敏に雑務の処理に当たられた学会本部のみなさんと、大会準備と会場設営のため長い間多大の協力の労を払って下さった中央大学の本学会会員、学事関係職員、ゼミ生諸君に対しても深謝するものである。

(五井一雄記)

本部部会について

幹事会 昭和五四年三月八日 慶応大学
議 題

一 今年度大会について
二 国際会議について
議 題

一 五三年度決算について
二 五四年度予算について
三 国際会議について

常務理事会・幹事会 昭和五四年五月二五日
一 大会校挨拶 中央大学戸田修三学長より挨拶があった。

二 総会議長選出 板垣与一常務理事が総会議長候補に選出された。

三 報告事項

(1) 本部会務報告 山中篤太郎代表理事より報告された。

会員状況 個人会員九一七名、団体会員四団体、逝去者五名、退会者十三名。

(2) 本部会計報告 加藤寛常務理事より会計報告がなされた。

(3) 各部会報告
関東部会 野田稔常務理事より報告された。

中部部会 藤井隆常務理事より報告された。

関西部会 新野幸次郎常務理事より報告された。

西日本部会 峯田昌芳幹事より報告された。

(4) 年報編集報告 吉田徳三郎幹事より報告された。

四 協議事項

(1) 新入会員承認の件 新入会員三五名が承認され、総会までに追加される会員については、総会において承認される

旨代表理事に一任された。

(2) 予算の件 予算が検討された。予備費については、収入に見合せて、弾力的に運用されることが決定された。

(3) 年報編集の件 今年度も引続き吉田徳三郎幹事が担当することになった。

(4) 明年度大会校の件 名古屋学院大学に決定した。

(5) 学会役員選出内規の件 第五条に「但し、学生会員は、この限りにあらず」を追加する旨協議され、総会にはかることになった。

(6) 国際交流に関する件 国際交流委員会が設置された。委員は、関東部会—中村秀一郎、柏崎利之輔、および高柳暁（加藤寿延帰国まで）、中部部会—藤井隆、関西部会—新野幸次郎、尾上久雄、西日本部会—施昭雄、に決り、総会の承認を得ることとなった。

(7) その他、老年会員の取扱いについて協議されたが決定に至らず、引き続き検討されることになった。

幹事会 昭和五四年七月六日 慶応大学

一 関東部会当番校について 今年度当番

校として専修大学に決った。
二年報について 書評の執筆依頼について協議した。

幹事会 昭和五四年九月二十九日 慶応大学

一 明年度大会について 共通論題その他中部部会に一任することとした。

二 関東部会について

三 国際交流会議について

四 選挙について

五 年報について

幹事会 昭和五四年十二月一日 専修大学

一 選挙について 役員選出の日程、理事推薦機関とその定数の確定その他について協議した。

二 明年度大会について

三 国際会議派遣について 候補者の推薦方を各部会に依頼することになった。

選挙管理委員会 昭和五五年二月二日 慶

応大学（機械工具会館）

一 選挙の開票

（近江谷幸一記）

関東部会について

本年度の関東部会は、昭和五十四年十二月

一日（土）午後一時半から、左記のテーマのもとに、本年度の担当校、専修大学神田校舎において、三十名を越える参加者をえて開催された。お二人の研究報告それぞれが、ユニークかつ今日の内容をもつ充実したものであったことから、四時半の終了予定をこえる活発な討論をよぶ盛会であった。なお司会には、中村秀一郎氏（専修大学）があたりれた。

研究報告

一 「産業遺産保存の国際協調—産業考古

学の国際化—」

報告者 亜細亜大学 玉置正美氏

討論者 中央大学 斉藤 優氏

二 「国際協調と日本の経済政策—産業調

整の視点から—」

報告者 筑波大学 碓氷 尊氏

討論者 専修大学 鶴田俊正氏

（吉家清次記）

中部部会年次報告

本年度の日本経済政策学会中部地方大会（第十四回）は、大会委員長上原信博教授のもと、十二月一日（土）静岡大学で開催された。およそ五十名近い会員の出席を得て盛会

であった。

報告者及び論題は次の通りである。

(i) 既成港湾都市清水の産業構造—清水地域産業関連調査報告—

報告者 清水市役所 帯金昭

(ii) マグロ資源の国際管理

報告者 岐阜経済大学 山田健治

(iii) 静岡県における「総合計画」の系譜と諸問題

報告者 静岡県庁 比奈地徳三

(iv) ケインズ理論のミクロ的基礎—貨幣経済における市場調整

報告者 中京大学 相原正

(v) 外部性に関するコーズの定理

報告者 愛知大学 赤城国臣

また恒例による工場見学会は、十一月三十日（金）日本楽器製造株式会社本社グラウンドピアノ組立工場及び豊岡工場（管楽器及びエレクトーン工場）を見学した。三十名弱の参加があり、熱心に見学討論が行われた。

明年度第十五回中部地方大会は、信州大学の宮坂正治氏を大会準備委員長として、松本で夏開催することになった。

第十四回中部地方大会報告の要旨は以下の

通りである。

(一) 既成港湾都市清水の産業構造—清水地域産業関連調査報告—

清水市 帯金 昭

本報告は造船など構造不況業種を基幹産業とする静岡県清水市の産業間の関連を調査した結果から、不況に苦吟する地域経済の構造を明らかにしたものである。地域産業連関表の作成に到る中間報告ではあるが、結果からは、重化学工業部門を中心に地域内部での産業間の連携の薄い産業構造が浮かびあがる。

(二) マグロ資源の国際管理—東部太平洋の

ケース

岐阜経済大学 山田健治

現在のIATTC（全米熱帯マグロ委員会）によるキハダマグロの管理方式には欠陥がみられる。現状では、規制区域内では、MSY（最大持続生産量）以上に捕獲することは認められていない。マグロ漁船の移動性を考慮すれば、規制区域での割当が満されれば、漁船は別の海域へ移動するので、規制外にある海域のマグロ資源の逼迫が心配される。

それ故、地域管理方式が徹底されるとして、マグロ資源の保存のためには、何等かの

国際的な管理方式が不可欠と考えられよう。

(三) 静岡県における「総合計画」の系譜と諸問題

静岡県庁 比奈地徳三

本報告は以下の内容で報告し討論した。

1 静岡県「総合（開発）計画」の策定経緯

(1) 総合計画の意義

(2) 策定期間を中心としたグループピング

2 グループ毎にみる特色

(1) 基本理念の交替

(2) 計画策定手法の変化

3 静岡県の課題と今後の方向

(1) 静岡県の社会的経済的位置

(2) 今後の方向と課題

(四) ケインズ理論のミクロ的基礎

中京大学大学院 相原正

本報告は、ケインズ理論をめぐる新しい展開を手掛りとして、価格による市場調整メカニズムが機能しうる経済において、資源の完全雇用状態の達成を阻むものが何であるかを考察したものである。そこでは、数量調整メカニズムの同時的存在が、価格の調整メカニズムを不完全にし機能しないものとしてしまう可能性のあることを論じた。

(四) 外部性に関するコーズの定理
愛知大学 赤城国臣

外部不経済をモデル分析し、以下の結論を導出・報告した。(1)発生企業に賠償責任があつて交渉が行われると、短期の資源配分は最適になるが、長期では発生企業の生産量は最適な場合より過少に、被害企業のそれは過大になる。(2)発生企業に賠償責任がない場合、交渉の長期均衡解は不安定であつて実現されないであろう。またこの場合、交渉の短期均衡解は当事者が少数なら実現されようが、多数ならフリーライダーのため実現されない。

(上原信博・梅下隆芳記)

関西部会

常務理事・幹事会 八月一日(土) 午前十一時より神戸大学経済学部貴賓室において、来年度大会および部会研究会の件について会合をもつた。

部会研究会 秋季研究会を、十一月十七日(土) 午前十一時より午後五時まで、大阪市阪急「ブランド・ビル」一九階の「都市文化センター」において開催した。出席者は四十五名で、報告者および論者は左の通り。

「ユーゴの自主管理経済体制とインフレ・雇用の問題」 沢田于一郎氏(神戸外大)

「一九七〇年代におけるアメリカのインフレーションと金融・財政政策」 三木谷良一氏(神戸大学)

「ハンガリーにおける賃金と物価—経済改革その後一〇年—」 大野喜久之輔氏(神戸大学)

なお、沢田教授は外務省の関係で二年間ユゴに駐在され、また三木谷教授もつい最近アメリカから帰国されたばかりであり、生々しい事実裏付けられた興味深い報告であつた。大野教授の永年の研究成果をも含めて、たまたま資本主義と社会主義におけるインフレーションと失業をめぐる問題提起となり、質疑応答も熱心に行なわれた。

次回は八〇年六月二十八日(土)の予定。

常務理事選挙管理委員会と常務理事・幹事会

二月二〇日(水) 午後一時半より神戸大学経済学部貴賓室において、上記の委員会を開き、去る二月十五日(消印有効)で締め切られた常務理事の投票結果の開票を行なうとともに、今後の部会研究会の運営および幹事会の補強について検討した。

(新野幸次郎記)

西日本部会

本五十四年度の西日本部会は、梅田政勝常務理事を開催委員長として、福岡大学において夏秋二回(第二十八回、二十九回)の研究報告会を開催した。

第二十八回報告会は昭和五十四年七月七日

(土)、福岡大学研究室棟第八会議室で開催、そのときの論題ならびに報告者は次の通りであつた。

- 1 最適投資理論に関する一考察
末永勝昭氏(福岡大学大学院)
- 2 小売市場の一分析
迫田理恵氏(福岡大学大学院)
- 3 Asian Dollar 2000
高橋良宣氏(鹿児島経済大学)

第二十九回報告会は同年十一月十日(土)、

福岡大学研究室棟第七会議室で開催

- 1 低開発国の経済発展戦略—ピアソン、プレビシヤ、ミント各報告の比較研究
案浦 崇氏(福岡大学)
- 2 フリップスのループをめぐる問題
本田広美氏(第一経済大学)

3 流行についての経済学的考察
木下武人氏(中九州短期大学)

4 ネバールの一般情勢について

森田修示氏(国際協力事業団)

理事・幹事会は同年十一月十日、福岡大学研究室棟第九会議室で、「老齢学会員の件」を議題として話し合った。

なお昭和五十五年度の報告会は、夏季には福岡大学、秋季は大分大学でそれぞれ開催の予定である。

(峯田昌芳記)

本部宛贈刊行物(アイウエオ順)

雑誌名 発行所

季刊経済研究Vol. 2, No. 3 大阪市立大学経済研究

経済論集二八巻五号、二九巻一、二、三、四号 関西大学

経済経営論集一八巻一、二、三、四号 龍谷大学
経済・経営学会

産業経営第四、五号 早稲田大学

産業経済研究一九巻二、四号二十巻二、三、四号 久留米大学

史学雑誌第八八編第 四号 東京大学

社会科学研究年報第九号 龍谷大学

証券投資信託月報二一九、二二三号 証券投資信託協会

商工金融二九巻一、二、三、四号 商工組合中央金庫

総合研究所報Vol. 4, No. 5 桃山学院大学

組織行動研究No. 4, No. 3 慶応義塾大学
産業研究所

電研報 財団法人電力中央研究所

東京銀行月報三二巻二、三、四号 東京銀行

同志社商学三十巻二、三、四号 同志社大学

70年代における日本貿易 早稲田大学産業経営研究所

南山法学第二巻二、三、四号 南山大学法学会

農村研究第四七、四八、四九号 東京農業大学

日吉論文集二十 慶応義塾大学

福岡大学研究所報三九号 福岡大学研究所

三田学会雑誌七二巻二、三、四号 慶応義塾経済学会

Economic Impact 1979, 1~3, 1980, 1 慶応義塾経済学会

アメリカ大使館情報文化局

アメリカ大使館情報文化局

Problems of Communism, 1978~1979 化局

Socialist Thought and Practice 456 化局

お知らせ

「日本学術会議12期会員選挙について」

昭和五十五年十一月には、三年に一度の日本学術会議会員選挙が行われます。

この選挙は、会員を選挙する方も、会員に選挙される方も有権者でなければなりませんので、次のことに御留意ください。

- (1) 新たに有権者としての登録を希望する方は、登録用カードを早めに提出して下さい。

(2) 引き続き有権者の方は住所、勤務機関、勤務地等登録カード記載事項に変更があった場合は、すみやかに異動届を提出して下さい。

以上について不明の点がありましたら、左記にお問い合わせ下さい。

〒106港区六本木7-22-34

日本学術会議会員選挙管理事務局
電話〇三(四〇三)六二九一

本年度の年報は、昨年五月に中央大学で開催された第三六回全国大会における報告を中心とし、それに学会展望と書評とを加えて編集されている。

収録された大会報告は、共通論題「効率と公正の経済政策」の報告三篇、自由論題報告二二篇で、例年よりも若干報告数が多くなっている。また、書評も六篇収録され、昨年よりも多くなっているから、全体として昨年より厚目になっている。

共通論題の「効率と公正」をめぐっては、共通論題報告で多大の示唆が与えられているが、自由論題報告のなかにもテーマを同じくするものがあり、問題の関心の深さを示している。今年度は、共通論題に連動した学会展望を黒川和美氏にお願いして、このテーマの一層の深化をはかることにした。

今年度の大会報告は完全なレジメに基づいて行われた関係から、編集上の苦労はそれほど大きいものではなかった。予定通り本年度の年報を発行できるのも、ひとえに執筆者各

位のご協力によるものである。厚く御礼申し上げます。

最後に、年報編集に御配慮をいただいた全国大会当番校中央大学五井一雄教授をはじめとする各位、年報編集に参加されている関東部会幹事、本部事務局および新野幸次郎（関西部会）、藤井隆（中部部会）、施昭雄（西日本部会）の各部会幹事の諸氏と勁草出版サービスセンターの方々に厚く御礼申し上げます。

（近江谷幸一記）

- “Big Business and Economic Policy” (1963)
- “Economic Policy of Regional Development” (1964)
- “Change of Economic Structure in Japan” (1965)
- “Economic Regimes in the World and Economic Policy” (1966)
- “Economic Policy in Transformation Period” (1967)
- “Economic Policy during Post-War Twenty Years” (1968)
- “Capital Liberalisation and Economic Policy” (1969)
- “Oligopoly and Economic Policy” (1970)
- “A Reappraisal of Recent Japan's Economic Growth” (1971)
- “Pollution and Economic Policy” (1972)
- “International Comparison of Present Economic Policy” (1973)
- “Internationalization and Industrial Organization” (1974)
- “Contemporary Inflation and Distribution Policy” (1975)
- “Resource Problems and Economic Policy” (1976)
- “Welfare Policies under the Slower Rate of Economic Growth” (1977)
- “Transformation Policy of Industrial Structure in Japan” (1978)
- “Economic Policy During Thirty Years after the World War II in Japan—Prospect and Retrospect” (1979)

The Association is administrated by a board of 23 members elected every three years.

Present members are: T. Yamanaka (Prof., emeritus, former President of Hitotsubashi Univ.), K. Fujita (Prof., former President, Osaka Economic Univ.) H. Nakamura (Prof., Senshu Univ.), M. Komatsu (Prof., Waseda Univ.), S. Sakai (Prof., Aichigakuin Univ.), K. Niino (Prof., Kobe Univ.), T. Ito (Prof., Chiba Commercial Univ.), Y. Itagaki (Prof., emeritus, Hitotsubashi Univ.), T. Nojiri (Prof., Kobe Univ.), Y. Shimizu (Prof., Kantogakuin Univ.), K. Kiga (Prof., Seijo Univ.), T. Suzuki (Prof., Hosei Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), K. Echigo (Prof., Shiga Univ.), T. Takeda (Prof., Tokyo Univ.), H. Kumagai (Prof., Osaka Univ.), H. Onoe (Prof., Kyoto Univ.), S. Fujii (Prof., Nanzan Univ.), H. Matsuo (Prof., Sōka Univ.), Y. Tamura (Prof., Hiroshima Univ.), S. Kato (Prof., Rikkyo Univ.), H. Kato (Prof., Keio Univ.), M. Umeda (Prof., Fukuoka Univ.), T. Fujii (Prof., Nagoya Univ.), M. Noda (Prof., Meiji Univ.).

Dr. T. Yamanaka, one of the founders of the Association has been elected the chairman of the Association since 1958. As the administrator of the head office Prof. H. Kato and as editon in chief of annual reports Prof. T. Yoshida are appointed.

The Association adopts as one of its objects the co-operation with the similar foreign associations, though the society has not yet afforded to realize the effectual steps toward this aim. However, the Association welcomes from time to time some foreign scholars who show their interest and hope to attend the annual meeting. The Association is now intending to broaden international liaison in various forms by financially possible ways.

The Structure of Thünen's Ring and Agricultural Policies in Japan.....Masaji Miyasaka
 Industrial Policy of Local Governments.....Tadayuki Kanakura
 On the Cotton Textile Industry in Mikawa District under the Structural Depression.....Hiroo Mori
 Cinema Producing Business as Local Industry in Kyoto.....Fumio Shobayashi
 An Economic Analysis of Mergers in Japanese Manufacturing Industry, 1964-75, in Comparison with the British Mergers.....Katsuhiko Ikeda, Noriyuki Doi
 The Duty of Policy for Protecting Consumers—The Education and Organization of Consumers—.....Kazuo Kishimoto
 On the Policy of Public Enterprise.....Shozo Akazawa
 Reconsideration of public policy for industrial organization in the light of compromise as a norm of business behavior.....Mitsuo Sasaki
 Price Control as a Distribution Policy.....Akira Yokoyama
 The Methodology of the Virginia School and Its Contemporary Significance.....Noboru Sekiya
 The Peculiar Characteristics of a Representative Democracy as a Decision-making System of Public Goods Supply.....Hiroyuki Kawanobe

SURVEY

Contemporary Discussions on Economic Efficiency and Justice.....Kazuyoshi Kurokawa

BOOK REVIEW

David W. Pearce (ed.), The Valuation of Social Cost, 1978...Masaaki Komai
 Dieter Schmidtchen, Wettbewerbspolitik als Aufgabe, 1978.....Takashi Inoue
 Charles E. Lindblom, Politics and Markets: The World's Political-Economic Systems, 1977.....Takashi Gunjima
 Bruno S. Frey, Modern Political Economy, 1978.....Yasuaki Nagaya
 Douglas F. Dowd, The Twisted Dream, Capitalist development in the United States since 1776, 1977.....Tsumomu Saito
 W. W. Rostow, Getting from Here to There: A Policy for Post-Keynesian Age, 1978.....Fumihiko Adachi

効率と公正の経済政策

1980年5月20日 第1刷発行 定価 3,300円

編者 日本経済政策学会
 発行者 井村寿二

発行所 東京都文京区 株式会社 勁草書房
 後楽 2-23-15
 振替東京5-175253・電話(03)814-6861

落丁本・乱丁本はお取替します 大日本法令印刷・小深田製本
 無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます
 3333-932803-1836

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

KEIO UNIVERSITY, MITA MINATO-KU, TOKYO, JAPAN

KANSAI BRANCH: KOBE UNIVERSITY, KOBE

CHUBU BRANCH: NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA

NISHINIHON BRANCH: FUKUOKA UNIVERSITY, FUKUOKA

NIHON KEIZAI SEISAKU GAKKAI-Japan Economic Policy Association was founded in 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus Japan Economic Policy Association is one of few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports done at each annual meeting and resumes of the discussion about each report, in cluding other articles written by members. 22 volumes of annual reports have been published until 1972, except for the years interrupted by the War. Besides annual reports, the Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association for the commemoration of its 15 years' anniversary.

T. Ito (ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaoka & M. Cho (ed.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). K. Miyata & K. Fujita (ed.), *Development of Japanese Economic Policy*, (1958). H. Matsuo & K. Yamaoka, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

Association's themes printed in the annual reports are as follows:

- "Conditions of Economic Independence for Japan" (1950)
- "Patterns of Economic Control" (1951)
- "Planning in Economic Policy" (1952)
- "Industrial Structure and Economic Policy" (1953)
- "Policy for Selfsupporting Economy of Japan" (1954)
- "Japanese Post-War Economic Policy" (1955)
- "Post-War Economic Policy in the World" (1956)
- "Objects and Methods of Economic Policy" (1957)
- "Types of Economic Planning" (1958)
- "Structural Analysis and Economic Policy" (1960)
- "Government's Role in the Present Economy in Japan" (1961)
- "Economic Planning in Japan" (1962)

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1980

No. 28

CONTENTS

Introduction *The Program Committee*

ARTICLES

EFFICIENCY AND JUSTICE IN ECONOMIC POLICY

Efficiency versus Justice as Value Criteria *Yuichi Shionoya*

Efficiency and Equity in the Recommendation *Takashi Natsume*

What is the problem about Industrial Policy in the '80th ;

standing on two points of "efficiency" and "justice" ... *Toshimasa Tsuruta*

Summary *Toshinosuke Kashiwazaki*

REPORTS

The Sources of Japanese Economic Growth: 1957-76 *Hatsuo Morisaki*

The Planning Production and Adjustment of the Relative

Shares *Jiro Yoshimura*

Contemporary Problems and Perspective of Steel Industries

in Japan *Manabu Yamamura*

Minerals Trade and Economic Cooperation

..... *Ippei Yamazawa, Kazutaka Kunimoto*

The Structure of Labour Market and the Employment Policy in Japan:

with Special Reference to the Structural Analysis of Unemployment

..... *Asao Mizuno, Ryosei Yoshida*

Swedish Labor Market Policy—Its Economic Effect *Yasuyuki Nagayama*

Theory and Praxis of German Economic Policy *Haruo Oba*

Taxonomy of Economic Development Policies of LDCs:

A Quantitative Approach *Takeshi Imagawa*

Reconsideration of Welfare Policy in Japan—Seeking for

Equity and Efficiency— *Mamoru Suzuki*

Resource Allocation of Organizational Units and the

Efficiency of Industrial Policy *Teiji Watanabe*

Interdisciplinary Approach on Efficiency and Equity in Fiscal

Policy Formation—Toward a Fiscal Policy Theory of Civic

Household Type *Yoshio Ozawa*

EDITED BY

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

KEIO UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)

Published by

The Keiso Shobo Publishing Co.